

令和3年 第3回

宿毛市議会定例会会議録

令和3年9月7日開会

令和3年9月22日閉会

宿毛市議会事務局

令和3年第3回宿毛市議会定例会会議録

目 次

第 1 日 (令和3年 9月 7日 火曜日)	
議事日程	1
本日の会議に付した事件	2
出席議員	2
欠席議員	3
事務局職員出席者	3
出席要求による出席者	3
開 会 (午前10時00分)	
○日程第1 会議録署名議員の指名	5
○日程第2 会期の決定	5
(諸般の報告)	
○日程第3 宿毛市議会改革調査特別委員会調査報告 委員長報告	
宿毛市議会改革調査特別委員長	6
○日程第4 議案第1号から議案第38号まで	8
(提案理由の説明)	
市 長	8
散 会 (午前10時27分)	
----- . . ----- . . -----	
第 2 日 (令和3年 9月 8日 水曜日)	休会
----- . . ----- . . -----	
第 3 日 (令和3年 9月 9日 木曜日)	休会
----- . . ----- . . -----	
第 4 日 (令和3年 9月10日 金曜日)	休会
----- . . ----- . . -----	
第 5 日 (令和3年 9月11日 土曜日)	休会
----- . . ----- . . -----	
第 6 日 (令和3年 9月12日 日曜日)	休会
----- . . ----- . . -----	
第 7 日 (令和3年 9月13日 月曜日)	
議事日程	11
本日の会議に付した事件	11
出席議員	11

欠席議員	1 1
事務局職員出席者	1 1
出席要求による出席者	1 1
開 議 (午前 1 0 時 0 0 分)	
○日程第 1 議案第 3 9 号及び議案第 4 0 号	1 3
(提案理由の説明)	
市 長	1 3
○日程第 2 一般質問	1 3
1 今城 隆議員	1 3
市 長	1 3
今城 隆議員	1 4
環境課長	1 5
今城 隆議員	1 5
環境課長	1 5
今城 隆議員	1 5
環境課長	1 6
今城 隆議員	1 6
環境課長	1 6
今城 隆議員	1 7
市 長	1 7
今城 隆議員	1 8
市 長	1 8
今城 隆議員	1 9
市 長	1 9
今城 隆議員	2 0
市 長	2 0
今城 隆議員	2 0
市 長	2 1
今城 隆議員	2 1
市 長	2 2
今城 隆議員	2 2
市 長	2 2
今城 隆議員	2 2
商工観光課長	2 2
今城 隆議員	2 3
市 長	2 3
今城 隆議員	2 3

市 長	2 4
今城 隆議員	2 4
市 長	2 5
今城 隆議員	2 6
福祉事務所長	2 6
今城 隆議員	2 6
福祉事務所長	2 6
今城 隆議員	2 6
福祉事務所長	2 7
今城 隆議員	2 7
福祉事務所長	2 8
今城 隆議員	2 8
福祉事務所長	2 8
今城 隆議員	2 8
2 三木健正議員	2 9
商工観光課長	2 9
三木健正議員	2 9
商工観光課長	3 0
三木健正議員	3 0
市長	3 0
三木健正議員	3 1
危機管理課長	3 2
三木健正議員	3 2
危機管理課長	3 2
三木健正議員	3 2
危機管理課長	3 3
三木健正議員	3 3
危機管理課長	3 3
三木健正議員	3 3
危機管理課長	3 3
三木健正議員	3 4
土木課長	3 4
三木健正議員	3 4
危機管理課長	3 4
三木健正議員	3 5
土木課長	3 6
三木健正議員	3 6

	土木課長	3 6
	三木健正議員	3 6
	土木課長	3 6
	三木健正議員	3 7
	土木課長	3 7
	三木健正議員	3 7
	土木課長	3 7
	三木健正議員	3 7
	土木課長	3 7
	三木健正議員	3 8
	土木課長	3 8
	三木健正議員	3 8
3	岡崎利久議員	3 9
	教育次長兼学校教育課長	3 9
	岡崎利久議員	3 9
	教育次長兼学校教育課長	3 9
	岡崎利久議員	4 0
	教育次長兼学校教育課長	4 0
	岡崎利久議員	4 0
	教育次長兼学校教育課長	4 0
	岡崎利久議員	4 0
	教育次長兼学校教育課長	4 1
	岡崎利久議員	4 1
	教育次長兼学校教育課長	4 1
	岡崎利久議員	4 1
	教育次長兼学校教育課長	4 1
	岡崎利久議員	4 1
	教育次長兼学校教育課長	4 2
	岡崎利久議員	4 2
	教 育 長	4 2
	岡崎利久議員	4 2
	教 育 長	4 3
	岡崎利久議員	4 3
	都市建設課長	4 3
	岡崎利久議員	4 3
	副 市 長	4 3
	岡崎利久議員	4 3

	副市長	4 4
	岡崎利久議員	4 4
	都市建設課長	4 4
	岡崎利久議員	4 5
4	川田栄子議員	4 5
	健康推進課長	4 6
	川田栄子議員	4 6
	健康推進課長	4 6
	川田栄子議員	4 6
	健康推進課長	4 7
	川田栄子議員	4 7
	健康推進課長	4 7
	川田栄子議員	4 8
	健康推進課長	4 8
	川田栄子議員	4 8
	健康推進課長	4 9
	川田栄子議員	4 9
	健康推進課長	5 0
	川田栄子議員	5 1
	市長	5 2
	川田栄子議員	5 3
	土木課長	5 3
	川田栄子議員	5 3
	土木課長	5 3
	川田栄子議員	5 3
	土木課長	5 3
	川田栄子議員	5 4
	市長	5 4
	川田栄子議員	5 4
	土木課長	5 4
	川田栄子議員	5 5
	土木課長	5 5
	川田栄子議員	5 5
	土木課長	5 5
	川田栄子議員	5 6
	土木課長	5 6
	川田栄子議員	5 6

教育次長兼学校教育課長	5 7
川田栄子議員	5 7
教育次長兼学校教育課長	5 7
川田栄子議員	5 8
水道課長	5 8
川田栄子議員	5 8
水道課長	5 8
川田栄子議員	5 9
水道課長	5 9
川田栄子議員	5 9
水道課長	5 9
川田栄子議員	6 0
市 長	6 0
川田栄子議員	6 0

延 会 (午後 3 時 2 9 分)

----- . . ----- . . -----

第 8 日 (令和 3 年 9 月 1 4 日 火曜日)

議事日程	6 1
本日の会議に付した事件	6 1
出席議員	6 1
欠席議員	6 1
事務局職員出席者	6 1
出席要求による出席者	6 1
開 議 (午前 1 0 時 0 0 分)	
○日程第 1 一般質問	6 3
1 野々下昌文議員	6 3
市 長	6 3
野々下昌文議員	6 4
市 長	6 5
野々下昌文議員	6 5
市 長	6 6
野々下昌文議員	6 7
市民課長補佐	6 8
野々下昌文議員	6 8
市民課長補佐	6 8
野々下昌文議員	6 8
市 長	6 9

野々下昌文議員	7 0
市 長	7 0
野々下昌文議員	7 1
教 育 長	7 1
野々下昌文議員	7 2
教 育 長	7 2
野々下昌文議員	7 2
市 長	7 3
野々下昌文議員	7 3
市 長	7 4
野々下昌文議員	7 4
教 育 長	7 5
野々下昌文議員	7 5
市 長	7 5
野々下昌文議員	7 6
○日程第2 議案第1号から議案第40号まで	7 6
質 疑	7 6
1 川村三千代議員	7 6
企画課長	7 7
川村三千代議員	7 7
企画課長	7 7
川村三千代議員	7 7
企画課長	7 8
川村三千代議員	7 8
商工観光課長	7 8
川村三千代議員	7 9
商工観光課長	7 9
川村三千代議員	7 9
教育次長兼学校教育課長	8 0
川村三千代議員	8 0
教育次長兼学校教育課長	8 0
川村三千代議員	8 0
生涯学習課長兼宿毛文教センター所長	8 1
川村三千代議員	8 1
生涯学習課長兼宿毛文教センター所長	8 1
川村三千代議員	8 2
生涯学習課長兼宿毛文教センター所長	8 2

川村三千代議員	8 2
生涯学習課長兼宿毛文教センター所長	8 2
川村三千代議員	8 3
生涯学習課長兼宿毛文教センター所長	8 3
川村三千代議員	8 3
散 会 (午前 11 時 52 分)	
請願文書表	8 4
議案付託表	8 5
----- . . . -----	
第 9 日 (令和 3 年 9 月 15 日 水曜日)	休会
----- . . . -----	
第 10 日 (令和 3 年 9 月 16 日 木曜日)	休会
----- . . . -----	
第 11 日 (令和 3 年 9 月 17 日 金曜日)	休会
----- . . . -----	
第 12 日 (令和 3 年 9 月 18 日 土曜日)	休会
----- . . . -----	
第 13 日 (令和 3 年 9 月 19 日 日曜日)	休会
----- . . . -----	
第 14 日 (令和 3 年 9 月 20 日 月曜日)	休会
----- . . . -----	
第 15 日 (令和 3 年 9 月 21 日 火曜日)	休会
----- . . . -----	
第 16 日 (令和 3 年 9 月 22 日 水曜日)	
議事日程	8 7
本日の会議に付した事件	8 7
出席議員	8 7
欠席議員	8 7
事務局職員出席者	8 7
出席要求による出席者	8 8
開 議 (午前 10 時 00 分)	
○日程第 1 議案第 1 号から議案第 40 号まで	8 9
(議案第 14 号から議案第 40 号まで)	
委員長報告	
予算決算常任委員長	8 9
総務文教常任委員長	9 2
産業厚生常任委員長	9 2

質疑・討論・表決	93
(議案第1号から議案第13号まで)	
継続審査	93
○日程第2 請願第4号	93
委員長報告	
産業厚生常任委員長	93
質疑・討論・表決	94
討論	94
今城 隆議員 (賛成)	94
三木健正議員 (反対)	96
川田栄子議員 (賛成)	96
表決	97
○日程第3 委員会調査について	98
継続調査	98
○日程第4 議案第41号	98
(提案理由の説明)	
市長	98
質疑	98
委員会付託省略	98
討論・表決	98
○日程第5 意見書案第1号	99
(提案理由の説明)	
岡崎利久議員	99
質疑	99
委員会付託省略	
(意見書案第1号)	
討論・表決	100
(閉会挨拶)	
市長	100
閉会 (午前11時12分)	
委員会審査報告書	102
請願審査報告書	105
閉会中の継続審査申出書	106
閉会中の継続調査申出書	107
意見書案第1号	110

一般質問通告表	付一	1
議決結果一覧表	付一	4
議案	付一	4
請願	付一	7

令和3年
第3回宿毛市議会定例会会議録第1号

1 議事日程

第1日（令和3年9月 7日 火曜日）

午前10時開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

○諸般の報告

第3 宿毛市議会改革調査特別委員会調査報告

第4 議案第1号から議案第38号まで

議案第 1号 令和2年度宿毛市一般会計歳入歳出決算認定について

議案第 2号 令和2年度宿毛市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第 3号 令和2年度宿毛市へき地診療事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第 4号 令和2年度宿毛市定期船事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第 5号 令和2年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計歳入歳出決算認定について

議案第 6号 令和2年度宿毛市学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第 7号 令和2年度宿毛市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第 8号 令和2年度宿毛市国民宿舎運営事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第 9号 令和2年度幡多西部介護認定審査会特別会計歳入歳出決算認定について

議案第10号 令和2年度宿毛市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第11号 令和2年度宿毛市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第12号 令和2年度宿毛市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

議案第13号 令和2年度宿毛市水道事業会計決算認定について

議案第14号 令和3年度宿毛市一般会計補正予算について

議案第15号 令和3年度宿毛市国民健康保険事業特別会計補正予算について

議案第16号 令和3年度宿毛市へき地診療事業特別会計補正予算について

議案第17号 令和3年度宿毛市定期船事業特別会計補正予算について

- 議案第18号 令和3年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計補正予算について
- 議案第19号 令和3年度宿毛市学校給食事業特別会計補正予算について
- 議案第20号 令和3年度宿毛市下水道事業特別会計補正予算について
- 議案第21号 令和3年度宿毛市介護保険事業特別会計補正予算について
- 議案第22号 令和3年度宿毛市後期高齢者医療特別会計補正予算について
- 議案第23号 令和3年度宿毛市水道事業会計補正予算について
- 議案第24号 宿毛市個人情報保護条例の一部を改正する条例について
- 議案第25号 宿毛市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第26号 宿毛市コミュニティバスの運行に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第27号 宿毛市立保育所設置条例の一部を改正する条例について
- 議案第28号 宿毛都市計画事業宿毛駅前地区土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例について
- 議案第29号 宿毛都市計画事業宿毛駅東地区土地区画整理事業施行規程に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第30号 宿毛市林邸再生活用事業寄附金条例の廃止について
- 議案第31号 宿毛市林邸再生活用事業寄附金基金条例の廃止について
- 議案第32号 市道路線の認定について
- 議案第33号 市道路線の認定について
- 議案第34号 市道路線の変更について
- 議案第35号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
- 議案第36号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
- 議案第37号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
- 議案第38号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

----- . . . -----

2 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 宿毛市議会改革調査特別委員会調査報告
- 日程第4 議案第1号から議案第38号まで

----- . . . -----

3 出席議員（13名）

- | | |
|--------------|--------------|
| 1番 今 城 隆 君 | 2番 堀 景 君 |
| 3番 三 木 健 正 君 | 4番 川 田 栄 子 君 |
| 5番 川 村 三千代 君 | 7番 高 倉 真 弓 君 |

8番	山 上 庄 一 君	9番	山 戸 寛 君
10番	岡 崎 利 久 君	11番	野々下 昌 文 君
12番	松 浦 英 夫 君	13番	寺 田 公 一 君
14番	濱 田 陸 紀 君		

----- . . . -----

4 欠席議員

な し

----- . . . -----

5 事務局職員出席者

事務局 長	朝比奈 淳 司 君
次長兼庶務係長 兼調査係長	奈 良 和 美 君
議事係 長	桑 原 美 穂 君

----- . . . -----

6 出席要求による出席者

市 長	中 平 富 宏 君
副 市 長	岩 本 昌 彦 君
企 画 課 長	黒 田 厚 君
総 務 課 長	桑 原 一 君
危機管理課長	上 村 秀 生 君
市 民 課 長	中 山 佳 久 君
税 務 課 長	山 岡 敏 樹 君
会計管理者兼 会 計 課 長	佐 藤 恵 介 君
健康推進課長	松 田 まなみ 君
長寿政策課長	谷 本 裕 子 君
環 境 課 長	谷 本 和 哉 君
人権推進課長	山 戸 達 朗 君
産業振興課長	岩 本 敬 二 君
商工観光課長	長 山 敏 昭 君
土 木 課 長	澤 田 英 典 君
都市建設課長	小 島 裕 史 君
福祉事務所長	河 原 志加子 君
水 道 課 長	川 島 義 之 君
教 育 長	鎌 田 勇 人 君
教育次長兼 学 校 教 育 課 長	和 田 克 哉 君

生涯学習課長	
兼 宿毛文教	岡 本 武 君
センター所長	
学 校 給 食	平 井 建 一 君
センター所長	
選挙管理委員会	児 島 厚 臣 君
事 務 局 長	

----- . . ----- . . -----

午前10時00分開会

○議長（寺田公一君） これより令和3年第3回宿毛市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において山上庄一君及び山戸 寛君を指名いたします。

日程第2「会期の決定」を議題といたします。お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から9月22日までの16日間といたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（寺田公一君） 御異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日から9月22日までの16日間と決定いたしました。

この際「諸般の報告」をいたします。

会議規則第62条第2項の規定により、一般質問の通告の期限を本日午後3時と定めますので、質問者は期間内にその要旨を文書で通告してください。

閉会中の議員派遣及び事務的な報告につきましては、お手元に配付いたしました文書のとおりでありますので、これにより御了承願います。

市長から報告事項がありますので、発言を許します。

市長。

○市長（中平富宏君） 皆様、おはようございます。

本日は、令和3年第3回宿毛市議会定例会に御参集をいただきまして、誠にありがとうございます。

報告事項の説明に入ります前に、高知県内における新型コロナウイルス感染症の新規感染者

数は、連日、過去最高を更新する状況となり、今月12日まで、高知県もまん延防止等重点措置が適用されています。

市民の皆様におかれましては、今後も引き続き手洗いの励行、マスクの着用などの感染防止対策の徹底をお願い申し上げます。

それでは、報告事項につきまして、御説明申し上げます。

報告第1号及び第2号は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率及び資金不足比率についての報告でございます。

この報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項により、財政状況を見極める4つの健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率を明らかにし、監査委員の意見を添えて議会に報告することが義務づけられているものです。

お手元の報告書にありますように、健全化判断比率のうち、実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、赤字になっておりませんので、数値は出ておりません。

また、実質公債費比率は、昨年度より0.8%減少し、12.2%で、早期健全化基準の25%を下回っております。将来負担比率につきましては、地方債借入額の増額等に伴い、昨年度より26%増加し、88.3%となっておりますが、早期健全化基準の350%を下回っています。

次に、公営企業の資金不足比率につきましては、水道事業会計、定期船事業特別会計、下水道事業特別会計、国民宿舎運営事業特別会計、土地区画整理事業特別会計の5会計とも資金不足はありませんので、数値は出ておりません。

このように、数値はおおむね堅調な状況であります。本市は給食センター建設事業など、南海トラフ地震対策や、公共施設の老朽化対策

等、大規模な事業が、今後、控えておりますので、健全化判断比率等に留意しつつ、事業の優先順位等も考慮しながら、有利な補助金や起債を活用して、引き続き、効率的で効果的な行財政運営を推進していく所存であります。

議員の皆様方には、今後ともより一層の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。報告事項の説明とさせていただきます。

○議長（寺田公一君） 以上で、諸般の報告を終わります。

日程第3「宿毛市議会改革調査特別委員会調査報告」を議題といたします。

宿毛市議会改革調査特別委員会に付託し、閉会中の継続調査となっている本件について、委員長の報告を求めます。

宿毛市議会改革調査特別委員長。

○議会改革調査特別委員長（岡崎利久君） 議会改革調査特別委員長、本委員会に委託され、閉会中の継続調査となっております宿毛市議会の改革に関する調査について、調査の経過概要及び結果を報告いたします。

令和元年第3回定例会において設置されました本委員会は、議会の改革に関する調査について、1、議会運営の見直しについて。2、議会機能の強化について。3、開かれた議会づくりについて。4、政治倫理について。以上4つの調査項目を決定し、21回にわたり委員会を開催し、議論、協議を積み重ねてまいりました。

その調査結果について、報告をいたします。

1、議会運営の見直しについて。本市議会は、宿毛市議会会議規則はもとより、長年にわたる議会活動の積み重ねによる申合せや先例などにより、議会運営を行ってきたところであるが、議会活動のさらなる充実のためには、これまでの慣習に流されることなく、新たな取組に向けての努力を怠ってはならない。

そのため、本委員会では、議会運営の在り方

について、議会活動を通じて感じた問題意識をもとに、熱心な討議を行い、以下の取組を行うことを、全会一致で決定した。

①議案質疑の発言時間の短縮。本市議会における議案質疑の発言時間は、答弁を含まず70分以内としているが、これまで時間を使い切った事例がないことや、時間を短縮することで、簡単明瞭にその意を尽くし、冗長にならないことに資することなどから、質疑の発言時間の短縮を提言するものである。

なお、一般質問の発言時間についても協議したが、様々な意見が出され、意見集約には至らず、現行の90分以内を維持とする。

②会派代表者会並びに議会だより編集委員会を会議規則に規定すること。

本市議会の会派代表者会並びに議会だより編集委員会について、その運営は申合せをもとに行ってきたが、会議規則における協議または調整を行うための場に規定し、正規の議会活動として位置づけ、公務災害や費用弁償の対象とすることができるように提言するものである。

2、議会機能の強化について。

南海トラフ巨大地震などの大規模災害発生時に議会機能を維持し、予算審議などの重要議案の審議が遅れて市政運営に支障が出ないようにするため、議会BCP、業務継続計画の調査研究を行った。先進地視察や、他市議会事例の調査研究、執行機関と意見交換を行うなど、議論を進めてきたが、本市では南海トラフ地震の発生が高い確率で危惧されており、大規模な災害等が発生した非常事態時においても、議会の機能を停止することなく、その責務を果たすために、本議会BCPの策定は必要であるとの結論に至った。そのため、本委員会としては、下記の取組を提言することを全会一致で決定した。

①宿毛市議会業務継続計画（議会BCP）の策定。

東日本大震災のように、市域が壊滅的な被害を受けるような大規模な災害が発生した場合、議会の運営面で考えると、議会中においては、会議が中断・流会し、また告示後で開会前であれば会議が開けないまま流会となり、議案の審査が行えず、東日本大震災で問題となったように、重要な議案が首長の専決処分による対応となるなど、議会としての役割が十分に果たせないおそれがある。

また、議員が個別に執行部設置の災害対策本部に連絡等を行った結果、執行部の災害対応に支障が出たという他自治体の事例もあることから、議員自身の行動が、その後の災害対応に影響を与える可能性があることを考慮し、発災時の議員自身の行動については、一層の慎重さが求められるところである。

以上のことを勘案の上、本委員会として、大規模な災害が発生した場合においても、議会としての役割を適正に果たしていくこと、また議会として、本市執行部の災害対策本部が災害対応に専念できる環境を整えていくことを目的とした議会業務継続計画（議会BCP）の策定を提言するものである。

なお、当委員会として、議会BCP素案を策定したので、今後の策定に向けての参考とされたい。

3、開かれた議会づくりについて。

現在、議会情報は定期的に発行される議会だよりや、ホームページで発信しているほか、ケーブルテレビによる本会議の生中継や、インターネットを通じた過去の映像配信、会議録の閲覧、並びに議会報告会の実施など、市民が議会活動に接するための環境は、一定整えられているが、さらなる取組として、議会モニター制度について調査研究を行った。

先進地を視察する中で感じたことは、モニターの方の世代が偏っており、人選が難しく、全

世代の意見を公平に聞くことができる制度とは言えないということである。まずは、議会報告会を充実させることが肝要であり、モニター制度は時期尚早であるとの結論に達した。

4、政治倫理について。

政治倫理条例の制定について、調査研究を行った。

高知県11市議会の条例制定状況は、5市が制定、5市が議会基本条例に政治倫理に関する規定をし、2市が両方を規定をしている。

本委員会として、県下各市議会の事例を調査研究の上、協議した結果、本市議会では議会基本条例第17条に、議員の政治倫理について規定をしており、政治倫理条例については、現段階では、制定に及ばないとの結論となったが、以下の項目について、議論がなされた。

①コンプライアンスについて。

一般にコンプライアンスは法令遵守と訳されているが、自治体議員にとってのコンプライアンスには、もう少し大きな意味があると考えられる。なぜなら、自治体議員という立場は、その自治体の住民から選挙によって選ばれ、託されたものであり、公職についているものは、その人が良識の人であると住民が認めたからにはほかならない。

逆に言えば、良識の人であるからこそ、議員は住民の代表として、その自治体が置かれている現状を見据え、目指すべき未来を語り、住民がその地域で幸せに暮らせるよう、知識を蓄え、知恵を絞ることを託されている。

そんな自治体議員に求められるコンプライアンスとは、法令を守ることはもちろん、住民の模範として行動することが期待されている。

私たち市議会議員は、自治体の中でも強い存在と見られているから、軽い気持ちの言動でも、周囲は議員に気を遣うこととなる。だからこそ、謙虚さを忘れずに、自分の言葉や行動を、職員

や住民がどう受け止めるかを常に意識し、議員一人一人が自らを律して、議場内のみならず、議場外のあらゆる局面において、コンプライアンスの徹底を心するべきである。

②兼業・兼職について。

兼業・兼職についての調査研究を行ったが、このことについては、議員の請負禁止について、禁止の対象となる請負の範囲が明確でないことは、立候補しようとする者にとって、懸念材料の一つである。全国市議会議長会においても、議員の請負禁止の範囲を明確化し、請負に関する規制を緩和するための法改正を行うことについて、政府与党において議論の深化と加速を図るよう要望しており、今後の地方制度調査会などの議論を注視していきたい。

③議員の地区長への就任について。

議員の地区長への就任についても議論し、法令では禁止されていないことや、規模の小さい地区においては、地区長の成り手がいないなどの諸事情も考えられることから、条例などによる禁止はするべきではない。

しかしながら、市民全体の代表として、高い倫理的義務が課せられていることを深く自覚し、良識と責任感を持って品位の保持に努めなければならないことを勘案し、当委員会としては、一部地域の利益代弁者という疑いを持たれかねない地区長への就任は、自粛すべきとの結論に達した。

本委員会は、設置以来、鋭意積極的に調査研究を進めてまいりました。今回の調査結果を踏まえ、議会改革へ向けた不断の取組が行われることを切望するものであります。

議員各位の御理解をお願い申し上げ、本委員会の調査報告といたします。

○議長（寺田公一君） 以上で、委員長の報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入りま

す。

質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（寺田公一君） 格別質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（寺田公一君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

お諮りいたします。

本件は委員長報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（寺田公一君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、委員長報告のとおり承認することに決しました。

日程第4「議案第1号から議案第38号まで」の38議案を一括議題といたします。

この際、提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（中平富宏君） それでは、御提案申し上げました議案につき、提案理由の説明をさせていただきます。

議案第1号から第13号までの13議案は、令和2年度宿毛市一般会計及び各特別会計並びに水道事業会計の決算認定をお願いするものです。

各会計の決算書とともに、監査委員の審査意見書を添えて提出していますので、説明は省略をさせていただきます。

議案第14号は、「令和3年度宿毛市一般会計補正予算」でございます。

総額で6億1,551万7,000円を追加しようとするものです。

歳入で増額する主なものは、地方交付税5億3,422万6,000円、国庫支出金3億9,

991万1,000円、県支出金5,521万円、繰越金1億2,381万7,000円、市債1億9,450万8,000円となっております。

一方、歳出で増額する主なものは、国の第3次補正予算を活用した新型コロナウイルス対策事業といたしまして、総務費で新型コロナウイルス感染症対応土佐くろしお鉄道運行補助金1,305万4,000円、商工費で、幡多広域観光協議会運営事業費負担金1,145万2,000円を計上しております。

また、災害復旧費で、農林水産施設災害復旧費1億3,679万9,000円、公共土木施設災害復旧費2億8,454万8,000円を計上しております。

議案第15号から第23号までの9議案は、令和3年度各特別会計の補正予算でございます。

主な内容といたしましては、議案第18号を除いて、人件費の補正をしようとするものです。

議案第18号の宿毛市特別養護老人ホーム特別会計補正予算の内容としましては、空調設備等の改修費用といたしまして、総額1,409万1,000円を追加しようとするものです。議案第24号及び議案第25号は、「宿毛市個人情報保護条例の一部を改正する条例について」並びに「宿毛市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について」でございます。

内容につきましては、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律が施行されることに伴い、両条例の一部を改正しようとするものです。

議案第26号は、「宿毛市コミュニティバスの運行に関する条例の一部を改正する条例について」でございます。

内容につきましては、栄喜線及び舟ノ川線において、地域住民の利便性の向上を目的とし、

停留所を追加するため、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第27号は、「宿毛市立保育所設置条例の一部を改正する条例について」でございます。

内容につきましては、来年度より中央保育園及び成陽保育園を閉園し、新たに「きぼうが丘保育園」を開園するに当たり、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第28号及び議案第29号は、「宿毛都市計画事業宿毛駅前地区土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例について」及び「宿毛都市計画事業宿毛駅東地区土地区画整理事業施行規程に関する条例の一部を改正する条例について」でございます。

内容につきましては、宿毛駅前地区及び宿毛駅東地区の土地区画整理事業審議会の議事録に求められていた審議会委員の押印を省略するため、両条例の一部を改正しようとするものです。

議案第30号及び議案第31号は、「宿毛市林邸再生活用事業寄附金条例の廃止について」及び「宿毛市林邸再生活用事業寄附金基金条例の廃止について」でございます。

内容につきましては、林邸の再生活用事業に対し広く寄附金を募り、それを財源として事業に取り組んでまいりましたが、所期の目的を達成したことから、両条例を廃止しようとするものです。

議案第32号及び第33号は「市道路線の認定について」でございます。

内容につきましては、市道松田町団地1号線及び、松田町団地2号線の2路線について、道路法第8条第2項の規定に基づき道路の路線を認定することについて、議会の議決を求めるものでございます。

議案第34号は「市道路線の変更について」でございます。

内容につきましては、市道藻津4号線につい

て、道路法第10条第3項の規定に基づき道路の路線を変更することについて、議会の議決を求めるものでございます。

議案第35号から第38号までの4議案は、いずれも「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について」でございます。

内容につきましては、沖の島辺地、北部辺地、西部辺地、南部辺地における公共的施設の整備を実施するに当たり、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第8項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上が、御提案申し上げました議案の内容でございます。

よろしく御審議の上、適切な御決定をいただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（寺田公一君）これにて、提案理由の説明は終わりました。

お諮りいたします。

議事の都合により、9月8日から9月10日まで休会いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（寺田公一君）御異議なしと認めます。

よって、9月8日から9月10日まで休会することに決しました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

9月8日から9月12日までの5日間休会し、9月13日午前10時より再開いたします。

本日は、これにて散会いたします。

午前10時27分散会

令和3年
第3回宿毛市議会定例会会議録第2号

1 議事日程

第7日（令和3年9月13日 月曜日）

午前10時 開議

第1 議案第39号及び議案第40号

議案第39号 令和3年度宿毛市一般会計補正予算について

議案第40号 宿毛市特別職の職員の給与並びに旅費に関する条例の一部を改正する条例について

第2 一般質問

----- . . . -----

2 本日の会議に付した事件

日程第1 議案第39号及び議案第40号

日程第2 一般質問

----- . . . -----

3 出席議員（13名）

1番 今城 隆 君	2番 堀 景 君
3番 三木 健正 君	4番 川田 栄子 君
5番 川村 三千代 君	7番 高倉 真弓 君
8番 山上 庄一 君	9番 山戸 寛 君
10番 岡崎 利久 君	11番 野々下 昌文 君
12番 松浦 英夫 君	13番 寺田 公一 君
14番 濱田 陸紀 君	

----- . . . -----

4 欠席議員

なし

----- . . . -----

5 事務局職員出席者

事務局 長 朝比奈 淳 司 君
次長兼庶務係長 奈良 和美 君
兼調査係長
議事係長 桑原 美穂 君

----- . . . -----

6 出席要求による出席者

市 長 中平 富宏 君
副市長 岩本 昌彦 君

企 画 課 長	黒 田 厚 君
総 務 課 長	桑 原 一 君
危機管理課長	上 村 秀 生 君
市民課長補佐	久保田 志 保 君
税 務 課 長	山 岡 敏 樹 君
会計管理者兼 会 計 課 長	佐 藤 恵 介 君
健康推進課長	松 田 まなみ 君
長寿政策課長	谷 本 裕 子 君
環 境 課 長	谷 本 和 哉 君
人権推進課長	山 戸 達 朗 君
産業振興課長	岩 本 敬 二 君
商工観光課長	長 山 敏 昭 君
土 木 課 長	澤 田 英 典 君
都市建設課長	小 島 裕 史 君
福祉事務所長	河 原 志加子 君
水 道 課 長	川 島 義 之 君
教 育 長	鎌 田 勇 人 君
教育次長兼 学 校 教 育 課 長	和 田 克 哉 君
生涯学習課長 兼 宿 毛 文 教 セ ン タ ー 所 長	岡 本 武 君
学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長	平 井 建 一 君
選挙管理委員会 事 務 局 長 補 佐	埜々下 哲 広 君

----- . . . ----- . . . -----

午前10時00分 開議

○議長（寺田公一君） これより本日の会議を開きます。

日程第1「議案第39号及び議案第40号」を議題といたします。

この際、提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（中平富宏君） 皆さん、おはようございます。

提案理由の説明に入ります前に、本市課長級職員が量販店におきまして万引き行為を行い、9月7日に書類送検される事案が発生いたしました。

先般の幡多西部消防組合職員の逮捕により、綱紀の粛正について、職員に指示しているさなかでの事案であり、また職員を指導監督する立場である課長級職員の非違行為ということで、市政への信頼が大きく損なわれる事案であることから、9月10日付で当該職員を停職4カ月の懲戒処分といたしました。

市民の皆様及び関係各位に御迷惑と御心配をおかけしましたこと、職員の監督責任者である市長として、おわびを申し上げます。誠に申し訳ございませんでした。

全職員に対しまして、不祥事根絶に向けた通知を行いました。今後は二度とこのようなことが発生しないよう、服務規律の確保と、綱紀粛正の徹底を図り、職員一丸となって、市民の皆様への信頼回復に、誠心誠意努めてまいります。

それでは、追加で御提案申し上げました議案につきまして、提案理由の説明をいたします。

議案第39号「令和3年度宿毛市一般会計補正予算」及び、議案第40号「宿毛市特別職の職員の給与並びに旅費に関する条例の一部を改正する条例について」でございます。

本2議案の内容につきましては、本市から派

遣しています幡多西部消防組合職員が、振り込み詐欺に関連し逮捕されたことや、事務の遺漏による下水道使用料の賦課漏れ、そして、冒頭おわび申し上げた課長級職員の万引きに伴う懲戒処分といった不祥事が立て続けに発生し、市民の皆様への信頼を損なう結果となり、市政を預かる者として責任を重く受け止めております。

つきましては、私及び副市長の給料月額を、令和3年10月1日から2か月間、それぞれ10%減額しようとするものです。

以上が、御提案申し上げました議案の内容でございます。

よろしく御審議の上、適切な御決定を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（寺田公一君） これにて提案理由の説明は終わりました。

日程第2「一般質問」を行います。

順次発言を許します。

1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） おはようございます。今回もよろしくお願いいたします。

まず、最初にゼロカーボンシティについて、具体的施策と市民生活の変容の様子について、伺ってきたいと思います。

最初に、ゼロカーボンシティ宣言の理念について、簡潔にお答え願います。よろしくお願いいたします。

○議長（寺田公一君） 市長。

○市長（中平富宏君） 今城議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

ゼロカーボンシティ宣言を行った経緯についても、少しお話をさせていただく中で、簡潔に説明をさせていただきたいと思っております。

本年6月の定例会におきまして、野々下議員の一般質問で答弁させていただいておるところでございますが、改めまして御説明をさせてい

たきます。

ゼロカーボンシティとは、2050年までにCO₂排出量を実質ゼロにすることを指す、そういった旨を公表した地方公共団体のことを指します。

また、CO₂排出量の実質ゼロとは、経済活動などで排出されるCO₂の量と、森林など、CO₂吸収源が除去するCO₂のその量の均衡を達成することを指します。

私がゼロカーボンシティ宣言を行った背景には、世界各地での異常気象の発生、また日本国内においても、集中豪雨や台風の巨大化など、地球温暖化に起因するとされる自然災害が頻発、激甚化しておりまして、本市におきまして、平成30年7月豪雨におきまして、時間雨量108ミリ、3時間で263ミリの雨量を記録するなど、これまで経験したことのない、そういった記録的大雨に見舞われたところでございます。

そして、甚大な被害が発生しました。住民の生命や財産の危機、自然環境や生態系への悪影響など、人類の生存基盤を根本から揺るがす気候危機というべき、極めて深刻な事態となっていることを受けまして、地球温暖化対策に早急かつ真摯に取り組をいたしまして、本市の豊かな自然や生態系を次の時代につなげていかななくてはならない、そのような考えのもと、2018年のIPCC特別報告書による、2050年までにCO₂の実質排出量をゼロにすることが必要とされている目標年度を、10年間短縮をいたしまして、2040年までにCO₂排出量の実質ゼロを目指す、ゼロカーボンシティを宣言したものでございます。

今後は、住民や事業者の方々とともに、チームすくもをいたしまして、CO₂排出量の実質ゼロ化の実現に向けた取組を推進していきたいと、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） 毎年のように、大雨が降るという状況になってきています。今年の7月の雨も、1時間当たり80ミリというような記録だったと思います。

世界を持続可能にする目標、SDGs、その行動の10年が昨年スタートしました。その中には、様々な課題がありますが、人間社会や地球環境が持続できるかは、この10年の取組が分岐点になるといわれています。

さっき言われましたIPCC、国連の気候変動に関する特別報告書では、2030年にはCO₂排出量を2010年の半分に、45%削減という言葉もありますが、約半分に。2050年には、排出量ゼロにしなければ、地球環境や気象、これが持続できないと指摘しています。

今年の報告も、第6次で出ましたが、こういう現象が確定的ということになってきています。今までは95%というような形で言っていたけれども、人間活動と確定的な関与がされていると、そういう報告が出てきました。

つまり、私たちは、市長が言われたとおり、森林や自然を守ること、そして省エネを進めること、それから、最も排出に影響している再生エネルギー、そういう社会に転換を本気で実現しなければならないということになります。

私たち一人一人、個人の生活及び様々な経済活動もあると思いますけれども、現在、日本人一人当たり年9トンの二酸化炭素を排出しているそうです。概算ですけれどもね。

ということは、先のIPCCの10年後の目標というのは、4トン台、10年後には一人4トン程度までに削減しなければならないということになります。

その実現に向けて、市の政策を伺っていきま

市が進める具体的取組と、それによって期待される5年後、10年度の成果をお聞かせください。

よろしく申し上げます。

○議長（寺田公一君） 環境課長。

○環境課長（谷本和哉君） 環境課長、今城議員の質問にお答えいたします。

現在、計画している脱炭素に向けた主な施策としましては、1番、公共施設への太陽光発電施設など、再生可能エネルギーの導入。2番としまして、公共施設へのLED化による省エネの推進。3番、公用車のハイブリット及びEV車化への促進。4番、徒歩や自転車利用による近隣移動の推進。次、5番、昼食時の市職員の車利用の抑制。6番目に、地域公共交通の利用促進。7番目としまして、宿毛市地球温暖化対策実行計画区域施策編の策定。8番目、電動自転車購入補助による二次交通の利便性の向上の8事業となっております。

5年後、10年後の成果、CO₂をどれだけ排出したか。排出抑制につながったか、というふうなことにしましては、市全体の計画の中で、今後、お示ししていくことになるかと思えます。

以上です。

○議長（寺田公一君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） まず、スタートは公共施設等、特に市職員に関わる動きを先行させていくということになるかと思えます。

自転車というのは、インセンティブとかを働かせて、電動自転車購入を促進させるとか、そういうことになるかと思えます。

再質問をします。

取組については、当然、必ず評価が必要になると思えます。どのぐらい削減できていったか。これが非常に難しいようにも思うのですが、どのようにCO₂排出量を算出し、評価につなげ、

その成果を市民にどう伝えていくか、そのあたりをお聞かせください。

○議長（寺田公一君） 環境課長。

○環境課長（谷本和哉君） 環境課長、今城議員の質問にお答えいたします。

CO₂排出量の算出、計算につきましては、国が作成しています自治体排出量カルテの数値を参考に、算出をしております。

自治体排出量カルテでは、産業部門や運輸部門、それから家庭部門などといった大枠での排出量が提示されているもので、現状では、取組ごとの細かなCO₂排出量の算出を行うことは難しい状況でありまして、国に対しまして、詳細にCO₂排出量の把握が可能となるように、指標を示していただくよう、要請をしているところです。

市民の皆様に対しまして、CO₂削減をお願いするに当たりましては、削減効果の見える化が重要であると考えていますので、国や県の協力を得ながら、一人一人が削減の効果が実感できるような形で推進していきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（寺田公一君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） 市の集めた統計データに基づく、大まかな自治体消費量というのが見えてくるということになるかと思います。

それで、市の取組による公共建築などの上のパネルの効果とかというところが出てくるのだと思えますけれども、市全体で見ると、恐らく住民一人一人がどのぐらい削減していったか、この量が圧倒的に多いんだと思っています。

そこで、これから住民一人一人がどのように取組、どのように削減していくか、そういうことについても、考えてみたいと思えます。

家庭用、家計簿の品目の支出額に、CO₂排出係数を掛けると、排出量を算出できるという、

環境家計簿というものが作られています。

よく見られるのは、電気料とかガソリン、これで家庭で使うエネルギーでどれくらい排出されたかというのが見れますが、家計簿全体に及んで、どうなっているかというのも、調べたら出てきましたので、これもかなり使えるものではないかと思います。

環境家計簿に記入してみると、CO₂排出量が概算できます。取組に成果が出るか出ないか、つけてみると、どこを減らせばいいのかなということも見えてきます。

それで、こういった成果が出た事例をゼロカーボンの市民生活モデルに推奨するということが可能ではないかと思うわけです。こういう生活をしてみたら、どのくらい削減効果があった。

その取組を市民全体に広げていくというのは、意識高揚とか、生活スタイルの提言という意味では、非常に価値があるものではないかと考えます。

その点についてはいかがか、御意見聞かせてください。

○議長（寺田公一君） 環境課長。

○環境課長（谷本和哉君） 環境課長、今城議員の質問にお答えいたします。

各個人の家での電気量の使用であったり、そういうふうなことを、自ら把握するというのは、先ほど言いましたように、一人一人の見える化につながることで、非常に大事なことは思っておりますが、今のところ、そこまで具体的な内容について、検討できておりませんので、見える化の中で、そういうふうな取組が、もっと成熟してくれば、そういうところも含めて検討してまいりたいというふうには考えているところでございます。

○議長（寺田公一君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） 宇宙戦艦ヤマトのような感じになってきました。あと、地球絶滅まで

何日と。

IPCCの公表を見ると、本当に10年後に自分たちが半分に減らせて、10年後にゼロになっているのか。そうでないと、地球環境はもたないという宣言ですので、これは科学的にも、ある程度証明されてきたということですので、本気にやるということが、原則になると思います。

市役所だけの取組で、絶対できません。という意味では、どうやってやるか、早急に工夫しながらスタートしていくということが必要ではないかと思います。

ということで、市民参加という観点から、次の問いに入っていきます。

10年後に二酸化炭素排出を半分にするには、市民に大きな行動変容が求められると思います。

その点について、市民に求めるポイントについて、お聞かせください。

○議長（寺田公一君） 環境課長。

○環境課長（谷本和哉君） 環境課長、今城議員の質問にお答えいたします。

脱炭素を実現するための市民の皆様への行動変容としましては、例えば各家庭での太陽光発電施設など、再生可能エネルギーを導入していただくこと。それから、再生可能エネルギーの地域内消費、それからガソリン車から電気自動車への切り換え。それから、ごみの減量化のためのリフューズ、リデュース、リユース、リペア、リサイクルといった5R活動の実践。それから、食品ロスの削減推進。これは、ごみの減量化の中の取組でもありますけれども、食品ロスの削減推進。それから、地産地消の促進などが挙げられます。

また、通勤や通学時の移動手段を、自転車や徒歩へ切り換えていただくことも、CO₂排出量の抑制に効果的です。今後様々な角度から、CO₂削減に向けた取組を進めていく必

要があると考えているところがございます。

○議長（寺田公一君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） 環境家計簿をつけてみると、一目瞭然というところになってきます。

毎日の食事というのは、金額は少なくとも蓄積されていくものですから、その中でお肉が結構排出量が大きくなります。考えてみればそうだなと思うところですが、生産に関わっては、海外の飼料を輸入しながら、何年間もかけて育てていくというようなことを考えれば、生産から含めた排出量が増えるということは、当然かなと思います。

ということで、食事においては、例えば肉の量を減らして、そして、あと多いのは燃料ですよ。どうしても多いのは。

ここの例では、ガソリンが圧倒的に多くなっています。結局、通勤とか、仕事で使うんですけども、ガソリンが圧倒的に、500キロという、1か月出ていますけれども、この方も決して多いわけではないと思っています。電気料も4,500円ですから、相当つましい生活をしているんだなと思いますけれども、相当頑張っている方でも、圧倒的に石油、ガソリンが多いということを見ると、やはり電気自動車に移行するような生活とか、自転車を通勤に使うとかということができる状況なら、積極的に活用するということが重要になろうかと思えます。

通勤、移動に自転車、公共交通を利用するや、それからさっき言われたように、電気自動車の活用などを進めていくなか、それから、地産地消を進めるということは、効果が出るんだなということも、このデータからも分かってきます。

こういう、どのぐらいの量が減っていくのかという配分についても、つけてみるということは、非常に効果があるんだと思いました。

次の質問です。

つまり、市民参加でゼロカーボンの意識とか、

社会を動かしていこうということになろうかと思えますので、市民参加の社会づくりというのは、非常に大切なことだと思っています。これは、SDGsの理念の中にもきちっと出てきます。市民参加で社会に参画しようというか、変えていこうという。

市民参加で、ゼロカーボンに向けた具体的取組を期待していますけれども、今の時点でその発想というか、イメージでもいいですが、その辺りがありましたらお願いします。

○議長（寺田公一君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

今の考え方ということでございます。ゼロカーボンシティ宣言を行い、目標としています、2040年までにCO₂排出量、これは実質ですが、相殺という形になります。実質ゼロを達成するためには、企業や住民の皆様との協力は、到底不可能であると、そのように、私も当然思っております。

今後、実行計画を作成していく中で、企業や住民の方々が取組に参加していただけるよう、様々な施策を検討していきたいというふうに考えております。

宿毛市自伐林家の育成もしております。昨日も、森林塾のほうを、新しくまた第7期ですか、開校させていただきまして、自分も少し参加をさせていただいたところでもあります。

そういった形の中で、吸収源の山をしっかりと育てる、そしてCO₂をできるだけ排出しないようにする。そして、先ほど今城議員言われたように、個人個人が、自分がどの程度排出をしているのかというのを意識をしながら、生活をしていただく。そういったことが一体となって、達成できるものだというふうに考えているところがございます。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） やっぱり時間との勝負ということも考えながら、どのように進むかということになってきますが、ほかの市でもいろいろ出てきます。結局、環境家計簿などが中心的な活動に見えてきます。市民の動かすものというのは、

ということで、市民モニターというのを募って、環境家計簿をつけてもらったりしているという事例が多く出てきます。

宿毛市も、市民環境モニターという、その形を募って、環境家計簿を活用した成果について、定期的実践交流会というか、市民を巻き込んだ、興味のある方が参加していただくような実践交流会をすればいいんじゃないかと思います。

その中で、明らかにこういった形の生活スタイルがよいというものが見えてくると思います。その生活スタイルを提案していただければと思います。

それは、恐らく市民の主体性というか、やる気を引き出すものになると思いますし、どんどん地域に広がっていく可能性を、私は感じます。

質問します。

市には、市民のやる気をコーディネートしてもらおう。つまり調整してもらって、来年中には脱炭素のライフスタイル提案をしていただきたいと思います。恐らく、そのぐらいのペースでないと、間に合わないんだろうと思います。

こういう形で、私たちは生活していくんですよという未来像を与えるということは、結局、SDGs推進の10年というところの、もう2年目に入るわけですから、そこに私たちの10年後のライフスタイルというのをイメージさせるものを提案していただきたい。

そして5年後には、市民にくまなく取組が進んでいくぐらいの、成果はどうであれ、多少は気にしながら、全市民が取り組んでいく、とい

う状況をつくらなければ、絶対に10年後には達成できないんだろうと思います。

しかも、2040年にはゼロということですから、そういうことになるんだろうと思います。

一番大事なのは、市民、住民の購買活動ですね。購買活動が経済をつくっていきます。生産者の動向もつくっていくので、どういうものを市民が求めるかによって、事業者の動きも変わってくるはずなんです。

ですから、やはり市民の思いというのが、理想の形というのは、決して嫌なものではないと思います。こういったものもいいはずなんだ。

ということは、恐らくコストが少々高かっても、地元の物を買おうという動きが出たり、CO₂排出が少ないものというものを選んだりすると思いますので、そういった営みが、来年だとか、じゃあその取組で、5年たったらこれぐらい成果が出たとか、そして10年後には、確かに半分いったと。じゃあそのままいけば、ゼロになるんだ。こういう評価と推進、いつも行政がやることですよね。評価、実行、そういうことを繰り返しながら、目標に近づいていくということを期待したいと思います。

こういうことですが、いかがでしょうか。来年、5年後、10年後、こういうことについての、今、提言をしたつもりですが、何か意見がありましたら、お願いいたします。

○議長（寺田公一君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

先ほど、担当課長のほうからもお話がありましたように、いろいろな行ったことに対する係数であるとか、いろいろなものを、国とか県から示していただかないと、細かく出せないというところもありまして、先日、国に対して、そういったものをしっかりと示してくださいよというお話もさせていただきました。

議員おっしゃるとおり、2050年までの排出量、実質ゼロに向けて取り組んでいるさなか、宿毛市は10年前倒しでやるということでございますので、当然、トップランナーとして、いろいろな取組をしないとイケないというふうに思います。

ただいま頂きましたいろいろなアイデア、しっかりと実行できるように、取組を進めてまいりたい、そのように思っております。

先日、フードロスの関係で、大塚食品の方々から清涼飲料水をいただいて、いろいろな取組を始めさせていただいたところもあります。

やはり同じ食品を買うにしても、手前の賞味期限、消費期限の短い物から食べるということによって、非常にフードロスが減って、そのことによって、莫大なCO₂の削減効果があるとか、そういったお話もあります。

いろいろな、皆さんが日頃の生活の中で気がついていないようなところで、CO₂の排出に加担をしているところもありますので、そういうことについても、しっかりと啓発活動も努めてまいりたい、そのように思っているところでございます。

引き続き、取組を進めてまいります。

○議長（寺田公一君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） どうしても、国が遅いんですよ。国が遅いという理由はいろいろあります。どうしても産業界をバックにした経済構造というのは、守りながらやっていかなければ。本来なら、ここをつつかなければならないけれども、なかなかできないというのがあっても、市民一人一人の行動は、社会を変えます。

ですから、なかなか国が出せないことも、自分たち、市民社会が変えていくということが最も重要になると思います。

実は、SDGsも、市民社会が作り上げたということなんです。

オープンデータというか、論議している内容を、常時、住民が見れる。住民というか、市民社会が見れる形にして、各国のNGO組織だとか、国の関係者がそこに意見を持ち出して、変わっていく。

つまり、そこに様々な立場の意見が吸収されたものがSDGsということになりました。

つまり、これはどこからの指令を待つのではなくて、自分たちで一つ一つアイデアを出しながら、率先してくみ上げていくという社会を作り上げてもらいたいわけです。待っていては、絶対、間に合わないと思いますので、ぜひ、そういう仕組みを考えて、みんなが楽しみながら、目標に進んでいく構造をつくっていただきたいと思います。

次に、主に電気エネルギーになりますが、エネルギーの地産地消について伺っていきます。

エネルギーの地産地消の推進案、災害時にも強い、独立分散型の地域電力構想はあるのか、お聞かせください。

○議長（寺田公一君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

エネルギーの地産地消に関しましては、宿毛市内には太陽光発電や、木質バイオマス発電、そして小水力発電などの発電事業が展開されているところでございます。

これら多様なエネルギー発電事業は、本市の脱炭素施策を進める上で、大きな後押しになるものと、そのように考えております。

木質バイオマス発電施設では、発電以外にも、木質ペレットの生産を行っておりますので、市内での利用拡大を図ることで、地域内でのエネルギー循環につながるものと考えております。

木質ペレット以外のエネルギーに関しましては、他地域での取組や、メリット、デメリットなどの情報収集を行う中で、必要に応じて検討

をしていきたい、そのように考えているところ
でございます。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） 木質バイオマス、頑張
っていると思います。ペレットの活用なんかも、
もっと一般的な家庭、例えばストーブとか使え
るのでしょうか。

そういった製品が、もうちょっと自分たちの
目に触れて、うちも買ってみようかなという気
持ちにさせていただくことも、ひょっとしたら
こういう流れの中で増えていくんじゃないかと
思ったりもします。

もし、地域の鉄工所なんか、こういうペレ
ットストーブとかを作っていただけのようなも
のがあれば、また紹介していただきたいと思っ
ています。

近隣では、三原の小水力発電も、電力は少な
いものの、フィットが終わる頃には十分取り戻
せて、独立電源、その後の、そんなのも考えて
みたいというようなことも言っておりました。

それから、ネットを見てもみますと、阿蘇市の
ソーラーカーポートというのが出てきました。
これ、読んでみると非常に面白い。

公共施設の上に、ただでNTTの子会社が太
陽光パネルを置いてくれて、行政は当然、非常
用の電源が欲しいですから、それもセットでつ
くと。

それから、カーポートにつければ、電源に充
電できるということで、民間業者にそういう協
定を結んで、タップをつけてもらうということ
をしなくても、こういうことが実施されている
という例が見えました。

当然、この会社は売電も行っていますから、
それで十分利益も戻せて、それからフィットが
終われば、それは市に施設はそのまま受け渡す
ということが書かれていました。

こういうのも参考にさせていただいて、これが
全ていいのかどうかというのは、自分もまだ分
かりませんが、コストをかけずに、こう
いうことができているという事例で、今、結構、
いろいろな自治体から視察に来ているという情
報がありましたので、ぜひ参考にしてみてください。

今後、電気自動車が広がれば、ソーラーカー
ポートの整備で、充電や走行に関わるCO₂は
ゼロになるということですね。もしそれが家の
タップにつなげて、家の電気に使えば、家の
生活にも使えるということになるかと思いま
す。

そういった社会に変わっていく引き金になる
のではないかと思いますので、考えてみてくれ
ればと思います。

この公共施設のソーラーカーポート施設など
について、どのようにお考えか。突然出しまし
たけれども、ありましたらお答え願えますか。

○議長（寺田公一君） 市長。

○市長（中平富宏君） ただいま、公共施設の
ソーラーカーポートですか、公共施設にそうい
ったものを設置しているというのを、今、お聞
きをしたところでして、またどういった形でや
られているのか、また勉強をしていきたいとい
うふうに思います。

以上です。

○議長（寺田公一君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） ただほどこわいものは
ないといわれるところもありますから、よく研
究して。

けれども、投資して作ったとしても、同じこ
とを考えていると思います。例えば、非常時に
市庁舎の上の太陽光パネルが稼働するとか、基
本的には同じものと考えていると思いますので、
利用できるものは利用できたらと思っています。

続いて、鶴来島の波力発電の概要、それから

その効果、可能性について、可能な範囲でお知らせください。

○議長（寺田公一君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

鵜来島の波力発電ということでございます。これに関しましては、民間事業者が事業展開を検討しているという段階だというふうに聞いておきまして、詳細については、コメントと言いますか、内容についても差し控えをさせていただきたいというふうに思います。

担当のほうがどの程度知っているのかというところもあるわけですが。

ただ、先日、鵜来島へ行ったときに、島民の方からも少しお話も聞きました。島内の使用電力を全て波力発電で補えるようになることを目標と言いますか、そういったお話もあるというふうにも、少し聞いたところでもありますし、エネルギーの地産地消に寄与するものというふうにお聞きをしている現状でございまして、大変、自分としても、当市としても期待をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） 私も鵜来島の人から、改めて聞いてみました。資料に挙げているものは、ネットで出た波力発電の、大体聞いた形の近いものを探しましたがけれども、構造は似ているんだと思います。聞いた話を言ってみます。

聞いた話では、波の力で海水を30メートルほどの高さまで持ち上げ、落下エネルギーで発電するタワーのようなものだそうです。タワーというよりも、マストぐらいかもしれません。

鵜来島の堤防の外に、海中アンカーで固定して、実証実験をしたいという話があったと聞いています。

出力は300キロワットというふうに聞きま

したが、恐らくそれぐらいではないかと思いません。

鵜来島には十分ですね。21人ぐらいの生活ですから、300キロワットといったら、随分余ります。鵜来島には十分。独立電源として、災害時にも役立てられるということです。

あと、すごく魅力的に感じたのは、エンジニアの方が、仕事とは関係なく、たまたま鵜来島に観光に来ていたのだと。だから、島の振興対策や災害対策に役立てられるのではないかという話があって、自発的にここを選んでくれたということだそうです。

それから、実験が完了すれば、設備はそのまま島に設置しておいてもよいという話があったと聞きました。

あとは、問題は結局、管理とかということ、市とか自治体、県ということになっていくんだと思います。ただ、そこが、その会社が実験でデータを1年、2年取りたいというのは事実ですので、そういったことへの関与はされるだろうし、うまく使えていれば、その企業だって、宣伝の場所としても使ってくれるだろうと、こういう話もしたところです。

ですから、これはプロトタイプで、もし出量が3分の2ぐらいだったとしても、島には十分。そして、次の開発のために、また投資して、新しい機械をつくるんでしょから、それが有効活用でうまく自治体で使われていたら、これほどいい話はないのではないかなという気持ちで、私は聞いておりました。

島民の同意や、漁協、県や市との調整が、もしできるのなら、美しい自然とクリーンな発電で、自立した鵜来島の姿を、これは国内外にアピールできるのではないかと思います。

波力発電で実用になっているところまでは、どこもまだ聞いていません。けれども、実用化が近い段階に来ているということですが、これ

が実用化の第1号だったとしたら、相当の話題が出るのではないかと思います。

ぜひ可能性を探ってみてはと思いますが、さつき答えられたかもしれませんが、いかがでしょうか。何か追加で、もしあるとしましたら、何かお答えください。

○議長（寺田公一君） 市長。

○市長（中平富宏君） 注視をしていきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（寺田公一君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） ぜひ、いい方向が描けるようであれば、もし実現できれば、すごくいいもの変わっていくような気がしています。

次の、サニーサイドパーク改修について、伺います。

サニーサイドパークの改修の目的と、その概要を、改めて確認させてください。

よろしくをお願いします。

○議長（寺田公一君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

道の駅すくもサニーサイドパークでございます。

こちらは国道321号沿いに立地をし、海に面した、広々とした空間を有する憩いの場として、これまで多くの観光客や、そして市民に親しまれてきました。

しかしながら、建設から30年が経過をし、近年では施設の著しい老朽化や、利用者ニーズとの乖離による集客力の低下が大きな課題となっております。市民の皆様からも、道の駅の改修を望む多くの声が上がってきていたところでございました。

特にトイレにつきましては、バリアフリー化や洋式化の遅れにより、快適性が低下をしております。早急な改修が求められているところ

でございます。

そのような状況の中、本市といたしましては、道の駅としての機能充実はもとより、宿毛湾を臨む絶好のロケーションと、豊かな自然環境を生かした再整備を行うものであります。

主な整備内容といたしましては、施設全体のバリアフリー化、管理棟とトイレの新設、駐車場エリアや遊具エリアの再整備、オートキャンプサイト、フリーキャンプサイト、バーベキューサイトの新設、キッチンカーや移動販売等、テントを含むようなものでございますが、こちらを可能とする設備を有したイベント広場の整備となっているところでございます。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） 公園のバリアフリー化、それからトイレなどの改修ということですね。非常にそれらはよろしいのですけれども、ちょっと問題を感じたところを言っておきます。

店舗を撤去してキャンプ場を主体とした基本設計案では、日常、立ち寄る市民のお茶の間的な機能が失われたなど、そういうことを感じています。

そのあたりが、何かのことで、ちょっとした追加で補われないかということで、これからの質問を続けていきたいと思いますが、その前に、公園活用の事業計画。公園活用に関わる事業計画書は、まず作られていたのかどうか。

それから、管理運営に関わる年間の活用計画。公園を訪れる人の流れや、収支予想はどのようになっているのか、説明を求めたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（寺田公一君） 商工観光課長。

○商工観光課長（長山敏昭君） 商工観光課長、今城議員の質問にお答えをいたします。

今回のサニーサイドパークの再整備は、施設の老朽化によって失われている道の駅としての

機能の回復、及び昨今の利用者のニーズに合わせた機能の充実を行うものであります。

当施設の管理運営計画や、収支予想につきましては、今議会に予算計上しております実施設計予算が承認されましたならば、その中で料金体系や管理運営計画等の作成についても、検討をしてみたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（寺田公一君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） 事業計画書もまだ作っていなかったと。キャンプの収益、管理費の支出の試算も十分になされていなかったと。そういう意味では、多少、ずさんさが見られますねということは、言っておきたいと思います。

休日シーズンの利用が中心の公園なら、やはり日常の使用が少なくなりますので、やがて寂れていってしまうのではないかと、こういう心配を私は持つわけです。

そこで、市民の憩いの場、そういう機能を取り戻すために、考えていただきたいと思います。

まず、基本設計を見てもらった人に、感想を述べてもらっています。

インフォメーションは、日常に立ち寄って、会話したりして過ごせる場ではないですね、ということでした。小さくなっていますよね。

テントでいいから、外に広い屋根とテーブル、ベンチが欲しいですと。これは、今、利用しておられる方々、やはりテントでいいからというのは、大月ふれあいパークのイメージなんだろうと思います。特に、テントでなくても、当然いいわけです。

そこに、今来ている人は、弁当を買いに来たりとか、軽食も兼ねて寄っている、昼休みに寄っているという方が結構いますので、弁当や軽食を食べれないと、恐らく人は、日常的には立ち寄らないだろうと。

それから、活動している方々、例えば障害者

リハビリなども利用できるようになるんだろうけれども、これではちょっと使えませんねというのがありました。それは、長らくとどまらせている場所がないですねということです。二、三時間、とどまっている場所がないですね。

グループや地域の活動にも、それも同じ意見です。

こういう意見なのですが、お聞きします。

サニーサイドパークの設置及び管理に関する条例、1条、つまり目的です。市民の憩いの場として、その機能を設計書に十分に盛り込まれていないのではないかとということになります。

改善策は考えていますか。よろしく願います。

○議長（寺田公一君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

まず、市民の憩いの場につきましては、何をもちまして市民の憩いの場とするのかということになるかとは思いますが、2018年に、宿毛青年会議所が、市民を対象に行ったアンケート調査があります。

このアンケートは、709人の市民の皆様の御意見が集約されているところでございます。

今回の基本設計には、このアンケート結果を基にした提言を多く取り入れさせていただいております。

その中でも、遊具を備えた公園の整備やイベントを開催できる、そういった環境の整備などは、まさに市民の皆様が望まれておられる市民の憩いの場の形成につながるものだというふうに、認識をしているところでございます。

○議長（寺田公一君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） 青年会議所709人のアンケート。青年会議所から配られるものということは、青年会議所関連の人たちに回ったということになるかと思えます。それはいろいろ

ろあると思いますけれども。

やっぱり、それは重要ではないということではないです。当然重要です。そこに答えられていない人たちの意見も、酌む必要はありませんかということになります。

そして、今、基本設計ができた中で、どうい
う変更点が考えられますか。これも大事なこと
です。

至るところで公園整備とか、小さな町の駅の
周辺を改装することによって、町がよみがえっ
たというようなところが、九州は結構多いので
すけれども。湯布院だとか、それから長崎の出
島公園とか、これはかなり、住民との相談をし
ながら、基本設計は変わらないにしても、物の
場所、多少、ベンチの場所が変わったりとか、
屋根の広さが変わったりとかしながら、生きて
きている町がいっぱいあります。

つまり、それは何かというと、市民の多様な
声を取り入れて、実際にそこをやってみると、
合意が得られるわけですよ。

実施設計では、多様な市民の声を取り入れ、
市民の憩いの場として活用できる公園にしてほ
しいわけです。当然、今の形でよくなっている
部分あります。けども、私が聞いた人は、これ
は中途半端だよという意見が多かったわけです。

じゃあ、その意見も入ってもいいんじゃない
かなと思うわけです。

私が聞いた意見は、私周辺の人ですから、そ
れはまた違うでしょうね。だから、多様な意見
が交わりながら、これはそうだねという。

市民にもプロがいますよね。設計のプロも当
然います。結構すごい人が集まってきたりしま
す。だから、いろいろなアイデアを取り入れて、
回数は2回でも3回でも意見を聞きながらやる
と、いい形が生まれるのではないかと思ってい
ます。

質問します。

市民ワークショップで、市民の声を拾うこと
はできませんか。確認したいと思います。

○議長（寺田公一君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

市民ワークショップを行って、多様な方々の
声を反映してほしいという趣旨の質問だと思い
ます。

青年会議所の方々が、どういった関係者の
方々からアンケートをとったのかということで、
自分たちの関係している方々からだろうという
お話もありました。

この宿毛青年会議所が実施されましたアンケ
ート調査は、10代から70代までの幅広い年
齢層の方々が回答をされているところでござい
まして、そのうち30代の回答が全体の26%、
40代の回答が全体の23%、60代の回答が
全体の17%と、いろいろな、多様な年齢層、
そして多くの市民の声が反映されているものだ
というふうに、自分たちは理解をして、それを
もとに基本設計を進めさせていただいたところ
でございます。

また、そういった形の中で、いろいろな御意
見もお聞きをいたしておりますし、そういった
ものも反映できている部分、反映できていない
部分ありますが、検討の中に入れさせていただ
いているところでございます。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） 市民の声を設計に生か
し、その後の公園の活用や、まちづくりへの主
体的市民参加につなげるということになるわけ
です。

意見は必ず、市民の活動につながっていきま
す。公園ですからね、市民が使うものです。

公共的な空間、公園とか駅とか、そういうと
ころの設計に携わった方の意見も聞いています。

キャンプ場としては、シャワーがないですねというの、すぐに出てきました。

やはり、さっき言った屋根をひとつつくるだけで、人の流れは変わりますよということも聞きました。キャンプ場は、朝散歩をしますよね。散歩のコースを充実させてくださいよ、ということも聞きました。当然だと思います。

そこで話をしていた中で、宿毛は、この辺りは中央市場、漁協の市場ありますねと。あそこと結びつけるということと、バーベキューですから、海鮮の物、あそこで朝、散歩に行って、買って来た魚を調理して食べたりということができるとか、例えば田ノ浦の堤防などで、漁業をしていたおじさんたちに、家族釣りみたいなことを指導してもらうということも、こんなことも考えると面白いですねと、こういう意見をいただきました。

つまり、ここは、そのものが泳げるような場所ではないけれども、海岸に降りれるような場所、それから体験型観光に結びつけるような場所、それから、結局、そこの鮮魚とか、うまく結びつけて、新たな集客の可能性を探ること、まちづくりにかなり影響してきますよという意見です。

もう一回確認します。こういったふうに、今後のまちづくりのために、市民ワークショップで意見を聞いていただきたい。

それから、さっき言った、福祉、医療、教育関係者の意見も、ぜひ聞いてください。このままでは、自分たちは車いすの方々を連れてきて、バリアフリーになったので、リハビリにも使ってみたいなという気持ちはありますが、今のままでは、おらすところないですね。3時間ぐらいいは、日陰でおらせる場所が欲しいです。これは当然のことです。

こういう意味も含めて、考えてみてください。こういった意見が、最初の、決して、全然悪い

と言っているわけではないです。中途半端ですねと言っていますから、盛り込んでいただきたいと思うわけです。

いかがでしょうか。

○議長（寺田公一君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

私も、このサニーサイドパーク、議員になった、約20年近く前にはなる頃からいろいろ関わらせていただきました。

管理、整備の問題であつたりとか、また入居者の方々のいろいろなトラブルであつたりとか、それぞれの方々が一生懸命営んでくださっている、それぞれの方々が、本当にあの施設を大切に思うからこそ、いろいろな御意見があつたんだというふうを受け止めさせていただいて、関わらせていただいたところもございます。

そういった経緯も踏まえる中で、先だって、予算を出させていただいて、議員の皆様方から、予算について修正という形でお話もいただく中で、現在の実施設計に向けての基本設計ができたところでございます。

議員おっしゃるように、まだまだ市民の方々の意見を聞いて、中途半端なものではなくて、しっかりとしたものにしなさいという御意見があるかとも思いますが、ぜひそういった形の中で、現在の改修計画、出来上がったものだというのを御理解をしていただきたいというふうに思うところでございます。

いろいろな、多様な意見、しっかりとお話を聞いて、全ての意見を計画の中に盛り込んでいきたい、そのようには思っておりますが、なかなか、それぞれの方々の考え方、またお立場、歩んできたもの、いろいろなものがありまして、一つの形にまとめ上げることが非常に難しい状況であることも、御理解を願いたいというふうに思います。

少しでもいい形に完成させていきたい、そういった思いは今城議員と同じですので、どうかそういった意味で御意見をいただきながら、反映できるものは、反映を今からさせていただきたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

○議長（寺田公一君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） 意見を伺いながら、取り入れていきたいということなんです、これが特定の、意見を言う方のアクセスするものが特定にならざるを得ない状況がよくないということです。

SDGsの16番目の目標は、ガバナンスの公平性です。つまり、オープンソースでやりなさいということです。市民がアクセスできて、そして多様な意見を整理しながら、妥協点を探りなさいということです。つまり、しょうがないから、なかなか意見は酌み取れないから、私たちの差配に任せて、考えるからというのでは、駄目です。

どういう社会をつくっていくかということは、さっき言った、電力のことも一緒です。一緒に考え、一緒につくっていくという構造をつくらうじゃないですか。これがSDGsの理念ということです。よろしくお願いします。

最後に、特別障害者手当について、伺ってきます。

特別障害者手当について、その概要について、お聞かせください。よろしくお願いします。

○議長（寺田公一君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（河原志加子君） 福祉事務所長、今城議員の一般質問にお答えさせていただきます。

特別障害者手当は、在宅で生活する20歳以上の方で、精神、または身体に著しく、重度の障害があり、日常生活において、常時、特別な介護を必要とする方の福祉の向上を図ることを

目的として、支給することとなっております。

支給認定につきましては、医師の診断書に基づき、要件に該当する障害が2つ以上あるか、またはそれと同等以上の状態であるかを判定し、支給されることとなっており、支給額は月額2万7,350円となっております。

以上です。

○議長（寺田公一君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） 宿毛市の特別障害者手当の支給件数と、その中で要介護に当たる方の件数もお聞かせ願います。

○議長（寺田公一君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（河原志加子君） 福祉事務所長、今城議員の再質問にお答えいたします。

現在の支給件数につきましては、直近の令和3年8月分で9名となっております。そのうち、要介護認定を受けている方は、4名となっております。

以上です。

○議長（寺田公一君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） ということは、要介護でも特別障害者手当がいただけるということです。

私も、特別障害者という概念がどこにあるのかなと思って見てみると、国税庁のほうから出てきました。つまり、税法上の区分だということが分かりました。

こんなふうに書かれていました。

特別障害者とは、身体障害者手帳1級または2級、精神障害者保健福祉手帳の1級、重度の知的障害者、そしていつも病床にいて、複雑な介護が必要な方などということで、今言われたことと合致するわけです。

これまで、お医者さんも含めて、障害者手帳がないから、申請をしなかったという人が多くいたと思いますが、報道にも出てきたりして、近隣市町村でも、ぽちぽち申請が始まっている

ようです。つまり、特別障害者手当は、障害者手帳がなくても、要介護4・5で常時介護が必要な方も対象と。

それから、グループホームや在宅型有料老人ホーム、サービス付高齢者住宅の入居者でも申請できると。

それから、要介護5、それから身体障害者手帳1級、介護付有料老人ホームの入所中の方も対象である。

もちろん、高齢者で寝たきりになった場合は、障害者手帳がなくても申請できるということになるようです。

自分はこの新聞を見たわけですが、昨年12月に、衆議院厚生労働委員会で、田村厚労相が、特別障害者手当は障害者手帳がもらえないと勘違いしている人が多いと。国の障害認定基準に従い、医師の診断書で判断するとして、これからも周知すると答えた、という記事でした。

それでは、障害者への通知について伺っていきます。

要介護4・5で、常時介護が必要な方も対象であることを、市民に周知していただきたいと思いますが、どのように周知を図るのでしょうか。

よろしくをお願いします。

○議長（寺田公一君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（河原志加子君） 福祉事務所長、今城議員の質問にお答えいたします。

特別障害者手当の支給は、あくまで精神または身体に著しく重度の障害があるなど、障害程度認定基準により、判断いたしますので、要介護4または5であることが要件ではありませんが、要介護認定結果通知書というのがありますので、それを送付する際に、制度内容を同封させていただきますして、御家族やケアマネジャー等の、現に支援を行っている方々に対し、制度について、より周知できるように取り組んでま

いりたい、そのように考えております。

以上です。

○議長（寺田公一君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） 分かりました。

まず、ケアマネジャーとか、常時、接されている方は、ケアマネジャーがこの制度を理解していれば、すんなりいくと思います。

あと、当然、関わっていない方でも、相談、市の窓口だとか、あるいは社協に相談する方もいるかもしれません。それから、直接ではないですが、近隣の方、親しい方が、この家庭を見て、使えるのではないかとということで、ひょっとしたら相談を受けるかもしれません。

そういった方にも、同じく知っていただきたいというふうには思います。周りからも、ひょっとして該当するんじゃないという声がかかる状況にしていきたいと思います。

そういうことで、そういう窓口、接しているマネジャーさんとか、それから医師の方が知らないといいました。四万十市で受けた方の話を聞くと、こんな制度があるの、初めて知ったということで、新聞を見せたら、そうかということがあったということを知りましたので、まだまだ医師も知らないということで、地域の医師会と、情報共有していただくとか、いうことがあったらいいかと思います。広報などでの通知も、ぜひお願いしたいと思います。

続いて質問します。

私の捉え違いかもしれませんが、申請手続で、要介護者の高齢者について、特別障害者手当の申請ができないかと、市に相談に行ったけれども、受け付けてもらえませんでしたという事例、話を受けました。

これは、私には直接ではないです。けれども話を受けました。これについて、答えられることがありましたら、お聞かせください。

○議長（寺田公一君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（河原志加子君） 今城議員の一般質問にお答えいたします。

議員が言われている事案かどうかの確認はとれておりませんが、特別障害者手当の申請には、複数の診断書を御提出いただく場合があることから、市の保健師やケアマネジャー等を通じて相談を受けた場合には、あらかじめ保健師やケアマネジャーから、障害の状態について聞き取りを行い、先ほど御説明しました、障害程度認定基準に照らし合わせた上で、支給対象の有無について、助言を行うこととしております。

申請について、拒んでいるものではございませんので、引き続き誤解が生じないように、丁寧に対応してまいりたい、そのように考えております。

よろしく申し上げます。

○議長（寺田公一君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） 拒んでいるとは全然思っていないのですが、厚労省からの通知が来ていないんだろうなと思っておりました。

一つは、医師からの相談で、どうも申請書をもらえなかったみたいですから、もし直接相談があれば、市へ一緒について行ってください、という話を受けたまま、私に相談に来なかった。

もう一つは、ケアマネジャーを通して、市に聞いてもらったけれども、診断書を書いてもらうのにお金がかかるから、無駄になるんじゃないというところで、止めているというようなことです。

ですから、そのあたりをどう捉えたかということはあるんですが、とにかくこういう制度があって、こういう書類を整えたら申請できるんだという状況。それから、申請書の様式が簡単に見えるだとか、頂けるということとかね。それで、申請書を持って、この相談に入ってくるとか、これちょっと、まだ書ける状況ではないかもしれませんが、そこになると、もう

ちょっと共通認識とか、行政に対する信頼も出てくるのではないかと思ったりするところです。

ということで、相談体制づくりや、該当者が申請しやすい申請様式とか、申請形態とかを整備していただきたいと思いますが、対応できまずでしょうか。

○議長（寺田公一君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（河原志加子君） 福祉事務所長、今城議員の再質問にお答えさせていただきます。

先ほどお答えしたとおり、要介護認定結果通知書というものを、長寿政策課のほうから発送させていただくようになっているのですが、その発送の際に、この制度内容というものを同封させていただくというような対応で、周知が図れるのではないかというふうに考えております。

また、申請書の様式につきましては、国が定めたものでございますので、変更はできませんが、この制度について、いろいろな点で不安とか、不明な点がありましたら、福祉事務所のほうにて、分かりやすく説明させていただきたいと思っておりますので、どうぞ御遠慮なく相談に来ていただきたいと思っております。

よろしく申し上げます。

○議長（寺田公一君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） 正式の申請書がありますから、自分のイメージというのは、行政に接触するための申請みたいな形で、該当しますかという項目選びとか、そういう一つでも、こういう制度があるんだという、該当するかもしれないという、そういう感覚で聞いておりました。

つまり、要介護4・5、それから常時介護が必要な方で、高齢で寝たきりになった場合も、月々2万7,000円の手当支給があるということになるので、介護者は本当に助かるんだろうと思います。

このような制度があることを、市民の皆さんに、本当にみんなが知っているという状況にしていきたい。

それから、必要としている全ての方が利用いただけるよう、市に尽力していただきたいと思えます。

以上で私の一般質問を終了します。

ありがとうございました。

○議長（寺田公一君） この際、10分間休憩いたします。

午前11時20分 休憩

午前11時33分 再開

○議長（寺田公一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

3番三木健正君。

○3番（三木健正君） 3番、一般質問をさせていただきます。どうぞよろしく願いをいたします。

高知県では、新型コロナウイルス感染症拡大を受け、9月12日までの期限でまん延防止等重点措置が適用され、昨日、解除という形にはなっておりますが、宿毛市におきましては、多数の感染者が出たり、クラスターの発生などは、確認はされていないものの、予断を許さない状況である。また、さらに崖っぷちで踏みとどまっているのではないかと見えるような状況でないかというふうに思っております。

この場をお借りいたしまして、医療に従事される方々をはじめ、日々新型コロナウイルスに対して、最前線で立ち向かわれておられる皆様、またいろんな面で制限がある中、感染拡大防止に御協力をいただいております市民の皆様に対しまして、心より敬意と感謝を申し上げます。

命を守ることが最優先であります、同時に地域の経済活動の維持も重要であると考えております。

昨年の新型コロナウイルス発生以来、様々な分野で対策や支援策を講じながら、現在に至るわけですが、まだまだ見通し不透明といったところで、このような状況がまだまだこの先も続くのではないかというふうに予想されております。

そこで、最初の質問をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症の急拡大を受け、売上の減少等による経済被害を受けている市内業者に対して、8,520万円の予算を計上いたしまして実施されました事業の継続を支えるための支援政策であります、これは8月31日をもって受付を終了しておりますが、まず、この事業における申請件数をお伺いをいたします。

○議長（寺田公一君） 商工観光課長。

○商工観光課長（長山敏昭君） 商工観光課長、三木議員の一般質問にお答えをいたします。

宿毛市コロナ対策事業者月次支援金につきましては、個人事業主を含む宿毛市内に事業所を有する中小企業者で、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年5月、または6月分の売上げが、令和元年、または令和2年同月比で30%以上減少した事業者に対しまして、10万円を上限として支援金を支給するという支援内容でございました。

7月1日から8月31日までの2か月の申請期間で、402の事業者からの申請を受付、総額3,892万2,921円を支給をしております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 3番三木健正君。

○3番（三木健正君） ありがとうございます。

その申請の内容についてでございますが、申請された事業所の業種について、どういった業種からの申請が多く見られるのか、主立った業種など、統計がとれていれば、現在の市内事業

者の現状をどのようにまた捉えているのか、併せて所見をお伺いをいたします。

○議長（寺田公一君） 商工観光課長。

○商工観光課長（長山敏昭君） 商工観光課長、お答えいたします。

業種別に見た申請件数の割合としましては、宿泊業を含む飲食サービス業が149件、全体の約37%と最も多く、次いで卸売・小売業が67件、全体の17%、水産養殖業を含む漁業が54件、全体の約13%、理容・美容業を主とする生活関連サービス業が41件、全体の約10%、製造業が25件、全体の約6%、建設業が19件、全体の約5%、農業・林業が12件、全体の約3%となっております。

この結果から分かることは、やはり多くの飲食サービス業者が外出の自粛により、最も大きな経済的被害を受けていること。また、直接的に飲食を提供するサービス業のみならず、関連する卸売業や小売業、漁業にまで広く影響が及んでいることが分かります。

なお、金額ベースでは、漁業のうち、水産養殖業者の被害が最も大きく、申請のあった7社、トータルの売上減少額は7,000万円を超えており、本市の主力産業にも極めて深刻な影響を与えております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 3番三木健正君。

○3番（三木健正君） 本当に厳しい状況に置かれているのだなということが、よく分かりました。

表立っては、すごく飲食業をクローズアップされたケースが非常に多いかとは思いますが、今、お伺いしました漁業関係の件数、パーセンテージというよりは金額面の大きさ、これも本当にすぐに回復していくことは、なかなか難しいかなとは思いますが、本当に大変だなということがよく分かりました。

そこで、今後の支援策についてであります。新型コロナウイルス感染症の収束の見通しというのは、先ほども申し上げましたとおり、本当に予測不可能でありまして、この地域経済における影響も、全く予測ができない状況。

また、さらに昨今では、変異株の発生等も叫ばれております。その中におきましては、市内事業者の不安というのは、ますます大きくなってきているのではないかと考えるわけではありますが、今後の地域経済を下支えする上で、現時点におきまして、宿毛市はどのような方向性を持って、今後の対策に当たっていかれるのか。

また、これまで行ってこられた支援策の流れや状況を踏まえた上で、お答えを願います。

また、もし今後、今、この時点が予定されているような支援策があるようでしたら、重ねてお答えをお願いいたします。

○議長（寺田公一君） 市長。

○市長（中平富宏君） 三木議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

全国的な新型コロナウイルス感染拡大によりまして、8月19日には、高知県の新型コロナウイルス感染症対応ステージは、非常事態に引き上げられているところでございまして、先ほど議員のほうからもお話ありました、8月27日から昨日9月12日まで間には、高知市に対しまして、まん延防止等重点措置が適用されるなど、依然収束の見通しは立っていないといったところであります。

しかしながら、本市におきましては、新型コロナウイルスワクチンの接種率が、既に80%を超えておりまして、感染リスクの低減が期待されるといったところでもございます。

いずれにいたしましても、高知県をはじめとする全国の感染状況を踏まえ、事業者の皆様には、引き続きマスクの着用、3密の回避、消毒の徹底などといった感染防止対策をお願いをし

ているところをございまして、また非常に協力をいただいている、そういったところをございまして、感謝を申し上げたいというふうに思います。

さて、本市の事業者支援策ですが、現時点で宿毛市が実施をしている支援策といたしましては、地域経済の消費喚起を目的とした宿毛市マイナンバーカード取得率向上事業のインセンティブである宿毛市地域振興券事業があり、今後予定している支援策といたしましては、今議会に予算計上しております観光産業の需要喚起を目的といたしました、はた旅クーポン事業がございます。

また、事業者の皆様から要望の多い、国や高知県等が実施をするコロナ対策事業の情報提供や申請支援も引き続き実施をしております。

今後、近隣の市町村等で感染の急拡大が発生をし、営業時間短縮要請等の措置が行われた場合におきましては、これまで同様、市内事業者への影響を鑑み、有効な支援策を実施してまいりたい、そのように考えているところをございます。

なお、これまで宿毛市が実施してまいりました事業者支援策といたしましては、新型コロナウイルスの感染拡大が深刻となった昨年4月以降、本市の休業等の要請に応じた事業者を支援する宿毛市休業等要請協力金、売上が30%以上減少した事業者を支援する宿毛市コロナ対策緊急支援給付金、及び宿毛市コロナ対策事業者支援給付金、感染症対策を実施する事業者を支援する宿毛市中小企業新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金、地域経済の消費環境を目的とした、宿毛市地域振興券事業、観光産業の需要喚起を目的とした、はた旅クーポン事業など、様々な事業者支援策を切れ目なく行ってきたところをございます。

そのほかにも、セーフティーネット保障制度

における申請要件の認定業務を実施し、中小企業者の資金繰りも、支援をしているところをございます。

三木議員自ら、それぞれ事業者に対しまして、いろいろそういった制度の周知、また、いろいろな相談に乗っていただいていることも存じ上げているところをございます。

非常に多岐にわたって、いろいろな支援をしていますが、その反面、非常に分かりにくくなっているところもあろうかというふうに思います。分かりやすく、事業者の皆様方には周知徹底を、これからも図ってまいりたいと思いますし、そういった面におきまして、議員の皆様方の、ぜひお力も引き続きお借りをしたいというふうに思っております。

以上をございます。

○議長（寺田公一君） 3番三木健正君。

○3番（三木健正君） たくさん支援策をいただきまして、声の中には、私自身も別の仕事柄、県外の飲食店と取引を行うケースが非常に多いのですけれども、宿毛はいいねと。よくそこまで支援をしてくれるねという声を聞きます。ほかの市町村のことはよく分かりませんが、今、宿毛市はこういうことをやっているんだという話をすると、ありがたいよねという話を聞きます。

それが十分であるとか、足りているだとか、そういった部分は別にして、非常に対応が早いのではないかというふうに、私は評価をしております。

今後も引き続き、状態を見ながら、先手先手の支援策をお願いしたいと思っております。

続きまして、次の質問に移ります。

土砂災害防止対策について、伺ってまいります。

近年、全国的に見ましても、局地的な豪雨が頻繁に起こるようになってまいりました。つい

先日も、高知県東部、徳島県におきまして、線状降水帯が発生いたしまして、非常に危険な状態にあったのは、皆さんも御承知のとおりだと思います。

以前は珍しかった集中豪雨が、近年ではいつ起きても珍しくないといった状態になってきており、それに併せ、土砂災害も多く耳にするようになってまいりました。

宿毛市におきましては、平成30年7月豪雨による被害は、記憶に新しいわけですが、本年7月18日にも、市内全域に土砂災害の危険があるとして、避難指示が発出されており、豪雨災害が本当に身近になってきているように感じとられるわけです。

豪雨による被害は、家屋や農地の浸水による被害、また林業、漁業への影響も大きく、多方面に同時に被害をもたらすわけです。

何より、住民の生命や生活にも重大な被害をもたらすものだと思いますが、この中で、今回は土砂災害に焦点を当てて、質問をさせていただきます。

高知県土木部防災砂防課の資料によりますと、高知県内の土砂災害警戒区域は、実に約2万か所あるとされておりますが、このうち、宿毛市内におきましては、何か所の土砂災害警戒区域、及び土砂災害特別警戒区域が存在しているのかを、まず伺いをいたします。

○議長（寺田公一君） 危機管理課長。

○危機管理課長（上村秀生君） 危機管理課長、三木議員の一般質問にお答えいたします。

令和3年8月末時点の宿毛市全体における指定数は、それぞれ土砂災害警戒区域が626か所。内訳は、土石流241か所、急傾斜地の崩壊385か所となっております。そのうち、特別計画区域の指定数は320か所、内訳につきましては、土石流95か所、急傾斜地の崩壊225か所となっております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 3番三木健正君。

○3番（三木健正君） 全体で626か所ということで、非常に驚いた次第であります。

再質問させていただきます。

この土砂災害警戒区域等の指定に至るまでに、基礎調査というのが行われるはずであります。いつからこの基礎調査が行われ、土砂災害警戒区域の指定がなされてきたのか。また、最初の区域指定が行われて、現在に至るまでの間で、この指定の場所や範囲について、変更されてきた点はあるのでしょうか。また、あるとすれば、その主な要因はどういったことによるものなのか、お答え願います。

○議長（寺田公一君） 危機管理課長。

○危機管理課長（上村秀生君） 危機管理課長、三木議員の一般質問にお答えいたします。

宿毛市の警戒区域の基礎調査は、平成22年度から実施され、平成31年4月末までに607か所。内訳につきましては、土石流233か所、急傾斜地の崩壊374か所が指定されております。

さらに平成30年度からは、より土砂災害リスクの高い特別計画区域の基礎調査が実施され、この調査と併せて、新たな造成工事や公共工事などで地形の変化があった箇所、住宅等の新規立地があった箇所などについて、確認を行い、区域の追加や、拡大、縮小による変更がなされております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 3番三木健正君。

○3番（三木健正君） 少し立ち戻った質問になるのですが、この土砂災害警戒区域については、平成13年に施行された土砂災害防止法のもとに、高知県が実施主体となって調査から決定までの作業、すなわち、先ほどありました基礎調査を行う流れというふうに認識しております。

すが、その調査の際に、宿毛市としての意向などは反映されてきたのか。

例えば、資料の提供や調査の際の現地確認などのときに同行されたりだとか、こちらが宿毛市としての意見を述べたりだとかということがあったのか、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（寺田公一君） 危機管理課長。

○危機管理課長（上村秀生君） 危機管理課長、三木議員の一般質問にお答えいたします。

土砂災害警戒区域等の指定は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律におきまして、高知県が行うものとなっておりますが、同法におきまして、都道府県知事は、指定をしようとするときは、あらかじめ関係のある市町村の長の意見を聞かなければならないというふうに定められております。

宿毛市内の区域の指定をする際には、その都度、高知県より意見を求められておきまして、現地確認の際に同行することはありませんが、書類等で内容確認し、県へ報告しているところでございます。

以上です。

○議長（寺田公一君） 3番三木健正君。

○3番（三木健正君） 警戒区域指定された後の取組について、お伺いをいたします。

土砂災害防止法においては、県より土砂災害警戒区域の指定を受け、その後、市としては、警戒避難体制の整備や、ハザードマップの配布などを行うこととされておりますが、この取組の進捗状況をお答え願います。

また、市内の土砂災害警戒区域内に要配慮者利用施設等は存在するのか、また存在する場合は、施設等での避難計画の策定や、避難訓練が義務づけられておりますが、市としては、確認や把握というのはされているのでしょうか。その点を併せてお答え願います。

○議長（寺田公一君） 危機管理課長。

○危機管理課長（上村秀生君） 危機管理課長、三木議員の一般質問にお答えいたします。

避難体制の整備につきましては、平成31年2月に、土砂災害に関する情報の収集及び伝達方法や、要配慮者利用施設の把握、ハザードマップの作成及び周知など、土砂災害防止対策を推進するための事項を定めた、宿毛市土砂災害警戒避難体制の整備というものを策定しておりまして、高知県が指定した土砂災害計画区域について周知するため、土砂災害ハザードマップを作成し、宿毛市ホームページにて掲載しております。

また、令和3年4月に、全戸配布いたしました宿毛市洪水ハザードマップにも、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を記載し、周知を行っております。

市内の要配慮者利用施設につきましては、現在、警戒区域内に21の施設がございますが、その全ての施設におきまして、避難確保計画が策定され、訓練が実施されていることを確認しております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 3番三木健正君。

○3番（三木健正君） 把握されているということで、安心をいたしました。

再質問をさせていただきます。

土砂災害特別警戒区域については、現在、どのような取組をされているのか、お伺いをいたします。

○議長（寺田公一君） 危機管理課長。

○危機管理課長（上村秀生君） 危機管理課長、三木議員の一般質問にお答えさせていただきます。

県の基礎調査が終わって、県の指定をする前に、土砂災害特別警戒区域を指定する際には、県が地区ごとに、その該当になる方に対しまし

て、地区の説明会というものを行っておりまして、その説明会におきましては、市の危機管理課であるとか、土木課が同席しております。

その説明会の中で、制度の趣旨を説明するとともに、がけ崩れを防止するための工事でありますとか、住宅から土砂を遮る外壁の設置。また、特別警戒区域、こういった危険な場所から安全な場所へ移転する際の費用の一部を助成する支援制度なども、こちらの説明会で御案内させていただいております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 3番三木健正君。

○3番（三木健正君） 続きまして、伺ってまいりました土砂災害警戒区域に関しましては、土砂災害防止法においては、ソフト対策といった位置づけになろうかと思えます。

この反面、ハード対策に関する法律で、砂防法、地滑り等防止法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、これらを総称して砂防3法と呼ばれておるそうですが、宿毛市におきまして、近年、これに基づいた施設整備が行われた実績はあるのでしょうか。あればその内容をお聞かせ願いたいと思います。

また、今後予定される事業があれば、これも併せてお伺いしたいところでございます。

この予定等に関しましては、事業主体が国や県になることがほとんどでしょうから、なかなか市のほうで把握することは難しいかと思えますが、もし把握できている部分があれば、その分だけでもお答えをお願いいたします。

○議長（寺田公一君） 土木課長。

○土木課長（澤田英典君） 土木課長、三木議員の一般質問にお答えします。

本市における近年の施設整備につきましては、高知県による砂防事業として、平成26年度に福良地区、そして急傾斜地崩壊対策事業として、平成28年度に坂ノ下地区、平成29年度に田

ノ浦地区の施設整備が完了しております。

来年度以降の計画としましては、現在、継続して急傾斜地崩壊対策事業での整備が行われている平井地区を、引き続き予定していると聞いております。

○議長（寺田公一君） 3番三木健正君。

○3番（三木健正君） 少しずつでも工事が行われていっているということが、少し安心をしたところでございます。

それでは、今後の見直しについて、質問させていただきます。

昨年、土砂災害防止法対策基本方針の一部が変更されております。その内容の基本的な事項の欄に、土砂災害警戒区域等の指定を早期に完了させ、土砂災害警戒区域等の認知度向上を図ること。気候変動等による土砂災害の発生状況を踏まえ、土砂災害の発生情報のより丁寧な情報収集や調査・分析を行い、予測技術の向上に係る科学的見地の蓄積に努めること、この2項目が変更点として記載されております。

市としては、この方針に準じて、市内の土砂災害防止対策に取り組むということですが、今後、この土砂災害防止に対しまして、どのように取り組んでいくのか。また、気候変動などの環境の変化も踏まえ、土砂災害警戒区域の範囲や場所の見直しなどを、どのようなスケジュールで行っていくのか。

市単独の先ほどの設備事業の話と一緒に、市単独の事業ではないことは理解をしておりますが、国や県との連携を図る上で、市として、どのようなお考えを持たれているのかお伺いをいたします。

○議長（寺田公一君） 危機管理課長。

○危機管理課長（上村秀生君） 危機管理課長、三木議員の一般質問にお答えいたします。

まず、予想技術の向上に係る科学的知見の蓄積につきましては、土砂災害が発生した際に、

市から県への報告を行っておりまして、県では土砂災害発生情報の収集蓄積や、降雨データの収集を行っております。

それらのデータをもとに、土砂災害の発生の危険性が高まった際に発表する土砂災害警戒情報の基準雨量等を定め、平成28年3月から、その基準を基に、高知県と気象台が共同で土砂災害警戒情報の発表を行っております。

発表基準については、災害情報や降雨データの蓄積を踏まえ、正確度の向上を図るための見直しを行うこととされておりまして、県では、平成30年の豪雨等での災害情報、それと雨量データを加えて検討を行い、来年度の出水期までに見直しを行う予定となっております。

また、土砂災害警戒区域内の状況の変化なども把握していく必要があることから、県において、おおむね5年ごとに、繰り返し基礎調査を行うというふうに聞いております。

土砂災害は、毎年のように全国で発生しており、宿毛市におきましても、平成30年には多くの土砂災害が発生いたしました。

土砂災害の危険性が高い箇所では、対策工事も行っておりますが、宿毛市でも相当数の危険箇所があり、その全てを対策工事により、安全な状態にしていくには、膨大な時間と費用が必要となります。

また、対策工事を行っていても、想定を超えるような災害も発生しておりまして、万全というわけではありません。このため、大雨の降るときなど、土砂災害の危険度が高まってきた場合に、適切な避難行動をしていただくため、土砂災害のおそれのある箇所を明らかにし、皆様にお知らせしているものでございます。

本市といたしましても、平時からの啓発に加え、警報や土砂災害警戒情報等をもとに、避難指示などの的確な避難情報の発令により、住民の皆様の適切な避難行動を支援していくことと

しております。

今後におきましても、ハザードマップ等による警戒区域等の周知、また地域での防災学習の実施等など、県とも連携しながら、周知啓発に取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 3番三木健正君。

○3番（三木健正君） ぜひとも周知徹底に努めていただきまして、一人でも取りこぼさないような体制づくりをしていただきたいと思います。

それでは、最後の項目の質問に移らせていただきます。

市道大谷山線の維持管理について、伺っております。

市民の皆様には、テレビ塔という総称で認知をされております、このエリアに通じる道が市道大谷山線でございます。

この市道大谷山線について、焦点を絞って質問させていただきますのは、日々の生活はもちろんでありますが、地震や豪雨による災害が発生した場合においても、重要な位置づけになるのではないかと思います、この確認を含めて質問させていただきますので、よろしく願いをいたします。

先ほどの土砂災害に関する質問と少し関連している点もございまして、区別しながら伺ってまいりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

この市道大谷山線の先には、高知県防災行政無線宿毛中継局、国土交通省宿毛雨量観測所、NTTドコモ移動通信アンテナ基地局、民放3局放送所、NHK FM放送及びNHKデジタルテレビ放送所、FM民放中継所、四国電力中継所。このほかにも、もしかしたらあるかもしれませんが、今現在は、その役目を終えている部分もあるかもしれませんが、このような設備が

あるというふうに認識をしております。

これらは地域にとって、非常な役割を果たしていることは、皆様も御承知の上だとは思いますが、防災面やテレビ、ラジオ、携帯電話といったライフラインともいえる情報ツールが、市民の生活に必要不可欠であるということは、同じく確信されているのではないかと思います。

それゆえに、この市道大谷山線は、これらの整備管理のために設けられた市道なのではないかというふうに推測するわけではありますが、この市道が認定されたのはいつ頃のことなのか、まずこれをお伺いいたします。

○議長（寺田公一君） 土木課長。

○土木課長（澤田英典君） 土木課長、三木議員の一般質問にお答えします。

質問のありました市道大谷山線の市道認定を行った時期についてですが、市道大谷山線は、昭和61年9月に、市道認定を行っているところであります。

○議長（寺田公一君） 3番三木健正君。

○3番（三木健正君） 昭和61年ということで、思ったより最近だったなという感じがございます。

それでは、近年の道路の工事回数や、その内容について伺ってまいります。

この道路は、雨が降るたびに、小規模ではありますが、頻繁にがけ崩れや道路に穴が空き、通行ができないということがあります。

その都度、工事を行っていると聞きますが、ここ数年の工事は、一体何度ほど行われてきたのか。また、その施工の内容については、どのようなものだったのか、お答えをお願いいたします。

○議長（寺田公一君） 土木課長。

○土木課長（澤田英典君） 土木課長、三木議員の質問にお答えします。

市道大谷山線における近年の工事回数につい

てですが、平成26年度から計3回実施しているところです。

平成26年度には、集中豪雨が発生しており、路線全体の小規模ながけ崩れの土砂撤去や、路面修復について、緊急維持工事を実施しております。

また、道路災害も1件発生し、災害復旧事業として、翌年の平成27年度に施工しているところです。

最近では、今年の令和3年7月18日の梅雨前線豪雨によって、一番奥の住家から約20メートル先の道路の路肩が崩れたため、緊急維持工事を実施しております。

○議長（寺田公一君） 3番三木健正君。

○3番（三木健正君） 平成26年から3回ということでありましたが、再質問させていただきます。

その工事の有効性については、どのように捉えているのか。難しい質問かもしれませんが、どのよう、的確な工事だったのかどうか、どのように認識されているのかをお伺いいたします。

○議長（寺田公一君） 土木課長。

○土木課長（澤田英典君） 土木課長、三木議員の質問にお答えします。

近年施工した工事の有効性についてですが、まず、平成26年度に実施した緊急維持工事によって、通行の支障となっていた崩土や倒木の撤去を行い、路面の破損等については、整地を行うことで、市道の通行に最低限必要な機能回復を図ったところです。

また、平成27年度に施工した道路災害復旧工事については、決壊した路側ブロック積みの復旧を行い、従前の機能を回復しました。

そして、今年の7月18日の梅雨前線豪雨によって被災した道路については、路側の一部崩壊によって、道路幅員が狭くなり、通行に支障のある状態でしたが、緊急維持工事によって、

大型土嚢を設置し、応急的に通行の安全性を確保したところ です。

○議長（寺田公一君） 3番三木健正君。

○3番（三木健正君） もう1点、再質問をさせていただきます。

先ほど御説明いただきました復旧工事ですけれども、この工事は、こういった放送設備を設置されている業者からの依頼があったのか、もしくは宿毛市の独自の判断で行ってきているのか、その確認のため、お伺いをいたします。

○議長（寺田公一君） 土木課長。

○土木課長（澤田英典君） 土木課長、三木議員の質問にお答えします。

放送設備等の管理者から連絡を受け、復旧工事を施工する場合がありますし、職員のパトロールや周辺住民からの通報により、宿毛市が市道管理者として現地確認を行い、復旧工事をする場合、両方のパターンがあります。

○議長（寺田公一君） 3番三木健正君。

○3番（三木健正君） それでは、次に、今現在の状況について、少しお伺いをしてまいります。

先ほど答弁の中にありました、7月18日未明の雨が原因と思われませんが、山頂に一番近い民家の手前付近の道路、これは遍路道でもありますし、貝塚地区と四季の丘のちょうど中間点ぐらいだと思われませんが、ここが崩れまして、道幅が1メートル50センチほどになっておりました。

現在は、先ほど説明があった内容だと思いますが、土嚢が置かれた状態で、応急的な措置がされ、通行は可能になっておりますが、この道路の崩壊を確認したのはいつでしょうか。また、この崩壊の原因はどのように考えているのかをお伺いをいたします。

○議長（寺田公一君） 土木課長。

○土木課長（澤田英典君） 土木課長、三木議

員の一般質問にお答えします。

質問のありました箇所への崩落については、7月18日の梅雨前線豪雨によって発生したものであり、土木課職員が7月26日に市道の巡回を行っていた際に発見しました。

崩落の原因については、集中豪雨による異常な水量が道路の表面を流れ、崩壊箇所を集まって、道路の側面を削るように流れたことが原因と考えられます。

○議長（寺田公一君） 3番三木健正君。

○3番（三木健正君） もう1点、再質問をさせていただきます。

今の場所とは別の場所になりますが、この市道大谷山線の麓から頂上に至る中間付近、ちょうど200メートル前後の場所で、私も現地を確認してまいりましたが、この付近の損傷が激しいように思えます。

この地域に住まわっていて、この道路をよく通行される方から伺ったのではありますが、この道路の損傷の要因については、先ほど答弁の中でも少しありましたけれども、雨によってあふれた水が、急勾配の道路を流れて、その結果、道路が掘れ大きな穴ができるのではないかと、その方もおっしゃっておられました。

この250メートル付近の少し頂上側に、水の流れる暗渠があるのですが、その暗渠がどうも詰まっているのではないかと思うと、その方はおっしゃられていたわけなのですが、この250メートル付近、中間部分になりますが、この部分は確認をされておりますでしょうか。また、もし確認されているようでしたら、この崩落の損傷が激しい原因についても、どのように考えておられるのかをお伺いをいたします。

○議長（寺田公一君） 土木課長。

○土木課長（澤田英典君） 土木課長、三木議員の質問にお答えします。

質問のありました箇所については、市のほう

でも確認しており、路面損傷については、先ほど議員が言われたように、崩土が排水管の入口を防ぎ、あふれた大量の雨水が道路の表面を洗掘しながら、麓に向かって流れたことが原因の一つと考えられます。

また、7月18日は、1時間当たり70ミリ以上の集中豪雨が発生しており、道路脇にある土水路からあふれた大量の雨水が、路線全体にわたって道路の表面を流れたことも、主な原因として考えられます。

○議長（寺田公一君） 3番三木健正君。

○3番（三木健正君） ということで、最後の質問になりますが、今の答弁ということは、冒頭で申し上げましたように、土砂災害との関連性についても、考えていくべきじゃないかということだと思っておるわけです。

このエリア、土砂災害警戒区域にも指定されております。土砂災害発生のおそれがあるという区域とも相まっているわけであります。

仮にこの豪雨による大規模な土砂災害が発生した場合、道路が寸断されて、さらに電波塔設備に被害が生じた場合には、避難情報の伝達手段が制限されたり、またその復旧にも大きな遅れが生じるのではないかというふうに心配をしているわけです。

さらには、この地域下部の錦地区にある変電所に被害が出た場合には、さらに大きな被害が出るのではないかというふうにも考えているわけであります。

ただ、このハード面の整備には、当然ですが、多大な予算と時間が伴うことも理解はしておりますが、ここ数年で、この市道大谷山線の損傷が多く見受けられるようになってきているという事実は事実であります。

この地域に何らかの変化が出てきているのではないかというふうな懸念をするわけでありますが、そこで、この市道大谷山線の管理につきま

して、いま一度、雨水の影響や地質の現状などを調査する必要があるはしないか。

また、調査の結果を受けて、適切な管理や工事を行うことで、道路維持の面と土砂災害防止が同時に行うことができるのではないかというふうに、素人ながらに考えているわけでありますが、これらの点につきまして、市としての所見があればお伺いしたいと思います。

よろしくお願いをいたします。

○議長（寺田公一君） 土木課長。

○土木課長（澤田英典君） 土木課長、三木議員の質問にお答えします。

本市の今後の対応としましては、市道大谷山線の機能回復を図るため、必要額を今議会において、補正予算として計上しており、復旧に向けて取り組んでまいります。

そして、復旧工事を施工していく過程で、今後の土砂災害につながる可能性のある要因についても、適宜確認しながら、工事を実施してまいりたいと考えております。

○議長（寺田公一君） 3番三木健正君。

○3番（三木健正君） この市道大谷山線について伺ってまいりましたが、この場所のみならず、宿毛市内には災害を引き起こしかねない、大きな災害につながりかねない場所が、本当に多数あるんだなということも、今回の質問を通してよく分かりました。

市といたしましても、そういった注意喚起を徹底していただくとともに、少しでも被害を抑えていただく、災害が出ないようにしていただく方向へ、手前、手前の対策を打っていただきたいというふうに思っております。

以上をもちまして、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（寺田公一君） この際、午後1時半まで休憩いたします。

午後 0時20分 休憩

----- . . ----- . . -----

午後 1時31分 再開

○副議長（高倉真弓君） 休憩前に引き続き、
会議を開きます。

10番岡崎利久君。

○10番（岡崎利久君） 皆さん、こんにちは。
10番、通告に従いまして、一般質問をいたします。

まず、はじめに、小中学校トイレの洋式化について、お伺いをいたしたいと思います。

文部科学省が発表した令和2年9月1日現在の公立小中学校施設のトイレの状況調査結果によれば、公立小中学校におけるトイレの全便器数は約136万個であり、そのうち、洋便器数は約77万個、洋便器率は57%、和便器数は約58万個、和便器率は約43%でした。

また、トイレ整備に対する教育委員会の方針を聞き取ったところ、各学校で和便器よりも洋便器を多く設置する方針の学校が、全体の約85%にのびりました。

この文部科学省の調査は、平成28年4月1日と令和2年9月1日に実施されております。

平成28年と令和2年の全国平均、高知県、宿毛市の洋式化率を申し上げますと、全国平均は43.3%から57%へ、プラス13.7%。高知県は、33.5%から39.5%へ、プラス6%、宿毛市は、19.1%から20.9%へ、1.8%アップをしております。

本市においては、令和3年度に宿毛小中学校の新築校舎もでき、トイレの洋式化はさらに進んでいるように思われますが、築年数の古い学校もあり、和式トイレが主流の学校も多いと思われま

す。生活環境の向上により、住宅等の改善がなされ、多くの子供たちが洋式トイレでの生活をしております。

学校は、子供たちが1日の大半を過ごす生活

の場であり、学校でトイレを我慢することなく、健康的に学校生活をおくれるトイレの洋式化を進めるべきだと考えます。

そこで、本市の小学校、中学校別の洋式化率と、全小中学校の洋式化率について、お伺いをいたしたいと思います。

○副議長（高倉真弓君） 教育次長兼学校教育課長。

○教育次長兼学校教育課長（和田克哉君） 学校教育課長、岡崎議員の一般質問にお答えいたします。

本市の小学校、中学校別のトイレの洋式化率は、小学校が36.3%、中学校が35.3%となっております。市内の学校全体の洋式化率は35.9%でございます。

○副議長（高倉真弓君） 10番岡崎利久君。

○10番（岡崎利久君） 先ほど、課長のほうから、小学校の洋式化率については36.3%、中学校については35.3%、全体で35.9%ということでございますけれども、今後、再編計画の兼ね合いもあると思いますが、本市が目指すべき目標値について、お伺いをいたしたいと思います。

○副議長（高倉真弓君） 教育次長兼学校教育課長。

○教育次長兼学校教育課長（和田克哉君） 学校教育課長、岡崎議員の一般質問にお答えいたします。

今後、本市の目指すべき目標値ということでございます。

お答えいたします。

これまで、本市では各学校に男女それぞれ、1つは洋式トイレを置くことを基本として改修を行い、現在は、各校1つ以上の洋式トイレが設置されている、というような状況でございます。

今後につきましては、学校統合に伴う施設改

築等の洋式トイレの設置や、既存トイレの老朽化に伴う洋式トイレの改修を踏まえ、校舎の各フロアで男女一つ以上の洋式化につきまして、市長部局とも協議しながら、取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○副議長（高倉真弓君） 10番岡崎利久君。

○10番（岡崎利久君） 目標値については示されていないわけでございますけれども、努力して、洋式化率を上げていただきたいと思えます。

一つ、四万十市の例で言いますと、四万十市は、令和2年8月時点で、洋式化率は29.7%でございます。

今後、洋式化率を50%以上目指すということ掲げておりますので、宿毛市もそれに見習う形で、よろしくお願ひいたしたいと思えます。

次に、災害時における避難所の小中学校トイレの洋式化について、お伺いをいたします。

令和3年7月18日に、大雨のため土砂災害警戒情報が発表され、午前9時に宿毛市全域に警戒レベル4、避難指示が発令をされました。それに伴い、山奈小学校を含めて、10か所で避難所が開設されました。

小中学校では、先ほど申し上げましたが、山奈小学校、小筑紫小中学校、橋上小学校と3校です。現在、避難所として使用している3校の体育館の洋式化トイレの数について、お伺いをいたしたいと思えます。

○副議長（高倉真弓君） 教育次長兼学校教育課長。

○教育次長兼学校教育課長（和田克哉君） 岡崎議員の一般質問にお答えいたします。

避難所として指定されている体育館の洋式化のトイレの数ということでございます。

山奈小学校、小筑紫小学校中学校、橋上小学校の体育館の洋式トイレの数についてござい

ますが、山奈小学校は、簡易水洗洋式が2つ、それプラス和式トイレが1つございます。小筑紫小学校中学校につきましては、洋式トイレが3つ、それとプラスいたしまして、和式トイレが1つあります。橋上小学校は、体育館内トイレがございませんので、橋上小学校の校舎内の洋式トイレを加算いたしますと、全体で7個の洋式トイレがあるという形になっております。

○副議長（高倉真弓君） 10番岡崎利久君。

○10番（岡崎利久君） 了解いたしました。

次に、災害時における避難所には、和式トイレでは使い勝手が悪い方々も多く避難所に来られると思います。できれば、全てのトイレについて、洋式化をお願いしたいところではございますが、今後の取組について、お伺いをいたします。

○副議長（高倉真弓君） 教育次長兼学校教育課長。

○教育次長兼学校教育課長（和田克哉君） 避難施設の体育館としての、今後目指すべき目標値についてということで、御質問でございます。

現在、学校ごとには、洋式トイレが1つ以上ございますので、避難時にはそちらを利用していただくと、現在のところは考えているところでございます。

以上です。

○副議長（高倉真弓君） 10番岡崎利久君。

○10番（岡崎利久君） ただいまの課長の発言で、了解いたしましたけれども、例えば、地震が発生した場合、長時間その場所におられる場合に、和式トイレではどうしても行くことができない方もいらっしゃると思いますので、そのことを考えると、将来的に洋式化していただくのがよいかなと思っておりますので、その点を含めて、今後、検討を重ねていただきたいと思います、そのように思っております。

次に、宿毛市立小中学校再編計画について、

お伺いをいたします。

令和3年度の議会報告会として、5月19日に保育園、幼稚園、小学校、中学校の保護者を対象に、子育て世代との意見交換会を開催いたしました。

その中で、再編計画の意見も出されました。

津波の危険性や、校舎等の老朽化が目立つので、再編計画よりも、早く新しい校舎を建設してほしいとの意見もありました。

そこで、今年度、西地域学校移転適地調査事業をされていますが、現在の進捗状況はどのようになっているのか、お伺いいたしたいと思えます。

○副議長（高倉真弓君） 教育次長兼学校教育課長。

○教育次長兼学校教育課長（和田克哉君） 岡崎議員の一般質問にお答えいたします。

西地区学校移転適地調査事業の進捗状況についての御質問でございます。

今年度、当初予算へ計上させていただいております西地区学校移転適地調査業務委託についての進捗状況につきましては、現在、西地域に設置している学校区内におきまして、宿毛都市計画道路である宿毛中央線、宿毛新港インター線について、高知県による都市計画の作成がなされている状況でございます。

西地域の学校移転適地調査に当たりましては、宿毛都市計画道路の都市計画変更に係る案の縦覧が終わりましたら、業務委託を発注していきたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（高倉真弓君） 10番岡崎利久君。

○10番（岡崎利久君） 了解いたしました。事業の発注を今後するというところでございますので、今回の適地調査で何か所提示してもらおう予定なのか、お伺いをいたしたいと思えます。

○副議長（高倉真弓君） 教育次長兼学校教育

課長。

○教育次長兼学校教育課長（和田克哉君） 学校教育課長、岡崎議員の一般質問にお答えいたします。

適地調査の箇所数でございます。

適地調査による選定箇所につきましては、西地域の学校区内の用地で、かつ高台にあることを前提といたしまして、児童生徒の交通利便性を考慮し、2から3か所の適地を調査選定していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○副議長（高倉真弓君） 10番岡崎利久君。

○10番（岡崎利久君） 先ほど課長の答弁で、西地域で高台で二、三か所提示していただく予定であると。適地を提示した後に、保護者や地元の方に対する説明会をする予定があるのか。また、説明会をする予定があるのであれば、どのタイミングで行うのか、お伺いいたしたいと思えます。

○副議長（高倉真弓君） 教育次長兼学校教育課長。

○教育次長兼学校教育課長（和田克哉君） 学校教育課長、岡崎議員の一般質問にお答えいたします。

適地調査後の保護者並びに地元の方に対する説明会についての御質問でございます。

適地調査完了後、市長部局との協議を行った後、西地域の学校区内の地域の方々、保護者の皆様に対して、説明会を行いたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○副議長（高倉真弓君） 10番岡崎利久君。

○10番（岡崎利久君） 保護者や地元の方の説明をするという答弁をいただきましたけれども、タイミング的に令和4年度なのか、令和5年度なのか、今、なかなか決まっていなから思いますが、その点、再度お伺いしたい

と思います。

○副議長（高倉真弓君） 教育次長兼学校教育課長。

○教育次長兼学校教育課長（和田克哉君） 学校教育課長。

地元の説明会はいつを予定されているかということでございます。

今のところ、まだ適地調査も発注しておりませんので、適地調査はどのような形で上がってくるというところはまだ決まっておらず、調査結果が上がり次第、調査をやっていくということになってくると思います。

そこにつきまして、市長部局とも協議を行った後、説明会を行っていくということでございますので、スケジュール感的には、まだ具体的なところは決まっておらず。

以上でございます。

○副議長（高倉真弓君） 10番岡崎利久君。

○10番（岡崎利久君） 説明会については、なるべく早い段階でしていただきたい、そのように思っておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、西部ゾーン、咸陽小学校、大島小学校、片島中学校についてでございます。

小中学校再編計画並びに学校建設等計画表では、令和3年度、令和4年度で適地調査・地元協議を、令和5年度、令和6年度で、基本設計・実施設計を、令和7年度、令和8年度で、建設工事を、令和9年4月1日に、咸陽小学校と大島小学校については、学校統合。片島中学校については、学校移転となっております。

西部ゾーンについては、高台に移転することを目的に、今現在、適地調査をする予定になっておりますけれども、この計画の中では、高台造成に関する事業計画が表示されておらず、計画どおりに事業が進んでいくのか、多少、不安な面がございます。

例えば、新庁舎、保育園が建築されている高台は、高台造成工事に約1年7カ月かかっております。高台が市所有地であれば、所有者との協議も必要ありませんが、市以外の所有地ですと、購入までに多くの時間がかかると思います。

また、高台造成工事をするに当たり、開発許可申請もしなければならないと思います。計画よりも多くの時間が必要になると思いますが、今、説明をしましたが、現計画で予定どおりに物事が進んでいくものなのか、その点についてお伺いをいたしたいと思います。

○副議長（高倉真弓君） 教育長。

○教育長（鎌田勇人君） 岡崎議員の一般質問にお答えいたします。

学校再編のスケジュールにつきましては、適地調査の結果を踏まえて、市長部局と協議を進めていきたいと思いますが、現時点では、計画に沿って学校再編を進めていく考えでございます。

以上でございます。

○副議長（高倉真弓君） 10番岡崎利久君。

○10番（岡崎利久君） いろいろと心配していたら切りがございませんので、計画どおりに進んでいっていただくことが一番いいと思いますけれども、計画どおりに進めるように、努力をしていただきたいと思います。

次に、東部ゾーン、山奈小学校、平田小学校、東中学校についてでございます。

小中学校再編並びに学校建設等計画表では、令和4年度、令和5年度、令和6年度で、適地調査・地元協議を、令和7年度、令和8年度で、基本設計、実施設計を、令和9年度、令和10年度で、建設工事を、令和11年4月1日に、山奈小学校と平田小学校については、学校統合、東中学校については、学校移転となっております。

西部ゾーンについては、適地調査・地元協議

については、令和2年度から行っていますが、予算化をして、事業実施されたのが令和3年度からになっております。

東部ゾーンについては、令和4年度から適地調査・地元協議を実施する予定になっておりますので、来年度は適地調査予算をつけ、積極的に適地を探していただきたいと思います。その点についてお伺いをいたしたいと思います。

○副議長（高倉真弓君） 教育長。

○教育長（鎌田勇人君） お答えいたします。

東部ゾーンの学校再編につきましては、山奈小学校と平田小学校を統合し、東中学校との一体型施設を検討する計画としております。

学校の移転先につきましては、市有地も含めて市長部局と協議していきたく思っております。

その中で、適地調査の必要性も検討し、適地調査をすべきということになれば、調査費の予算化も検討していきたく思います。

以上でございます。

○副議長（高倉真弓君） 10番岡崎利久君。

○10番（岡崎利久君） 了解いたしました。

次に、宿毛給食センター建設事業について、お伺いをいたします。

令和3年8月31日に、宿毛市給食センター新築工事設計業務委託の入札が行われたようでございますが、何社の参加があったのか、お伺いをいたしたいと思います。

○副議長（高倉真弓君） 都市建設課長。

○都市建設課長（小島裕史君） 都市建設課長、入札の参加業者数について、お答えします。

入札には、単独事業者が13社、共同企業体が1社の計14社の参加がありました。

以上でございます。

○副議長（高倉真弓君） 10番岡崎利久君。

○10番（岡崎利久君） 先ほど、課長より、入札には、単独事業者13社、共同企業体1社、

合計14社の参加があったということでございます。

その中で、市内業者もしくは地元業者の参加があったのかどうか、お伺いをいたしたいと思います。

○副議長（高倉真弓君） 副市長。

○副市長（岩本昌彦君） 岡崎議員の一般質問にお答えをいたします。

今回の入札につきましては、市内業者の参加はありませんでした。

なお、給食センターの入札は、品質確保の観点から、参加業者へ学校給食施設の設計実績を求めておりますけれども、学校給食施設の設計は、市内ではしばらく行われておらず、地元業者が参入できないことも予測できたため、共同企業体による参加を参加要件に加えることで、地元業者の参加機会を確保しております。

以上です。

○副議長（高倉真弓君） 10番岡崎利久君。

○10番（岡崎利久君） 今、副市長の答弁の中で、市内業者の参加はなかったと。なかったけれども、共同企業体による参加を参加条件に加えることで、地元業者の参加機会を確保しているということでございますので、了解はいたしました。

次に、宿毛市給食センター新築工事設計業務委託方法について、お伺いをいたします。

宿毛市新庁舎建設基本設計及び実施設計業務委託、並びに宿毛市統合保育園新築工事設計業務委託については、公募型プロポーザル方式で、宿毛市津波避難タワー建設工事設計業務委託については、指名競争入札で、入札を行っております。

一般競争入札、指名競争入札、公募型プロポーザル方式など、様々な入札方法がある中で、今回、一般競争入札を採用した理由について、お伺いをいたしたいと思います。

○副議長（高倉真弓君） 副市長。

○副市長（岩本昌彦君） 岡崎議員の質問にお答えをいたします。

今回の給食センターを一般競争入札にした理由について、お答えをいたします。

宿毛市では、指名競争入札、一般競争入札、公募型プロポーザルなど、様々な入札方法がある中で、まず大多数の入札は、指名競争入札により行っております。

指名競争入札は、業者のこれまでの実績やランクづけを基に、発注者が参加業者を指名するもので、発注から契約まで短期間で行えることや、地元業者を優先した選定ができるなど、メリットがあるものの、参加業者の数や範囲が限られた中で行われ、競争性の面では、少し低い入札方法となります。

公共工事においては、入札情報を公告し、広く参加業者を募る一般競争入札が推奨され、各自治体においても、大型事業の際、一般競争入札や公募型プロポーザルを積極的に採用する例が増えております。

宿毛市津波避難タワーの設計を、まず説明します。

これは、大型事業であるものの、設計工種が少なく、大半が鉄骨の構造設計であったことや県内における設計事例も多かったことから、市内業者を含む県内業者の指名競争入札といたしております。

また、新庁舎と保育園の設計につきましては、事業規模が大きく、建物の配置計画や災害対応、またランニングコストなど、民間の知識と経験が集約された技術提案書を基に判断できる公募型プロポーザルによる選定が適していると判断し、公募型プロポーザルを採用しました。

今回の給食センターにつきましても、事業規模が大きく、公募型プロポーザルでの発注を検討いたしましたけれども、発注者として、大部

分を占める厨房施設、建物の構想が明確にある中で、技術提案による差がつきにくい内容であると判断し、広く参加業者を募った上で、価格競争により決定する一般競争入札といたしました。

以上です。

○副議長（高倉真弓君） 10番岡崎利久君。

○10番（岡崎利久君） いろいろと詳しい説明をしていただきました。その中で、公募型プロポーザルでの発注も検討したが、最終的には、一般競争入札に決定した過程は分かりました。

分かりましたけれども、昨年の9月議会の教育長の答弁の中で、給食センターについて、防災機能を付加してはどうかという質問を私がさせていただいたときに、そのときの出口教育長が、全国的には、学校給食施設への防災機能を付加した例は多くありませんが、松田川小学校の敷地は、地区住民の避難地に指定されており、発災時には、多くの住民が避難をしてくることが想定をされていますので、避難者等を考慮した給食施設の計画を行うべきであるというふうを考えているとの答弁がありましたので、防災機能を付加するとの観点からすると、公募型プロポーザル方式でもよかったのではないかと、これは個人的な意見でございます。

最後に、令和3年度新規事業調査表の中では、令和3年4月に宿毛市立松田川小学校が閉校となった後、令和3年度中に校舎及びプールの取壊しが行われる。そして、令和4年度建設、令和5年度供用開始の予定となっておりますが、当初の計画よりも遅くなっているが、計画が遅くなった理由と、今後の計画について、お伺いをいたしたいと思います。

○副議長（高倉真弓君） 都市建設課長。

○都市建設課長（小島裕史君） 都市建設課長、計画の遅れと、今後のスケジュールについて、お答えします。

計画の遅れについては、関係課で協議する中で、市道から松田川小学校校舎までの水道管が老朽化していることや、昨年度、敷地内で大量の漏水が発生した現状の報告があり、建築工事と並行し、対応しなければならない課題が新たに発生しました。

また、建築基準法や都市計画法による規制の確認にも時間を要したため、令和5年度中の供用開始を目標とする新規事業等調査表に比べ、多少の遅れが生じております。

今後の計画については、基本設計に4カ月、実施設計に8カ月を要するため、設計の完成は令和4年8月末を見込んでいます。

その後、工事の発注準備や閲覧期間を経て、建築工事は令和4年11月頃に発注し、令和5年10月までの1カ年で完成させたいと考えています。

給食センターの場合、他の施設と違い、施設完成後に厨房機器の調整と調理される方が機械に慣れるための試験調理期間を要するため、この期間を令和5年度の冬休みと春休みに設定し、令和6年度当初の供用開始を目指しています。

なお、水道管については、市道の分岐点から建築場所まで、全線布設替したいと考えており、計画スケジュールにも追加したところです。

以上です。

○副議長（高倉真弓君） 10番岡崎利久君。

○10番（岡崎利久君） 令和6年度供用開始ということで、よろしく願いいたしたいと思っております。

今現在、給食センターは老朽化が激しくて、だままだま使用しているところが多くあるかと思っておりますので、一日も早い建設をよろしく願いいたします。

以上で一般質問を終了いたします。

○副議長（高倉真弓君） この際、10分間休憩いたします。

午後 2時03分 休憩

午後 2時15分 再開

○議長（寺田公一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 4番、川田栄子でございます。一般質問をさせていただきます。

一番最初に、新型コロナウイルスワクチン接種について等々、伺ってまいります。

新型コロナウイルスワクチン等について、質問をすると、反ワクチン派とか、そういう目で見られることもあったり、どこかおかしい社会になっていると感じがします。

今回のワクチンは、打って見ないと何が起こるか分からない、そのことが不安です。住民の命や健康を、中長期的に守るために、ワクチンは安心ですと言えますでしょうか。言えないのなら、しっかり勉強することが必要ではないでしょうか。

政治が不誠実であってはいけないと思います。政治は、物事を俯瞰的に見ることですが、コロナに関しては、そうなっていません。WHOによる推計では、季節性インフルエンザによる世界の死者は、毎年25万人から50万人。日本では1万人ぐらいの方が亡くなっています。

10年前に新型インフルエンザが流行し、死亡率が高いと報道されましたが、実際には、SARSのような高い死亡率はなく、翌年の春には収束して、感染症5類となりました。

このとき、世界はワクチンを求めましたが、使用することなく、季節性インフルエンザに落ち着きました。日本も大量のワクチンを準備しましたが、多くは破棄されました。このときと違うものは、PCR検査がなかったことです。

1993年、PCR検査を発明して、ノーベル賞を受賞されたキャリーマリス博士は、PC

R検査は感染症には使ってはいけないと言っていました。

さらに、私の発明が誤って使われている。悪用されていると言いました。そして、2019年8月7日、謎の死を遂げました。

今の新型コロナウイルスについては、PCR検査を継続して陽性者を出し続けています。この検査は、簡単に陽性になり、すると隔離になります。

ワクチンは治験中ではありますが、WHOは70%を目指し、我が国は80%の接種を目標にしております。

御承知だと思いますが、WHOを支えているのは大手製薬会社であります。打って見ないと、将来において何が起こるか分からないのがこのワクチン、まだ治験中であることも、皆さん周知のところであります。

当方の広報紙では、4月接種が開始される予定とありました。

そして5月、医療従事者、高齢者優先順位などがあり、対象者には、順次接種券を送付案内、そして7月には、64歳以下の御案内が、新型コロナウイルスワクチン接種について、広報がありました。

日本の感染率が0.3から0.5%ぐらいと、田舎に行けばもっと低い。ワクチンについては、基本強制ではなく、本人の選択制であることは周知するところであります。

質問にまいります。当市の現在の接種率をお聞かせください。

新型コロナワクチン接種については、65歳以上、また65歳以下と分別をするとどうなのか、お伺いをいたします。

○議長（寺田公一君） 健康推進課長。

○健康推進課長（松田まなみ君） 健康推進課長、4番、川田議員の一般質問にお答えいたします。

新型コロナワクチンの接種率についての御質問ですが、9月7日現在の本市における新型コロナワクチン1回目の接種率は、全体で83.4%となっており、年代別では、64歳以下76.2%、65歳以上、93.3%となっています。

なお、接種率は、国や県の公表の仕方に合わせて、令和3年1月1日現在の人口を母数として算出しております。

以上です。

○議長（寺田公一君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 今、お聞かせいただきました。その中で、20歳から39歳まで、そして16歳から19歳までの割合をお聞かせください。

○議長（寺田公一君） 健康推進課長。

○健康推進課長（松田まなみ君） 健康推進課長、川田議員の再質問について、お答えいたします。

16歳から19歳までの接種率は66%、20歳から39歳までの接種率は68.8%となっております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 再質問を伺います。

副反応についてでございます。副反応、新しいものには魅力的ですが、新しいものは一般的に副反応が十分分かっておりません。副反応については、厚労省に上がっているだけでも、10ページほどありまして、全部見ていると、かなり時間がかかります。

高齢だから上げなくては駄目なのに、病院が報告書を上げなかった例もあります。

当市の副反応の報告、またその対応について、どのようなものとなっているか、お聞かせください。

○議長（寺田公一君） 健康推進課長。

○健康推進課長（松田まなみ君） 健康推進課長、川田議員の質問にお答えいたします。

ワクチン接種後の副反応についてでございますが、一般的にワクチン接種後には、接種部位のはれや痛み、発熱、頭痛、筋肉や関節の痛みなどの副反応が生じる可能性があります。

こうした症状の大部分が、接種後、数日以内に回復すると言われております。本市でも、ワクチン接種が進み、接種をした方からは、副反応に対する相談もお寄せいただいております。

副反応の相談内容としましては、発熱したが、解熱剤を服用してよいのか。接種後、蕁麻疹が出た。接種部位のはれが続く。などが寄せられております。

相談件数や内容についての統計はとっておりませんが、相談いただいた場合には、保健師や看護師が対応し、内容によっては、医療機関への受診を進める場合や、高知県新型コロナウイルスワクチン専門相談窓口を御案内し、対応させていただきます。

以上です。

○議長（寺田公一君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 国のいっていることだから、何もかも正しいとは限りません。薬害エイズの問題では、大きな被害を国民は受けました。原因は、非加熱製剤でした。

このとき、既に世界は加熱製剤に切り替わっていました。大量の処分先について、日本が受け入れたのです。政府も知っていたことでした。

後から謝罪されても、健康は取り戻せない、大きな問題でした。

再質問に参ります。

ファイザー製薬は、治験開始日が2020年4月29日。一次完了予定、2021年8月3日、治験完了予定、2023年1月3日。

モデルナは、治験開始予定、2020年7月27日、一次完了予定、2022年10月27

日。治験完了予定、2022年10月27日となっております。

治験中ということで、無料接種となっております。

大人はリスク等を考えて、打つなら自己責任で接種となっております。これを子供に打たせるのはどうかと思います。たくさん、早くワクチンを打つことを大義と考えていますでしょうか、お答えください。

○議長（寺田公一君） 健康推進課長。

○健康推進課長（松田まなみ君） 健康推進課長、川田議員の再質問にお答えいたします。

新型コロナウイルスワクチン接種は、予防接種法に基づき、蔓延予防上、緊急の必要があると認め、臨時接種として実施することを、国が都道府県を通じて市町村に指示を行い、実施及び勧奨しているところです。

接種率向上を目指す大きな目的として、現在、接種が行われています新型コロナワクチンは、いずれも新型コロナウイルス感染症の発症を予防する高い効果があり、重症化を防ぐ効果が十分にあるとされていますので、多くの方にワクチン接種を受けていただくことが、発症と重症化の予防による医療逼迫の改善や、負担軽減につながり、市民の皆様の命を守る上で、重要なことと考えます。

また、最近の報道では、ワクチン接種が行われなかった場合の感染者数などを推計し、実際の感染者数や死亡者数などと比較し、ワクチンの接種の効果により、65歳以上の高齢者について、7月から8月に死者は最大でおよそ8,400人、また感染者は10万人以上少なく抑えられた可能性があると、厚生労働省が発表しておりますので、ワクチンの効果は大きな意味があるものと認識しております。

以上です。

○議長（寺田公一君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 2番のワクチンの認識について、お伺いをいたします。

国は、厚労省の通達と違うことをしている。厚労省は、アリバイづくりをきちんとつくっているが、国はそうになってないと、医療現場から出ています。

打たなかったら感染させると言われ、厚労省はそんなことは言っていない。アリバイづくりをきちんと書いてあります。感染したら、発症予防、重症化の予防効果は期待できるが、感染予防の効果は期待するものではない。また、集団免疫も期待できない。

厚労省の資料にある内容を、市民に広報すべきではなかったか。勉強不足の方も多くいらっしゃいます。

打ちたい人は打てる体制を準備するが、打ちたくない人は尊重します。行政が守ります。同調圧力をかける人は、このことが分かっている人だと、周知すべきではありませんでしょうか。

接種者から聞く話の中で、コロナにかかったらいけないから、接種して安心した。孫にも会いに行きたいので、自分がうつすことになってはならない。人に感染させないとして、接種を決めたなど、ワクチン万能説になっています。

そのような話を多く聞きます。どのワクチンでもそうであるように、発症化、重症化を抑えることは、期待されますが、新型コロナワクチンも、また同様で、感染のリスクは、負っていることとされていますが、新型コロナワクチンについて、情報は市民に周知された上の接種なのか、気にかかっています。

8月1日、厚労省が出した通知に注意書きがあるのを見ると、発症予防、重症化予防が期待、感染予防ではないとあります。

情報が正確に周知されているか、厚労省の質問と答えのページでは、集団免疫獲得は間違い

とあります。

自分の発症化、重症化の予防が正しい理解とあります。

ワクチンは、自分を守るものと理解することは正しいこと。これからも、感染症は何が起こるか分かりません、再度、正しい認識を市民に求めていくことが重要でないかと考えますが、見解をお伺いいたします。

○議長（寺田公一君） 健康推進課長。

○健康推進課長（松田まなみ君） 健康推進課長、川田議員の御質問にお答えいたします。

感染予防効果についての市民への説明、周知とのことですが、先ほども申し上げましたが、ワクチンの効果は十分にあった可能性があり、今後も接種を進めていきたいと、厚生労働省の発表もあるところでございます。

一方で、現在、接種券に同封して発送している新型コロナワクチン予防接種についての説明書には、感染予防効果について、現時点では、感染予防効果については、十分に明らかになっていません、と明記されており、続けて、ワクチン接種にかかわらず、適切な感染防止策を行う必要がある、と説明されていますので、接種を受けられた方はそのように理解され、感染防止対策を継続していただけているものと認識しております。

今後も、ワクチン接種によって気の緩みが起こることがないように、引き続き感染防止対策の周知に努めてまいります。

よろしくお伺いいたします。

○議長（寺田公一君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 行政は、情報を伝えて、接種判断をしてもらうことが大事と、6月議会で私は伝えました経過があります。打ちたくない人もいることを配慮して、他市事例であります、社会で制限や、人との分断があってはならないと、広報などで、その人たちが生活して

いく上で、市として適切な対応をします、と書かれた、工夫した自治体広報もあります。

また、打ってくださりだけでなく、情報をしっかり取った上で接種するよう、注意喚起している広報紙もあります。

副反応のリスク、安全性についても、厚労省も情報公開しています。厚労省のホームページにあるのを載せるのも、市民の判断のために広報している自治体も、数は少ないですが、全国にはあります。

3番です。12歳から15歳のワクチン接種について、お伺いいたします。

厚労省のホームページでは、20歳までは重症化率0.00%、20歳では、0.009%、70歳代で8.4%、80歳代で14.5%、90歳代で16.6%、これなど、接種判断するための材料になります。

任意といつても、何をもちて判断するか、難しいので、厚労省の数字は提供すべきだと思います。

副反応の症例も多く出ていることから、どんどん打てとまらない少女であります。

感染症と反応のリスクと、考えて納得した上で接種することは、知らないで打った後の後悔をしないためであります。

命に関わること、体の中に入れるものだから、中長期の健康を守ることに、打て、打ての風潮ではまずいです。放送で接種を呼びかけて、接種を促すのもよくないです。

子供に関わることについて、親が任せられることだけでなく、政治家の役割である。政治の役割は、選択肢はこれだけではない。これもあるとしていくべきです。でないと、困るのは市民です。

高齢者はメリットが高いから打つとなりますが、子供は副反応とリスクが高い。高齢者と子供たちのワクチン接種は、次元が異なります。

ある議会では、未成年接種の質問について、メリットとリスクを見極めて慎重にと、首長は答弁しています。接種は親の判断に影響されるが、打てば子供にリスクがついていきます。自己責任で引き受けるには、余りにも残酷です。私はそう思っています。

未知のワクチンを、将来ある子供に打たせることは、急がなくてもよいのではないかと。20歳まで、重症化も死亡者もゼロ。命の危険ゼロリスクの子供に、なぜ接種か。高齢者は感染のリスクが高いから打っていますが、子供は副反応のリスクが高い。この現実を見て、子供にワクチンが必要でしょうか。

接種や副反応については、製薬会社も自己責任と言っています。子供に打つのは、大人が終わってから。もっとデータが出て、安全性が確認された後でよいのではないかと。急いで打たせる意味が分かりません。見解を伺います。

○議長（寺田公一君） 健康推進課長。

○健康推進課長（松田まなみ君） 健康推進課長、お答えいたします。

小中学生のワクチンの接種は、保護者の署名をいただいた上で接種を受けていただいております。

感染症予防の効果と、副反応のリスクの両方を、保護者の皆様が、大切なお子様のそれぞれの状況によって、予防の効果と副反応のリスクを御判断されて、接種を受けておられるものと認識しております。

以上です。

○議長（寺田公一君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 戦後間もない1948年の話です。予防接種が義務化された直後に発生しました、京都と島根でウイルスが不活化されていないジフテリアワクチンが予防接種に用いられ、乳幼児84人が死亡。これらを含んで、1,000人規模の被害者を生みました。

世界の予防接種史上最大の事件となりました。製薬会社の製造過程の誤りもありました。品質管理、安全性確保において、最後のとりでである国家検定の試験品の受け取りに、重大な誤りがあった。それが重大な原因でした。

1980年代の薬害エイズ事件は、アフリカだから狙われた。HIVワクチンは、人体実験で起きました。

日本は、非加熱製剤、ウイルスの不活化を行わず治療に使って、多数のHIV患者を生み出しました。結果、日本の血友病患者の苦しみが始まった事件であります。

国や医療従事者、行政は薬の安全性、有効性、それぞれが役割を果たすことは重要であります。個人の役割も小さくありません。消費者として、自分の使う薬に関心を持って、当事者意識を持つこと、他人任せにせず、正しい情報をアクセスして役割を果たすことが、過去のワクチンの悲しい薬害事件を再び起こさないためであると考えます。

4番目にいきます。

自然免疫強化について、お伺いいたします。

ウイルスは変異しまくるもので、このワクチンも、いつまでもつか分かりません。3回目の話も出ております。

今、税金で接種していますが、そのうち、ほかのワクチンと同様、有料の話も聞こえてきています。

ウイルスから体を守るには、ワクチンを接種しても、自然に免疫が下がれば免疫力低下する事実を正確に広報することです。

接種しても、自然免疫が低下すれば、獲得免疫も落ちるので、ワクチン万能ではないということです。

アルコール消毒もやり過ぎると、常在菌も殺すことになるので、注意が要ります。

マスクもずっとしていると、脳が酸素不足と

なり、免疫が落ちます。がん患者、呼吸器疾患、子供の発達障害、高齢者の認知症の促進、マスクの弊害も考えて、バランスをとっていることが重要と考えます。

自然免疫を高めるには、運動、腸内細菌を高める食事が一番大事ですが、今、遺伝子組み換えの食品の表示は義務付けなくてもよいとなっております。

添加物は世界一ハードルが低い日本です。また、残留農薬の問題も体に良いと書く食が、体によくない日本の食となっていることも、重要な話です。

欧州から日本へ旅行する人も、日本に行ったら体を悪くする食品がいっぱいで、気をつけるという話を聞かれます。

一番、日本人が知らないかも分かりません。

少し例をとってみますと、イーストですね。パンをつくっている中には、イースト菌が入っておりますけれども、イーストはいいですけれども、イースト菌ですから。イーストフードはよくありません。しっかり表示を見ていただくことです。

そして、食塩ではなく、天然塩を求めましょう。

卵は少し値段は高いですが、平飼いを求めていきましょう。

卵黄の色は、オレンジではなくレモンイエローです。家で目で見せて、子供たちにも確認をなさったらいかがでしょう。体によいものを入れることが、自然免疫を高めることになりませんが、今は添加物、とても食の環境が悪い、免疫が下がる状態になっております。

自然免疫強化についての御見解を伺います。

○議長（寺田公一君） 健康推進課長。

○健康推進課長（松田まなみ君） 健康推進課長、川田議員の御質問にお答えいたします。

新型コロナウイルスに対する自然免疫について

て、市としてお答えできることはありませんが、健康維持のためには、食生活や運動、休養など、望ましい生活習慣を身につけることが大切だと考えます。

市民誰もが健やかに、安心して暮らし続けられるために、健康の保持増進に関する情報について、毎月の広報や、各種事業等を通じて提供しており、今後も乳幼児期から高齢期までの各ライフステージに合わせた健康づくりの取組の推進に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（寺田公一君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 5番の外出自粛要請についてお伺いいたします。

ワクチンができたことで、感染者は増えても重症者、また死亡者は確実に減少しています。にもかかわらず、感染拡大によるまん延防止重点措置である外出自粛要請感染症対策をとっており、県は不要不急の外出自粛を要請していました。

当市でも、そのような対策をとったことがありました。

戦争の時でさえ、移動の制限はありませんでした。時間の制限にとどめたということを知っています。

今、平気するのはなぜでしょう。人間が人間であるために、移動の自由を確保しなくてはいけないことの根幹をよく知っているのでしょうか。

日本は、政府が緊急事態と言い続けて、移動の自由が制限されていることに慣れきっていく怖さであります。勝ち取ったものを簡単に捨てている。今、生存することだけを考えて生きていませんか。

人間の移動の自由の制限は、途方もないことをしていることに疑問を持たないことがおかしいと、知識人は言っています。

コロナ対策も、ワクチン、マスク、アルコール消毒、外出の自粛要請など、自由の上に感染症対策があることと理解すべきではありませんか。

厚労省もマスクの強制はしておりません。尊厳ある存在は、自分の命です。正しいことを追求することになっても、自由の尊厳は常識であります。

自粛によって人は分断され、移動の自由や個人の権利をも束縛され続けています。様々イベントや子供の行事も中止が多くなり、その先を見て、自分たちの力を信じるために、苦しい練習で汗を流し続けてきた生徒たちなのに、何の説明もなく、生徒たちは納得させられています。

データを見せて説明をして、なぜこうなったか、なのでこうします。そしてこれからは、と説明することはありません。

また、亡くなった人を最後まで弔うこともできていません。死者との分断もまだ続いております。誰が移動の自由を制限しているか。権利が制限されていることに慣れきっている状態があります。

子供連れで公園でお母さんが遊んでいると、警察へ通報されたり、相応の対応をした上で、運動不足の子供たちにイベント企画を、楽しかったとSNSで流せば、マスクをしていないと攻撃され、監視社会になっております。

このことに気づくべきではありませんでしょうか。

自分たちはいいことをしていると、自粛警察のような話もあります。

もともと、人は共に助け合い、支え合い、個性を尊重して、干渉せず、みんなが主役、基本的人権が尊重され、争いもなく、平和な日本社会でありました。

その愛の世界から、自分以外はみんな敵。人を攻撃する社会へ進むのではなく、一人一人が

主役だから、一人一人が子供を守ろう、一人一人が環境を守ろうと行動していることに気づいていくべきではありませんでしょうか。

ウイルスだから、コロナだから、緊急事態というのでは駄目で、どういう条件、たがを事前にはめて、要請や命令を出すのか、議論が大切です。

移動の自由の大切さを制限することに、個人が憲法で保障された権利に値する、移動の自由の大切さは十分考慮すべきと考えますが、御見解を伺います。

○議長（寺田公一君） 市長。

○市長（中平富宏君） 川田議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

いろいろ見解、違うところもあろうかとは思いますが、20歳までは亡くなった方もおられないとかという話もされていましたが、先日、亡くなった方がいるという報道もありましたし、また日本一、どういうお話されてましたかね、ハードルが低いとか、というお話もありましたが、しっかりとしたものを示しながら、日本というのは、法治国家の中で、しっかりと運営されているのだなというふうに、自分たちは思いながら、川田議員の言われるところの政治を進めさせていただいているところでございます。

また、生徒に何も説明をせずに、何か自由を奪っているかのようなお話もありましたが、学校現場においては、そのようなことはないというふうに、自分はお聞きもしていますし、そう思っているところでございまして、校長先生をはじめ、先生方は一生懸命、保護者それから地域住民の方々に御理解をいただくべく、日々、日常の子供たちの教育、指導以外にも、頑張っておられるのを目にしているところでございます。

ぜひ御理解もしていただいて、そういう方々のことも、認めてあげていただいて、攻撃をし

ないでいただきたい、このように思っているところでございます。

答弁につきましては、感染拡大を阻止するための人流抑制は、国が発出する緊急事態宣言や、まん延防止等重点措置の対象地域における対策の基本であることは、明確なところでございます。

昨年の、本市独自で発出しました非常事態宣言時には、僅か2週間程度の中に、市内でクラスターも発生をいたしましたし、報道もされました。そして、10人を超える感染者が確認された状況で、その後も感染拡大が続きまして、5日後には宿毛市に関連した感染者が21人となったところでございます。

この数字は、当時、私も何度か口にさせていただきましたが、人口10万人当たり100人を超えておりまして、当時の東京都の10万人当たり約33人と比較いたしましたして、3倍以上の危機的な状況に、宿毛市はなっていました。

非常事態宣言は、市民の生命や健康を守るために、市長としての強いメッセージが必要と判断をいたしまして、発出したもので、外出自粛などの要請も、市民の命を優先した対策であることを、ぜひ御理解いただきたいというふうに思います。

また、当時、川田議員自らも、コロナに感染して自宅療養中の方を、しっかりとその後の行動も確認をしないといけないといった、非常に厳しい御意見も、議場でなされていたと記憶をしているところでございます。

今後におきましても、市民の皆様の生活に寄り添い、感染状況に応じた感染防止対策と、生活支援に取り組んでまいりたいというふうに思っております。

なお、不要不急の移動の自粛に関しましては、あくまでもロックダウンのようなことを、日本はしているわけではございませんし、当市もそ

のようなお話はしておりません。

できる限り、そういったことに協力をいただきたいというお願いという形で発出しておりますので、どうか御理解を願いたいと思います。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 話を正しく聞いていたかかないと、私のほうも困ります。

本当に、発する側の根底にあるものをお聞きしているだけのことで、しちゃいけないとかいうことを言っているわけではありません。

基本的人権の尊重が、そこの根底にあつての上の、緊急発令であろうかと思っておりますので、その見解をお伺いしたことであります。

次に進みます。

市道及び公共物の維持管理について。

市道寺山芳奈線について、お伺いをいたします。

8月の臨時議会で提出されていた和解及び損害賠償額31万3,860円が決定した件について、お聞きいたします。

事案の概要をお伺いいたします。

○議長（寺田公一君） 土木課長。

○土木課長（澤田英典君） 土木課長、川田議員の一般質問にお答えします。

事故の概要について、説明いたします。

令和2年10月18日、午後2時20分頃、相手方が、市道寺山芳奈線を国道56号に向けて自動車で行中、国道56号との交差点から400メートル程度手前の場所で、路肩に軽トラックが停車しており、その軽トラックを避けたところ、市道に開いた横120センチ、縦70センチ、深さ7センチ程度の大きさの穴の上を走行し、当該自動車の右フロントタイヤがパンクする事案が発生したものです。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 再質問をいたします。

道路法第42条に、道路管理者は道路を常時良好な状態に保つように、維持または修繕をもって交通に支障を及ぼさないように努めなければならないとあります。

道路の破損部分は、前もって承知されていたのでしょうか。また、地区長等を通じて、要請が入っていたのでしょうか、お聞かせください。

○土木課長（澤田英典君） 土木課長、川田議員の質問にお答えします。

市道寺山芳奈線に穴が開いていたことに、事前に把握していたかということですが、市道に穴が開いていたことについて、事故が起こるまで把握はできていない状況でした。

以上です。

○議長（寺田公一君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 再質問となります。

事故と穴の因果関係について、お聞きいたします。

穴の範囲が、通常の技術をもってすれば、通行が容易であると、過失相殺がされます。

道路管理者の過失と被害者の過失の割合を乗じた金額が、賠償となる過失相殺がされますので、正確な状況を把握することが必要であります。

管理瑕疵と事故との発生との間に、どのような因果関係があったのか。8対2の過失割合について、説明を求めます。

○議長（寺田公一君） 土木課長。

○土木課長（澤田英典君） 土木課長、川田議員の質問にお答えします。

過失割合についてですが、事故が発生した状況を過去の判例に照らし合わせた上で、状況が類似した判例をもとに、今回、判断した内容となっております。

以上です。

○議長（寺田公一君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 人身事故にはなりませんでしたが幸いで、高級車などや、また車体が低いため、損害額が多額となった判例等もあります。

道路法第29条は、道路の構造は、当該道路の存する地域の地形、地質、気象、その他の状況及び当該道路の交通状況に対して、安全なものであるとともに、安全かつ円滑な交通を確保することができるものでなければならないとあります。

地域には、道路の劣化等が、つぎはぎで多くなっている路面が非常に悪いことから、農家の方は、野菜出荷の製品がいたみ、腐敗の原因となり、品質低下になるという苦情は、以前から出ております。

穴ぼこの修繕のみならず、今後、道路の保安、修繕、維持管理について、どのように取り組むのか、お聞かせください。

○議長（寺田公一君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

宿毛市の市道は、802路線、総延長といたしますと、390キロメートルありまして、多数の路線を管理していることから、様々なところで老朽化に伴う舗装の穴や、ひび割れ等が生じているところでございます。

こうした現状に対しまして、毎年限られた予算ではありますが、近年、市道維持補修工事費を増額しております。今年度当初予算は、平成26年度の当初予算と比べまして、約2倍の4,380万円を計上しているところでございます。

また、国や県に対しまして、高知県34市町村で組織をしております高知県市町村道整備促進協議会として、予算の確保について、要望活動を行っているといったところでございます。

市道の補修につきましては、部分的な対策を中心に補修工事を実施し、市道の維持管理に努

めているところでもございます。

市道の点検につきましては、基本的に職員のパトロールのほか、地域住民等の通報や、穴の開いているという形の中での要望によりまして、職員が現地を確認することで、状況把握をしているところでございます。

この点検結果から、舗装等に異常が確認された場合、ごく小規模なものは、職員による簡易補修を行うこともあります。基本的には、道路維持工事の契約を締結している業者に指示をいたしまして、補修を実施しているところでもございます。

市道は路線数、延長とも膨大ではありますが、限られた予算の中で計画を立てて、通行に支障が出ないように、適正な市道の維持管理に、引き続き努めてまいります。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 市道の維持管理について、お聞きいたします。

道路は、使用開始手続というのが、道路法にあります。使用承諾書という簡易な承諾書を持って処理しているのは、道路だけです。市町村道の管理法第16条に、市町村道の管理は、その路線の存する市町村が行うとする。

以前は県道があったが、市道として引き渡されたのは、当市にも幾つかありますが、市道権3号線もその一つと聞いています。

かつて道路の辺りは沼地であったと聞いておりますが、市道権3号線の認定時期をお聞きいたします。

○議長（寺田公一君） 土木課長。

○土木課長（澤田英典君） 土木課長、川田議員の質問にお答えします。

市道権3号線の市道認定時期ですが、現在の市道権3号線の大部分の範囲は、もともと現在の県道宿毛城辺線の供用に伴い、高知県から移

管を受けて、昭和61年9月に市道認定を行った、咸陽小学校の校舎と校庭の間を通る市道樺宇須々木線の一部として、市道認定されています。

その後、平成5年9月に、市道樺宇須々木線を廃止すると同時に、咸陽小学校校舎前の区間を除いた、咸陽保育園の裏を通る市道樺2号線と、議員の言われている市道樺3号線に分けて、市道認定をしております。

以上です。

○議長（寺田公一君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 再質問になります。

市道に接続する機能保障のため、民地側に入りするための出入口の工事をする場合、道路構造に変化が出るような場合は、市町村所有の道路が踏みつぶされないように、管理者は道路を常時良好な状態を保つよう、維持、または修繕をもって、交通に支障を及ぼさないように、努めなければなりません。

その認識のもと、財産の適正な管理等の観点からも、役割を担っていくことが重要です。

道路法第22条には、道路管理者は必要が生じた道路に関する工事、または道路を損傷、もしくは汚損した行為もしくは道路の補強、拡幅、その他、道路の構造の現状を変更し得る必要を生じさせた行為により、必要を生じた道路に関する工事、または道路の維持を当該工事の執行者に施行させることができる、などとあります。

民地側が出入りをするための出入口の工事をする場合、どのような点に注意を払っているのか、お聞かせください。

○議長（寺田公一君） 土木課長。

○土木課長（澤田英典君） 土木課長、川田議員の質問にお答えします。

民地から市道への出入口を設置する場合、市はどのようなことに注意しているのかという御質問ですが、まず、道路管理者以外の方が道路

に関する工事を行う場合は、道路法第24条により、道路管理者と協議の上、工事の承認を受ける必要があります。

例えば、自動車などの乗り入れのため、縁石や、官民境界壁などの道路施設を取り除いたりする場合は、該当いたします。

市に対して申請を行う場合は、道路法第24条の規定により、道路工事施工承認申請書を提出していただき、市の許可を得る必要があります。

その後、工事着手前には着手届、工事完成後には完了届を提出していただくようになります。

市としましては、提出された申請書どおり、工事が行われているか、完成写真などの書面による確認や、現地の確認を行います。

なお、工事に対する費用は、全て申請者の負担になります。

以上であります。

○議長（寺田公一君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 道路の管理者は、道路を常時、良好な状態に維持管理を担っています。そのことは、道路は避難時や生活環境を維持するために必要であり、住民全体の利益を保証する公益の代表と、法行政の適正化を目的とするものです。

道路管理者は、道路の構造を保全し、また交通の危険を防止するため、災害の発生時において、道路管理者は、安全かつ円滑な交通の確保をする措置を講ずることが責務であります。

災害等があれば、道路は確実に必要で、道路があれば避難しやすいのは明らかであります。

市は道路管理の水準を確保するため、平常時、パトロールの実態など、どのように維持管理に努めているのか、お伺いいたします。

○議長（寺田公一君） 土木課長。

○土木課長（澤田英典君） 土木課長、川田議員の質問にお答えします。

市土木課としましては、職員のパトロール、または地域の地区長はじめ地域住民の方からの要望、通報を受けて、道路管理について、皆さんの通行に支障が出ないように、管理をしているところでもあります。

以上です。

○議長（寺田公一君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） また、住民の責任も書かれてあります。

道路法第43条には、道路に関する禁止行為について、みだりに道路を損傷し、または汚損すること、を禁じています。

みだりに道路に土石、竹木等の物件を堆積し、その他道路の構造、または交通に支障を及ぼす行為をすることを禁じております。

民法第233条には、竹木の枝の切除及び根の切り取り、2021年4月に成立いたしました。勝手に切れるとなりました。これは、施行は2023年4月からであります。

今は、裁判で勝訴して、強制執行となっております。

土地の所有者は、隣地の竹木の枝が境界線を越えるときは、その竹木の所有者に、その枝を切除させることができます。隣地の竹木の根が境界線を越えるときは、その根を切り取ることができます。

私有地からはみ出した樹木、枝などの管理については、土地所有者に維持管理をお願いしている町もあります。

台風など、災害時に倒竹木や枝の垂れ下がりによって、歩行者や車両の通行に支障を来し、交通事故の原因にもなります。道路には、通行の安全確保のため、建築限界というものが、法律で定められており、私有地からはみ出した樹木、枝草、竹木の繁茂により、道路の上空を覆っているなどにより、けがや物品の損傷を招く事故が発生した際には、土地所有者が責任を問

われる場合があります。

道路利用者の安全と事故防止のため、所有者に剪定や伐採等による適正な管理をお願いするものです。

そのことは、市民も責任が課せられております。こういう法律の改正については、空き家等が多くなったので、その管理もまた課題であると思いますが、見解を伺います。

○議長（寺田公一君） 土木課長。

○土木課長（澤田英典君） 土木課長、川田議員の質問にお答えします。

市道にはみ出した樹木や枝の対応についてですが、本市としての対応としましては、先ほど言った、私有地からはみ出した樹木、枝については、私有地の所有者の方に伐採等の依頼を行って、やっていただくように考えております。

以上になります。

○議長（寺田公一君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 学校の老朽化について、お伺いをいたします。

未来を担う子供たちの日々の学び、生活する学校です。

老朽化という課題を放置したままで、その場しのぎで対応するものではありません。山奈小学校、平田小学校、咸陽小学校、東中学校など、公立の小中学校施設において、雨漏り、天井板の落下、トイレなどの水回りの改修などが急がれます。

学校施設の問題は、深刻です。教育環境の質的向上や、安全・安心の確保、財政的視点を中心に、どう考えているのか。

長寿命化を進めることにより、子供たちに、今あるものを大切に使い続けて、学校は生徒に対して、安全配慮の義務を負っている。これに、この新しいものを建てるだけでなく、今あるものを大切に続けていくということは、今のSDGsにも関わってまいります。

公立学校の施設の現状と、課題について、どう考えていますか。御見解をお聞かせください。

○議長（寺田公一君） 教育次長兼学校教育課長。

○教育次長兼学校教育課長（和田克哉君） 学校教育課長、川田議員の一般質問にお答えいたします。

学校施設の老朽化の状況と課題についての御質問の内容でございます。

市内の学校につきましては、古いものでは築後50年を経過している施設があり、雨漏りや給水管からの漏水、コンクリートの爆裂など、各所に老朽化による破損が発生することが多くなっており、学校から修繕依頼があれば、その都度、修繕対応している状況でございます。

学校からの修繕依頼につきましては、子供たちの状況をしっかりと把握し、優先順位をつけながら、速やかに対応していきたいと考えています。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 財政的に厳しい状況下で、効率的効果的に老朽対策を進めるためには、従来のように、築後、四、五十年で建て替えるのではなく、コストを抑えながら、建て替えと同等の教育環境を確保することができ、排出する廃棄物も少ない、新しい方法、長寿命化改修への転換が求められています。

文科省も推奨しております。屋根や壁の塗り替え、雨漏り対策として屋根をつける。トイレなどは、多目的便所の設置、水回りの改修、自分たちの財産を長く、大切に使う。建物の耐用年数に合わせて、適切な改修で清潔で快適になるよう整備する、リニューアル改修です。

安心と安全を守る対策は、築50年を80年と使うことができるように、大切に使う、リニューアル改修。

日本では、新しい方法とされていますが、ヨーロッパでは、ずっとこの方法で、築100年以上は当たり前の方法です。

地元の職人さんが、お得意の店で消費できる世界です。学校統合ではなく、地域を守る経済政策とは何か。経済をどう回していくか、子供たちの今あるものを大切に使い続けるにはなど、老朽化から私たちは何を学ぶべきか、考えるときではないでしょうか。

触れることが学びなのに、触れることが不安になってしまう。少しでも安心して、学校生活を送れるように、判断が迫られています。

学校施設の長寿命化改修で、子供たちと地域を元気に、築四、五十年で建て替えるのではなく、建て替えと同等の環境が得られ、長寿命化政策についての見解と、国の財政支援等について、お聞かせください。

○議長（寺田公一君） 学校教育課長。

○教育次長兼学校教育課長（和田克哉君） 学校教育課長、川田議員の一般質問にお答えいたします。

長寿命化対策事業についての質問でございました。

長寿命化対策事業につきましては、文部科学省所管の国庫補助事業といたしまして、学校施設環境改善交付金という補助事業がございます。

その中に、長寿命化改良事業というメニューがございます。中にまた2つの交付対象事業があるという形になっております。

まず、長寿命化事業につきましては、建築後40年以上経過し、今後、30年以上使用する予定の建物の長寿命化を図る事業を対象とし、1戸当たり7,000万円以上の事業が対象の事業となっております。

また、予防改修事業は、建築後20年以上40年未満のものであるものの、また長寿命化改良後20年以上経過したものなど、予防改修事

業が対象となり、1戸当たり3,000万円の事業が対象となります。

いずれの事業も、交付金の算定割合は、3分の1となっております。

以上、国庫補助金のメニューにつきましては、こういった形になっておまして、宿毛市のほうにつきましては、学校再編計画等もございますので、そこら辺をにらみながら、今、対応しているような状況でございます。

以上です。

○議長（寺田公一君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 下水道事業について、お伺いいたします。

下水道サービスの推進と維持管理についてであります。

下水道の普及状況については、社会の経済状況や、人口減少の進む中で、厳しい生活環境は免れません。

その中で、少しでも普及促進に力を入れて、水道経営を持続可能なものとするための努力をする必要があります。

今後、下水道事業を将来的に、安定的に、サービスを提供していくためにも、推進は欠かせません。

維持管理について、下水道管の寿命は、一般的に50年と言われております。実際に50年経過すると、全ての管路が悪くなるわけではありませんでしょうが、宿毛は平成14年供用と聞いております。今は健全さを維持しておりますが、下水道事業の健全経営のために、広域化、共同化の推進、官民連携の推進、新技術の推進等、取組が進んでいますが、地域に合ったものが求められます。

質問になります。今の下水道サービスの推進状況や、維持している管路の距離、施設や管路の老朽化問題について、長期的視点に立って、リスク評価など、優先順位をつけて施設の点検、

調査、修繕、改善を実施し、施設全体を計画的かつ効率的に管理をする、ストックマネジメントの推進についての見解等をお伺いいたします。

○議長（寺田公一君） 水道課長。

○水道課長（川島義之君） 水道課長、川田議員の質問にお答えします。

宿毛市の公共下水道事業は、宿毛市街地の生活環境の改善と公共用水域の保全を目的に、平成4年度に事業着手しまして、管渠や汚水処理場の整備を進め、平成14年3月に、宿毛クリーンセンターが供用開始となりました。

それから19年経過した令和3年4月現在の加入率は、約61.5%となっております、加入後1年間、下水道使用料を免除するキャンペーンや、利子補給などの加入促進をしておりますが、近年は微増にとどまっております。

施設の維持管理につきましては、管渠延長については、約45.3キロメートルでありまして、整備後29年と、最短での管路の更新目安である40年を経過しておりませんので、定期的な点検により、更新時期を検討してまいりたいと、そんなふうに考えております。

以上です。

○議長（寺田公一君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 水道使用料の賦課漏れについてお伺いいたします。

このたび、下水道使用料賦課徴収漏れにより、負担の公正・公平性を損なう事態を招き、市民の皆様におわびを行っております。

この事案の概要をお聞かせください。

○議長（寺田公一君） 水道課長。

○水道課長（川島義之君） 水道課長、川田議員の質問にお答えいたします。

下水道使用料の賦課漏れにつきまして、この概要につきましての答弁に先立ちまして、このたびの賦課徴収漏れにより、負担の公正、公平性を損なう事態を招き、また賦課徴収漏れの対

象者となる皆様に、遡及して下水道使用料の納入をお願いすることになり、市民の皆様に御迷惑をおかけしたことににつきまして、心よりおわび申し上げます。

本市では、公共下水道を使用する方から、水道料金と合わせて下水道使用料を賦課徴収しておりますが、本年6月1日に市民の方から、「下水道を使用しているのに下水道使用料の請求がきていないのはなぜか」、との問合せがあり、水道料金システムで確認したところ、下水道に接続されているにもかかわらず、下水道使用料を賦課していない賦課漏れが判明いたしました。

このため、水道料金システム及び排水設備の申請関係処理を調査した結果、46件、198万6,590円の賦課漏れが判明し、そのうち28件、87万4,410円につきましては、適切な時期まで遡及せず、賦課漏れが発覚した時点から賦課するといった不適切な事務処理が行われておりました。

また、4件分、6,995円につきましては、5年間の時効期間を経過しているため、債権消滅となり、回収不能となっております。

判明後は賦課漏れとなった方に対して、順次、個別訪問し、おわびの上、説明するとともに、分割納付等、必要に応じた対応により、遡及賦課に対する理解をいただけるよう、努めております。

その結果、現時点で42件の方に御理解をいただきまして、114万9,155円の納付をいただいております。残る4件の方につきましても、負担の公平性を損なうことのないよう、引き続き、遡及賦課に対する理解を求めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（寺田公一君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 概要をお聞かせいただ

きました。

賦課漏れの原因について、お伺いをいたします。

○議長（寺田公一君） 水道課長。

○水道課長（川島義之君） 水道課長、川田議員の質問にお答えします。

賦課漏れの原因につきましては、平成26年度より実施しております加入後1年間、下水道使用料を免除するキャンペーンによりまして、使用開始日から賦課開始日の間に1年遅れることがありまして、排水設備等計画確認申請書受付内容を確認する下水道係と、使用料の徴収を担当する庶務係の間で、下水道使用料の賦課情報の共有、連携が不十分であることが原因と考えております。

また、適正な時期まで遡及せず、不適切な事務処理が行われていた件につきましては、債権管理に係る法令により、遡及徴収すべきという認識が徹底されていませんでした。

以上です。

○議長（寺田公一君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） これからも下水道利用者の推進、啓発を考えていくことになると思いますが、再発防止対策の検討は欠かせません。

御見解を伺います。

○議長（寺田公一君） 水道課長。

○水道課長（川島義之君） 水道課長、川田議員の質問にお答えします。

下水道係と庶務係で共有、連携をするため、申請受付から料金の賦課まで一元管理する体制、マニュアルを整理し、事務手続の漏れを防ぐとともに、法令、条例等に基づき、適正な管理及び事務執行することを、改めて職員に徹底いたします。

今後、同様の事案を発生させることがないように、適正な事務処理に努めてまいります。

以上です。

○議長（寺田公一君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 事故から責めるのではなくて、事故から何を学ぶかということを中心にしていきたいと思います。

最後になります。責任についてお伺いいたします。

賦課漏れ事業を職員が5年にわたって放置したこと、時効額は、幸いにして少額にとどまっていますが、5年にわたっての事案であること。このことの詳細は、善良な市民の通報からであったことは、職員の責任は軽いものではありません。

使用料負担の平等性を欠くことから、市民に迷惑をかけたことは明らかであります。市長をはじめ、関係者の責任はどのように考えておられますか。

見解をお伺いいたします。

○議長（寺田公一君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

このたびの事案によりまして、本当に市民の皆様方に御迷惑をおかけしましたこと、重ねておわびを申し上げます。

このようなことが起きないように、再発防止に取り組むことは当然でございます。それとともに、現在、今回の事務の遺漏に関わった職員に聞き取り調査を実施しておりまして、調査内容を精査する中で、業務遂行上における責任について、適切な対応をしてみたい、そのように考えているところでございます。

今回の件や、幡多西部消防組合に派遣している職員の逮捕、管理職の非違行為といった不祥事が続いたことに対しまして、その責任を重く受け止めさせていただきまして、私及び副市長の給料の減額議案を本日、提出をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 以上で私の一般質問を終わります。

○議長（寺田公一君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（寺田公一君） 御異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

本日は、これにて延会いたします。

午後 3時29分 延会

令和3年
第3回宿毛市議会定例会会議録第3号

1 議事日程

第8日（令和3年9月14日 火曜日）

午前10時 開議

第1 一般質問

第2 議案第1号から議案第40号まで

2 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

日程第2 議案第1号から議案第40号まで

3 出席議員（13名）

1番 今城 隆 君	2番 堀 景 君
3番 三木 健正 君	4番 川田 栄子 君
5番 川村 三千代 君	7番 高倉 真弓 君
8番 山上 庄一 君	9番 山戸 寛 君
10番 岡崎 利久 君	11番 野々下 昌文 君
12番 松浦 英夫 君	13番 寺田 公一 君
14番 濱田 陸紀 君	

4 欠席議員

なし

5 事務局職員出席者

事務局 長	朝比奈 淳 司 君
次長兼庶務係長 兼調査係長	奈良 和美 君
議事係 長	桑原 美穂 君

6 出席要求による出席者

市 長	中平 富宏 君
副 市 長	岩本 昌彦 君
企 画 課 長	黒田 厚 君
総 務 課 長	桑原 一 君
危機管理課長	上村 秀生 君

市民課長補佐	久保田 志 保 君
税 務 課 長	山 岡 敏 樹 君
会計管理者兼 会 計 課 長	佐 藤 恵 介 君
健康推進課長	松 田 まなみ 君
長寿政策課長	谷 本 裕 子 君
環 境 課 長	谷 本 和 哉 君
人権推進課長	山 戸 達 朗 君
産業振興課長	岩 本 敬 二 君
商工観光課長	長 山 敏 昭 君
土 木 課 長	澤 田 英 典 君
都市建設課長	小 島 裕 史 君
福祉事務所長	河 原 志加子 君
水 道 課 長	川 島 義 之 君
教 育 長	鎌 田 勇 人 君
教育次長兼 学校教育課長	和 田 克 哉 君
生涯学習課長 兼 宿毛文教 センター所長	岡 本 武 君
学 校 給 食 センター所長	平 井 建 一 君
選挙管理委員会 事務局長補佐	埜々下 哲 広 君

----- . . . ----- . . . -----

午前10時00分 開議

○議長（寺田公一君） これより本日の会議を開きます。

この際、議長より報告いたします。

本日までに請願1件を受理いたしました。

よって、お手元に配付しております請願文書表のとおり、所管の常任委員会へ付託をいたします。

日程第1「一般質問」を行います。

発言を許します。

11番野々下昌文君。

○11番（野々下昌文君） 皆さん、おはようございます。公明党の野々下でございます。議長にお許しをいただきましたので、通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

まず、はじめに、このたびのコロナウイルス感染症でお亡くなりになられた全ての皆様に、衷心より哀悼の意を表します。また、日夜、最前線でウイルスと戦っていただいている医療、保健、介護、清掃をはじめとする全ての現場の皆様、献身的な御努力に心から感謝を申し上げます。

それでは、通告に従いまして、一般質問を行います。

はじめに、奨学金返還支援制度について、お伺いいたします。

御存知のように奨学金は、高校や大学、専門学校に進学する際、多額の費用となります。家庭の収入だけでは、大学の費用を賄えなかったり、親に負担をかけたくない、様々な理由から学生の手助けとなるのが奨学金です。

学生にとって、本当にありがたい奨学金ですが、卒業後、その返済に苦勞されている若者も少なくありません。

公明党青年委員会では、矢倉参議院議員を委員長として、若者の声を直接聞き、政策に生か

すアンケート調査、ボイスアクションを全国的に実施をいたしました。

そのテーマの一つが、この制度に関することで、高知県内でも高知市、四万十市などで実施をし若者の声をお聞きしております。

日本学生支援機構の2019年（令和元年）の発表によりますと、返済が必要な同機構の貸与型奨学金の利用者は129万人、大学生など、2.7人に1人が利用している計算となります。

2019年度末の延滞者数は、約32万7,000人で、延滞債権額は、約5,400億円になっております。

延滞の主な理由は、家計の収入の減少や、支出の増加で延滞が長引く背景には、本人の低所得や延滞額の増加が指摘をされています。

こうした利用者の負担軽減に向け、返済を肩代わりする支援制度が、2015年（平成27年）から実施をされております。

制度の仕組みを行っている自治体へ一定期間定住したり就職するなど、自治体により要綱に違いありますが、その条件を満たせば、対象者の奨学金返済の返還部分を、当該自治体が支援をするものであります。

この制度は、地方への若者移住を促し、地域産業の人手不足を解消する狙いもあることから、各自治体に対し、文部科学省からではなく総務省ルートでの通達となっております。

そこでまず、この奨学金返還支援制度に対する認識を伺います。

○議長（寺田公一君） 市長。

○市長（中平富宏君） おはようございます。野々下議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

本制度につきましては、都市部の大学等へ進学した学生に対しまして、奨学金の返還支援を行うことにより、地方への移住と定住を促そうとするもので、返還金の一部を自治体が負担を

し、その負担分については、国から特別交付税として措置される、そういった制度となっております。

県内でも、人材の確保や定住人口の増加など、目的や補助要件は様々ではありますが、土佐清水市、香南市、須崎市、そして今年度からは四万十町が取り組まれておりまして、一定の成果も上がっていると聞きをいたしているところでもございます。

本制度は、奨学金利用者の負担軽減はもとより、若者の地方への移住・定住促進や、各産業における担い手不足の解消につながる一つの手段として、有効なものだと私も認識をしているところでございます。

先日、コロナ対策ではありますが、学生応援宿毛ふるさと便のほうを行わせていただきました。本当に多くの学生から、そして地元にも、この宿毛市におられる親族の方から、本当にありがたいといったお声をいただいたところでもございます。

議員もおっしゃいましたように、困っている学生もおられると思いますし、また、親に負担をかけたくないといった思いで、いろいろな思いを抱えながら、勉学に励んでいる学生がいることも、承知をしているところでございます。

そういった意味でも、有効な手段だと認識をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 11番野々下昌文君。

○11番（野々下昌文君） 御答弁にもありましたが、この制度は奨学金利用者の経済的、心理的な不安を軽減し、安心して働くことのできる環境を整備するとともに、自治体にとっては、若い労働力を確保することによる事業所の労働不足と、地域経済の活性化を図ることが期待できる制度だと思います。ぜひ前向きな検討をお願いいたします。

続いて、奨学金返還支援制度導入への今後の対応について、お聞きいたします。

この制度は、自治体と地元企業などが基金をつくることを条件に、国が自治体の負担額の2分の1を特別交付税で支援する枠組みでスタートをいたしました。昨年、公明党がこの制度の拡充を、青年政策2020の一つとして、当時の安倍首相に政策提言を行い、昨年6月に菅総理のもとで制度が拡充され、基金の設置が不要となり、特別交付税対象費の範囲を全負担額の10分の5から10分の10に対象要件が見直されております。

また、支援対象者は大学生等のほか、高校生などにも追加をされております。

変更がなされたことにより、昨年6月には、制度導入自治体が、6年間で423の市町村でありましたが、この1年間で全国で700を超える市町村に増加をしております。

奨学金返済が必要な卒業を控えた学生にとっては、本当にありがたい制度ではないかと考えます。また、制度を導入した自治体では、若者の定住促進につながることも予想されますし、制度を導入する自治体は、今後増加するものと推測をいたします。

先ほど少し触れましたが、基金の設置が不要となり、そして国の負担額は追加見直しをされております。

例えば、4年間で400万円の奨学金を受け、卒業後に20年で返還する場合、年間20万円の返済となります。

以前は、年間返済額20万円のうちの10分の5の10万円が対象金額となり、措置率0.5であることから、5万円が国からの特別交付税措置額でした。現在は、10分の10が対象で、措置率0.5ですから、10万円が特別交付税措置額となります。

奨学金返済が必要な若者が、どこに住居を置

くか考えたとき、返済を肩代わりする制度のある自治体を選択するのは、当然だろうかと思えます。

ましてや、周辺自治体が導入した場合、導入しない自治体との差は歴然だと思えます。

そこで、本市の奨学金返還支援制度導入を要望いたしまして、今後の対応を伺います。

○議長（寺田公一君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

議員のほうから、丁寧に説明をいただきました。全国的にも、進学する学生の多くが、この奨学金制度を利用しているところがございます。宿毛市の中でも、多くの方が利用している実態も承知をしているところがございます。

本市におきましても、年度により増減はあるものの、令和2年度に宿毛市内の高校を卒業し、進学された学生のうち46%の方々が、この奨学金制度を利用されているといった実態となっております。

こうした状況も踏まえ、本制度が若者の地方への移住・定住の促進や、何より宿毛出身者がふるさとへ帰ってくるきっかけとなる、そういった有効な取組であるというふうに考えているところでもございますので、他の自治体の制度も参考とさせていただきながら、実施に向け検討をしまいたいというふうに考えているところがございます。

制度、本当にどういったふうな形で作り上げていくのかというのが重要になってこようかと思えます。やはり地元へ帰ってくる方々にとっては、非常に使い勝手のいい制度、そういったものとはなると思っておりますが、その一方で、学生の自由といいますか、就職先は地元に限られてくるとか、いろいろ制度の内容によっては、そういった制約等もかかってこようかというふうに思っておりますので、その辺り、慎重に検討をし

て、学生の方々にとって、よりよい制度にしていきたい、そのように思っているところがございます。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 11番野々下昌文君。

○11番（野々下昌文君） 大変前向きな答弁と受け止めました。

令和2年度に、国において、大学在学時に貸与された奨学金に加え、高校段階の高等学校奨学金も支援対象に追加されるなど、拡充が図られております。

この制度を、高校や中学の段階から認識をすることで、経済的な事情によって、進学を断念せざるを得ない生徒が学びを続けられたり、卒業後に地元を就職先として選択をしたりすることにつながるのではないかと、期待をいたします。

早期の取組をお願いし、また今、市長も言われましたけれども、対象者については、できるだけハードルの高くない利用しやすい内容にさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

次の質問に移ります。

次に、行政のデジタル化について質問をさせていただきます。

5月12日、デジタル改革関連6法案が国会で可決成立し、この9月1日には、デジタル庁が設置をされ、理念を含めた基本法、押印廃止などの社会整備、マイナンバーカードと預貯金の口座のひもづけ、自治体の情報システムの標準化の5つの分野で構成をされております。

行政のデジタル化といっても、時代は既にデジタル化という概念にとどまらず、IT技術やデジタル技術を活用して、生活やビジネスモデル、組織、文化、風土といった、より広い範囲の変革を促す取組であるDX（デジタルトランスフォーメーション）という概念が取り入れら

れております。

少し分かりにくい横文字が出ましたので、これから何回か出ますので、解説をしておきたいと思えます。

このDXというのは、スウェーデンの大学教授で、エリック・ストルターマンさんが15年前に提唱したことで、IT、デジタル技術の浸透が人々の生活をあらゆる面で、よりよい方向へ変化させていくという概念であるそうであり、これからDX、またデジタルトランスフォーメーションという言葉が出たら、これを思い浮かべていただきたいと思えます。

こういう分野の急激な進展に遅れをとることなく、国や県の動向をしっかりと見据えながら、先手先手で対応していくことが、市民の利便性を高め、また行政の効率化を図り行政コストを削減し、市民の負担を軽減をするばかりでなく、市の働き方改革にも資することになると考えております。

菅内閣の目玉政策の一つが、行政のデジタル化を推し進めるデジタル庁を創設し、デジタルトランスフォーメーションという概念への切替えだったわけであり、

新型コロナ禍で露呈した行政手続の遅さなどに対応するもので、1人当たり10万円の特別定額給付金では、国と地方のシステム連携が不整合でうまくいかない原因になり、さらに各自自治体が振込口座を確認する作業に多大な時間を要したことなどで、給付が立ち遅れるなどの一因となったことは、記憶に新しいところであります。

ICTやデータの活用は、先進国に大きく水をあけられていて、特に遅れが目立つのは、行政のデジタル化だと指摘をされております。

パソコンやスマートフォンなどから、オンラインで完結できる行政手続は、全国平均で僅か7%程度との報道もあります。

この国が推進をしている行政手続のデジタル化ですが、本市としては、どのような取組がされているのかお伺いいたします。

○議長（寺田公一君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

宿毛市における行政手続のデジタル化の現状についての質問でございます。

行政手続のデジタル化につきましては、令和2年12月25日に閣議決定されました、デジタルガバメント実行計画をもとに、総務省におきまして、令和7年度末までを計画期間といたしまして、自治体が重点的に取り組むべき事項、内容を具体化した自治体デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進計画が策定をされているところでございます。

この計画におきましては、重点取組事項といたしまして、特に国民の利便性向上に資する手続とされた子育て関係、介護関係、被災者支援関係などの31手続については、令和4年度末を目指して、原則全自治体でマイナポータルからマイナンバーカードを用いて、オンライン手続を可能にすることなどが示されており、それ以外の各種行政手続についても、積極的にオンライン化を進めようと、そのように示されているところでございます。

また、高知県におきましても、令和3年3月に令和5年度末までを計画期間とした高知県デジタル化推進計画が策定をされ、県と市町村が連携し、あらゆる分野でのデジタル化の取組を推進することとなっております。

現在、本市におきましても、マイナポータルからマイナンバーカードを利用したオンライン手続につきましては、接続テストなどの準備を進めているところであり、そのほかの行政手続のオンライン化につきましても、高知県と市町村で共同利用を行う高知県電子申請システムが

構築されたことから、本市も当該システムに参画し、オンライン化に向けた取組を進めているところでございます。

また、昨年度には、住民票や印鑑証明書のコンビニ交付を導入し、本年度中には、市役所窓口での対面手続におきまして、紙に書くことを求めない、いわゆる書かない窓口のシステム導入も進めているところでございます。

本市の推進体制につきましては、庁内で課長補佐級をメンバーとした行政デジタル化プロジェクト調整会議を立ち上げ、電子申請の推進や、文書のデジタル化について、継続的に協議を行っております。

しかしながら、自治体のデジタル化の推進につきましては、専門的な人材不足が全国的にも課題となっており、本市でも同様の状況にあることから、今後の自治体DXをさらに進めるために、副業マッチングプラットフォームを運営する株式会社アナザーワークスと、本年6月4日に連携協定を締結いたしまして、実証実験として、外部からの副業人材を本市のDXアドバイザーとして1名登用し、デジタル化に向けた取組を進めているところでございます。

様々なところでデジタルトランスフォーメーションや、自治体デジタル化などがいわれているところですが、本市におきましても、アドバイザーに専門的な見地から御意見をいただきながら、市民の皆様を取得していただきましたマイナンバーカードの活用などをはじめとする市民サービスの向上、行政事務の効率化に向けて、宿毛市に合った、効果のあるデジタル化を推進してまいりたいと考えているところでございます。

どこの自治体もそうだと思いますが、デジタル化、進んでいくことは明確でもありますし、また進めなくてはいけない、そういった現状でもあります。

しかしながら、非常に、どういった方面から、どういうふうにこのデジタル化、DXを進めていくか、皆さん悩んでいるというのが、今の実情だと思います。

そういった中で、宿毛市としては、アドバイザーの起用をいたしまして、専門的な見地を持った方からアドバイスをいただきながら、現在、進めているところでもございますし、また若手職員の皆さんからも、そういった中で、宿毛市としての課題、またこれをデジタル化することによって、より市民の生活が豊かになるだろう、そういったものを抽出をしながら、検討、そして課題解決に向けて取組を進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 11番野々下昌文君。

○11番（野々下昌文君） ただいま市長から丁寧な答弁がございました。本市としては、国のデジタル化推進計画に沿って、国や県や各自治体と連携しながら、各分野でのさらなるデジタル化、オンライン化を目指して取り組んでおり、特に今年度中には、市民が市役所の窓口で紙に書かなくても申請手続きができる、書かない窓口のシステムを導入されるということで、市民にとっては、コロナ禍で書くという作業は時間も要しますしストレスもあるわけで、このような取組は、本当にありがたいことだと思います。

また、庁内での推進体制については、補佐級メンバーでの、行政デジタルプロジェクト調整会議を立ち上げたり、専門的な人材不足がいわれる中で、外部からのアドバイザー1名を登用して、専門的な見地から意見をいただいたりしながら、デジタル化を進めていくということでもあります。デジタル化においては、どの自治体も緒についたばかりだと思いますので、これから宿毛市に合ったデジタル化をマイナンバー

カードのときのように、先手先手で進めていただきたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

次に、行政のデジタル化の最も要ともなるマイナンバーカードについて、質問いたします。

本年2月26日より、コンビニエンスストアでの住民票の写しと印鑑登録証明の申請交付が可能となりました。これには、マイナンバーカードが必要ですが、意外と簡単に、すぐに取得できます。わざわざ市役所や支所まで足を運ばなくても、近くにコンビニエンスストアさえあれば、近くであれば歩いてでも行けますし、曜日を選ばずに朝早くから夜遅くまで交付が可能で、申請書への記入が必要なくなり、印鑑登録証明交付にも印鑑登録証は必要はありません。

マルチコピー機さえ空いていれば、並ぶことなくすぐに取得でき、そしてコンビニ交付の実施している自治体であれば、全国どこの自治体からも証明書が取得ができます。これは、デジタル化のほんの一つのメリットかもしれませんが、デジタル化がいかに私たちの生活に利便性をもたらすのかという一例であると思います。

そこで、2月26日から開始ということで、まだ多くはないと思いますけれども、コンビニ交付による各種証明書の交付件数をお伺いをいたします。

○議長（寺田公一君） 市民課長補佐。

○市民課長補佐（久保田志保君） 市民課長補佐、野々下議員の一般質問にお答えします。

宿毛市の住民票の写しと印鑑証明書は、マルチコピー機を設置しているコンビニエンスストアで、年末年始以外、朝6時30分から夜の11時までの間、マイナンバーカードがあれば取得できるようになっております。

交付件数につきましては、令和3年3月から8月までの半年間で、住民票の写しが201件、印鑑登録証明書が108件となっております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 11番野々下昌文君。

○11番（野々下昌文君） ありがとうございます。市内外からの手続も含んだ数字だと思いますが、半年間で住民票の写しが201件、印鑑登録証明書が108件、これだけの多くの方たちが、今まで仕事の時間を割いたり休みをとったりして、わざわざ市役所へ行っていたわけでありましたが、それが仕事の行き帰りや休みの日など、自分に合った時間帯で取得できるようになったわけであります。まさにデジタル化のすばらしさを表している数字だと思います。

さらに、マイナンバーカードの活用が広がっていくとこのことですので、期待をしたいと思います。

続いて、再質問をさせていただきます。

マイナンバーカードの交付率の全国平均は、5月時点で30%台だったと思いますが、本市の直近の交付率について、お伺いをいたします。

併せて、隗より始めよではないですが、本市の職員のマイナンバーカード取得率もお伺いをいたします。

○議長（寺田公一君） 市民課長補佐。

○市民課長補佐（久保田志保君） 市民課長補佐、野々下議員の再質問にお答えいたします。

本市のマイナンバーカードの交付率は、8月31日時点で交付枚数が1万3,265枚で、交付率は66.68%となっております。

職員の取得率につきましては、6月30日時点で、正職員、会計年度任用職員を含む共済組合員337人中300人が取得しており、取得率は89%となっております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 11番野々下昌文君。

○11番（野々下昌文君） ありがとうございます。

交付率66.8%は、本当に誇れる数字だと

思います。

たしか四万十市は40%台、土佐清水市は20%台だったと思います。職員の皆さんの89%ということですが、ほぼ9割ということで、マイナンバーカードの取組においては、意識改革ができる数字だなというふうに感じます。

再質問をさせていただきます。

マイナンバーカードは、今後、健康保険証や運転免許証の機能を併せ持つようになっていくということですが、マイナンバーカードが持つことの意味と、メリットについて伺いをいたします。

○議長（寺田公一君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

本当に宿毛市のマイナンバーの取得率が66%を超えたということで、皆さんも取っている方、多いと思いますが、取るのにかなり手間がかかるんですね。本当に本人じゃないと交付ができなかったりとか、非常に、皆さんにそれだけの時間と手間をかけていただく中で、これだけの取得率が上がってきたというのは、本当に市民の皆さんにお礼を申し上げるところでございます。

まだまだ取っていない方もおられますので、その必要性、しっかりとお話をさせていただいて、御説明をする中で、さらなる取得率向上に向けて、取組を進めてまいりたい、そのように思っているところでもございます。

このマイナンバーカードにつきましては、コンビニエンスストアで住民票の写しや印鑑登録証明書を取得できる等の利便性だけでなく、未成年者や運転免許証を持っていない、そういった方につきましては、写真付きの公的な身分証となります。

マイナンバーの必要な口座の開設やパスポートの新規発給時におきましても、カード1枚で

対応することが可能になります。

また今年の10月からは、健康保険証としての利用が本格的に始まる予定となっております。運転免許証との一体化につきましても、現在、国が令和6年度末には開始できるように、取組を進めているところでもございます。

こうしたことから、マイナンバーカードは2つの証明書の機能を併せ持つこととなりますので、カードの利用価値はさらに高まっていくものと考えているところでございます。

特に健康保険証としての利用に関しましては、利用者が登録をすれば、保険証が切り替わった際に、保険者での手続きが完了次第、新しい保険証の発行を待たずに医療機関への受診が可能になったりもいたします。

また、保険者への手続なしで、限度額以上の一時的な支払いが不要にもなります。非常に助かると思います。

また、本人が同意をすれば、初めて受診する医療機関であっても、薬剤情報や特定健診情報が医師等と共有できるといった予定ともなっているところでございまして、こういったところで非常に便利に使えるというふうになってこようかと思っております。

同じような薬を、重ねて処方してしまったりとか、そういったこともなくなるというふうに想定をさせていただいているところでございます。

先ほど少し申しましたが、多大服用や重複投与などを解消することで、医療費の抑制にもつながりますし、健康診断等のデータに基づく診療や薬の処方によりまして、適切な医療の確保にもつながるなど、多くの期待、そういったメリットが期待をされているところでございます。

今後、政府が推進するデジタル化の流れの中で、マイナンバーカードを活用する場面、ますます増えてくるものと考えております。

宿毛市では、今年の12月28日までにマイナンバーカードを取得された方に対して、一人当たり5,000円の地域振興券を配付しているところでございます。

皆さんも御承知のように、地域振興券は宿毛市で買物をしていただくということで、地域の経済の活性化に一役買った、そういったものでもございますので、ぜひ申請をしていただきたいと思います。

申請及び取得がまだお済みでない方は、この機会に、ぜひともマイナンバーカードの取得のお願いをこの場をお借りいたしまして、しておきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 11番野々下昌文君。

○11番（野々下昌文君） 私も地域振興券頂きましたので、早速使ってしまった。

今、御答弁いただきましたけれども、今年の10月からは健康保険証として、また令和6年度末からは運転免許証の機能を持ち、この2つの証明書に付随する機能がさらに広がり、利用価値が高まるというお話でありました。

国のほうも、先ほど市長からもありましたけれども、デジタル庁を開設しデジタル社会形成のための様々な施策も示されており、その施策の基盤となるのが、マイナンバーカードと位置づけております。

マイナンバーカードは今後、社会生活上、必要不可欠な存在となっていくものと思われまますので、私も注視をしていきたいと思っております。

続いて、高齢者の情報格差の円滑化について、お伺いをいたします。

生活の中にデジタルが浸透し、スマートフォンが様々な行政サービスの提供の窓口になると予想されます。

今、各地で新型コロナワクチンの接種等において、スマートフォンを持っていても予約サイ

トの利用方法が分からず、お困りの高齢者が結構おられました。今後、行政デジタル化が進めば、様々な手続きがスマートフォン等で行われるようになると思いますが、そのためには、行政手続きの入手方法、入力方法を分かりやすくする工夫や、入力の簡素化などにも、情報格差を少しでもなくするために、高齢者にスマートフォン等の取扱いに慣れる機会を増やすことが求められているのではないかと考えます。

国は、デジタル活用支援員の導入も進めております。

機器に不慣れな高齢者の方など、これからの機器を活用して、行政手続きを円滑に進めていくために、市としてどのような対策を考えておられるのか、お伺いをいたします。

○議長（寺田公一君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

スマートフォン、いわゆるスマホをはじめとしたデジタル機器の使用を前提とする行政サービスが推進される中で、高齢者がデジタル社会に取り残されることのないように、スマホをお持ちでない方やスマホの操作に不安を感じておられる方に向けた取組を行うことは、大変重要なことと考えているところでございます。

今年度の取組といたしましては、民間の通信事業者の協力によりまして、10月から11月にかけて、試験的に市内で100歳体操等を行っておられる3グループ、24名の方にはなりますが、こちらの方を対象にスマホの利便性を体験していただくための教室を、まずは開催する予定としているところでございます。

今後につきましては、教室参加者の反応等も鑑み、スマホ教室が高齢者のデジタル情報の活用能力向上にどの程度寄与するのか、また高齢者の状況に応じた効果的な取組は、他にどのようなものがあるのか、議員に御提案いただきましたデジタル活用支援員の活用も含めまして、

情報格差解消のために有効な事業について検討をしてみたいというふうに思います。

やはりこういったもの、できるだけ早い段階で慣れていただく、使えるようになっていただくというのが大切だと思いますので、早め早めにそういった研修会も含めて、予定をして開催をしていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 11番野々下昌文君。

○11番（野々下昌文君） ただいま御答弁がありました10月から11月にかけて、3グループの24名の方に、教室に来ていただいて使い慣れていただくという報告でありました。

情報格差、デジタルデバイドは、社会全体のデジタル化が進展する中で、解決すべき課題とされておりますが、行政はコロナ禍で3密を避けるために、そういった取組ができない現状であろうかとも思います。

御答弁にあった政府の後押しである民間活力による取組は、情報格差是正にかなり大切な取組と考えておりますので、一人でも多くの情報格差を感じる方たちが参加をしやすい取組としていただきたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

続いて、学校におけるデジタル化について、教育長に質問させていただきます。

教職員の長時間労働による勤務時間の改善に向けて、平成29年、文部科学省から学校における働き方改革に関わる緊急提言が発出をされております。ソフト面での取組に加えて、ICTを活用した勤務時間の適正把握や、教職員の負担軽減が求められており、本市としては、市内小中学校に、令和2年統合型校務支援システムの導入を行っておりますが、その効果についてお伺いをいたします。

○議長（寺田公一君） 教育長。

○教育長（鎌田勇人君） 野々下議員の一般質問にお答えさせていただきます。

当市におきましても、議員が先ほどおっしゃったように、令和2年度から市内全ての小中学校に統合型校務支援システムを導入しております。

統合型校務支援システムには、成績処理や出欠管理等の校務系業務や、健康診断表や保健室来室管理等の保健系業務、さらには指導要録の作成等の学籍系業務など、校務と呼ばれる業務全般を実施するために必要な機能が実装されております。

例えば、これまで学校行事計画は、職員室の行事黒板に手書きで掲示していたものが、グループウェアで情報化することにより、個々の先生のパソコンで管理することができるようになり、教頭や教務主任の仕事の軽減にもつながっております。

また、これまで職員会議や校内研修などで使用する資料を各自がダウンロードした場合、資料配付のために行っていた印刷やホチキス止め、配付など全てを廃止することができ、時間短縮や紙資源など、効果的に利用できコストの軽減にもつながっています。

また、児童生徒の情報なども掲示板という機能を使って、教職員が共有することもできるようになっております。

校務支援システムには、慣れるまでに教職員にとって、時間と労力がかかり、負担感がありますが、この校務支援システムが全県下的に導入されているため、教職員が他校に異動しても、その学校で同じシステムを活用できるという利点もあります。

今後、使い慣れてくると、さらに活用の幅が広がり、教員の業務負担や長時間労働を軽減し、児童生徒に必要な指導を行うための重要なツールの一つとなると思われます。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 11番野々下昌文君。

○11番（野々下昌文君） ありがとうございます。

今年度から、県下全域に連携をした取組が始まったばかりであるということで、効果の検証はできていないというお話でしたが、教育長も使用して、大変便利で優れたシステムであるということをお聞きしました。

教職員が使いこなしていくまでに、少し時間はかかるということでしたが、時間がたてば徐々に効果も上がってくるということではないでしょうか。

私の友人からも、教育現場の厳しさを聞いたことがございます。システムの積極活用で、現場の教職員の働き方改革につなげていただきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

続いて、学校のタブレット端末の使用方法について、お尋ねをいたします。

文科省のGIGAスクール構想により、学校教育のデジタル化が急ピッチで進められており、本市においても、各学校では、既に児童生徒一人1台のタブレット端末が導入をされております。

本市においては、タブレット端末の家庭への持ち帰りは、家庭のインターネット環境等の問題もあり、現在、学校での学習のみの活用となっておりますわけではありますが、コロナ禍において、昨春の休校措置のような緊急時対応や、不登校児童生徒の支援のためにも、今後、タブレット端末の利用について、積極的に実施していくべきと考えますが、見解をお伺いいたします。

○議長（寺田公一君） 教育長。

○教育長（鎌田勇人君） お答えいたします。

家庭でのタブレット端末の活用につきましては、非常時に臨時休業、または出席停止等によ

り、やむを得ず学校に登校できない児童生徒に対する学びの保障のみならず、子供たちの多様な学習機会や個別最適な学びを提供するために、極めて有効であると考えます。

しかし、議員御指摘のとおり、各家庭における通信環境の違いが課題となっております。

現在、タブレット端末を活用した学習は、学校内にとどまっております。本市としましては、県内の新型コロナウイルスの感染状況も鑑み、2学期からの対策として、非常時に通信環境がない家庭に対し貸し出す、モバイルWi-Fiルーターを10台、導入いたしました。

今回、導入したタブレット端末は、学校現場で様々な学習活動に活用できる可能性を持っていますので、学校現場と連携を図りながら、有効な活用に向けての取組を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 11番野々下昌文君。

○11番（野々下昌文君） ありがとうございます。本市においては、コロナ感染者も少し落ち着いてきておりますが、全国的には、ワクチンの接種も進んでいない子供たちへの感染が多くなってきており、大変心配をされるところであります。

また、新たなウイルスも次々と発見をされておりますし、今後、コロナ禍で何が起こるか分からないところであります。今回、新たに非常時の通信環境のない家庭での対応として、10台のWi-Fiルーターを導入されたということですので、教育現場での格差を生まない有効な取組をお願いをしておきたいと思っております。

次に、SDGsのアイコンの使用についてをお伺いをいたします。

私は、平成30年第1回定例会で、SDGs、持続可能な開発目標の取組について、質問を行

いました。

そのときの答弁では、本市も総合戦略などの計画に位置づけ、既に取り組んでいる内容でもあるけれども、各自治体にとって、今後ますますSDG sの理念に沿った取組の必要性が高まってくると認識をしていると。本市においても、その認識をもとに、様々な事業に取り組んでいくと答弁をさせていただいております。

最近では、テレビ、ラジオ、新聞などで、SDG sを毎日のように耳にするようになりました。持続可能な未来のために、今、私たちができることは、多くあると思います。次の世代を担う子供たちに引き継ぐために、自分のこととして捉えて、そういう意識改革が必要であろうかと思っております。

問題意識の啓発には、行政が牽引力を発揮すべきではないかと考えます。そのためには、まず職員一人一人が自覚を持って取り組むことが重要でないかと考えております。

本市として、SDG sのアイコンを積極的に活用するなど、まずは足元からの意識の醸成を図ってみてはどうかと考えます。

市長の御所見をお伺いいたします。

○議長（寺田公一君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

SDG sについてでございます。

私自身も、SDG s、持続可能な未来をつかっていくという考え方は、野々下議員と同様に、大変重要であると認識をしているところであります。自治体にとって、基本理念に沿った取組の必要性は、高まってきていると考えているところでございます。

昨日、一般質問をいただきました2040ゼロカーボンシティ宣言につきましても、その考え方に沿った本市の取組の一環でもございます。

また、令和元年度に策定いたしました宿毛市

第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略、昨年度に策定いたしました宿毛市振興計画におきましては、基本施策等をSDG sの17の目標へ関連づけを行いまして、取り組んでいるところでもございます。

御承知のとおり、民間企業等におきましても、SDG sへの関心の高まりや取組は広がってきておりまして、本市におきましては、大塚食品株式会社と共同して、フードロス削減のため、清涼飲料水マッチを約2万7,000本を寄贈していただきまして、市内の学校やスポーツ少年団、また新型コロナワクチン接種会場などの水分補給として、活用もさせていただいているところでもございます。

先ほども申し上げましたが、宿毛市振興計画などにおきましては、SDG sの要素を取り組んだ計画としており、そのため、職員が行う日々の日常業務がSDG sであるという認識を持つことが必要であると、そのように考えているところでございます。

野々下議員から、アイコンの活用といった御提案もございましたが、今後も引き続き、今まで以上に職員一人一人が日々の業務の中で、SDG sの考え方を意識をいたしまして、またSDG sがキーワードの一つとなるよう、取組を進めていきたい、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 11番野々下昌文君。

○11番（野々下昌文君） 丁寧な御答弁、ありがとうございます。

SDG sは、誰一人取り残さない、持続可能で、よりよい社会の実現を目指す、世界共通の目標であります。置き換えれば、日々の業務の中で、一人を大切にすること意識をし職務に当たることだと思います。

御答弁がありましたように、全職員がSDG

sを意識して、日々取り組んでいくということです。どうかよろしく願いをいたします。

続いて、地方創生SDG sの未来都市構想について、お伺いをいたします。

本市は、既に2040ゼロカーボンニュートラルの宣言を始め、多くのSDG sの理念に基づいた取組が行われております。

そこで、現在、内閣府地方創生推進室が取り組んでいるSDG s未来都市の選定を中間目標として、市全体の意識の醸成に取り組むことが、持続可能な宿毛市づくりにつながっていくものというふうにも考えますが、いかがでございましょうか。御所見を伺います。

○議長（寺田公一君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

地方創生SDG s未来都市構想についての御質問でございます。

SDG s未来都市とは、自治体によるSDG sの達成に向け、経済、社会、環境の3側面における新しい価値創出を通しまして、持続可能な開発を実現する優れた取組を提案する都市でありまして、県内では、土佐町が令和2年度に選定をされているところでございます。

本市におきましては、現在、本事業へ応募する予定はないところではありますが、野々下議員からも御紹介いただきましたように、2040ゼロカーボンシティ宣言をはじめ、SDG sの理念に基づいた施策に取り組んでいる、そういった最中でございますので、先行事例を参考にしながら、今後、検討をしてみたい、そのように考えております。

やはり持続可能な未来ということでございます。簡単に言うと、自分たちも日頃から思っていることなんです、次の世代、自分たちの子や孫、次の世代に環境であるとか、いろいろなものをどう受け継いでいくか、自分たちが全部

使い切ったら駄目ですよ、そういった理念また考え方だというふうに思っているところでございます。

自分のことだけを考えるのではなく、やはり次の世代のことを考えながら、日々、生活をしていくということは、このSDG sにつながるというふうに考えておりますので、しっかりとした取組、宿毛市としても進めていきたい、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 11番野々下昌文君。

○11番（野々下昌文君） ぜひ検討していただきたいと思います。

ちなみに、愛媛県では、松山市をはじめ多くの市町村が未来都市に選定をされておるところでございます。

これを取り込むことによって、市長が訴えられております2040ゼロカーボンシティへの取組も、一段と進むのではないかとこのように考えますので、検討していただきたいと思えます。

続いて、学校の教育の中のSDG sについて、教育長にお伺いをいたします。

宿毛市第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略の基本項目や、宿毛市都市計画マスタープランの持続可能なまちづくりの推進において、SDG sの理念を落とし込んだことは、国際協調の重要性を受け止めた、持続可能な未来への取組と評価されることだと思います。

そこで、本年の教育方針の基本方針に、21世紀を心豊かに生き抜くことのできる子供の育成を明記をされましたが、持続可能な社会の作り手を育成をするためにも、学校教育の中で、SDG sの理念を学ぶ機会を増やしていく必要があると思えますが、現状と、今後の方向性について、お伺いをいたします。

○議長（寺田公一君） 教育長。

○教育長（鎌田勇人君） 野々下議員の一般質問にお答えいたします。

SDGsは、日本語に訳すと、持続可能な開発目標となり、経済、環境、社会生活等のバランスをうまくとりながら、2030年までに、17個の目標を達成しようと、国連で採択されたものです。

小学校では昨年度、中学校では本年度から、全面実施されている新学習指導要領においては、持続可能な社会の作り手になることが求められており、教育現場では、SDGsにおける理念である、誰一人取り残さない社会の実現を目指すため、積極的な役割を果たすことが期待されております。

子供たちは、社会科における国際社会の諸課題、理科における自然環境の保全と科学技術の利用など、通常の授業の中でSDGsの理念を学ぶ機会を得ております。

そして、そういった知識を身につけていると考えております。

議員も先ほど申しましたように、今後も21世紀を心豊かに生き抜くことのできる子供の育成を基本として、幅広い地域と教養を身につけ、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな体を養うことを目指して、学校教育の充実に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 11番野々下昌文君。

○11番（野々下昌文君） ただいま教育長から御答弁がありました。新学習要領において、SDGsの理念のもとで、教育が行われているということですので、ぜひ、一人一人が一人を大切に、そういうことを忘れない豊かな教育をお願いをしておきたいと思っております。

最後になりますが、本市のエネルギー政策について、お尋ねをいたします。

今回、昨今の気候変動、特に地球の温暖化、

100年、1000年に一度と言われる地球規模化した自然災害の多発など今の状況を見ると、気候変動というよりは、気候危機に入ってきているのではないかと感じており、私も認識を改めて考え直していく必要があるのではないかと思います。

例えば、あの3.11、東日本大震災では多くのところで、長期の停電に見舞われました。やはり持続可能なというスタンスで考えていくと、使っているエネルギーが突然途切れると、持続可能ではないという状況に追い込まれるわけでありまして。

自分たちで使うエネルギーは、自分たちのところでつくっていくという、長期的な大局観に立つことも、すごく大事なことで感じております。

SDGs、持続可能な開発目標、いわゆるエネルギーという部分は、非常に大事な部分だと思われまして。

今現在、市の中では、例えば太陽光パネルであったり、ダムでの小さい水力であったり、あとはバイオマスであったりするところがありますが、そういう供給元を小さくして、分散化をしていくということも、長期的な視点で考えていく必要があるのではないかと考えますが、市長の御所見をお伺いいたします。

○議長（寺田公一君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

議員も御承知のように、宿毛市内には木質バイオマス発電をはじめ、太陽光発電や小水力発電が実施されているところでございます。

これらの複数の施設で発電された電力に関しましては、発電量が安定しないことや電力制御の面で、クリアしなければならない課題も多いというふうに聞いているところでございまして、現状では、地元で使用することは難しく、実用

化についても簡単ではないというところがございます。

しかし、技術革新などによりまして、近い将来には、市内の太陽光発電施設等で発電された電気を市内の各家庭で使用するなど、本市の電力供給の役割を担うことも想定されますので、必要に応じまして、他地域での取組や、またそういった技術等を見極めながら、メリット、デメリットなどの情報収集を行いながら、これからもそういったものを見ていきたいというふうに思っております。

自治体として、それを進める進めないということはできようかとは思いますが、なかなか一自治体で、取組が導入できるかということには、非常に、いろいろ問題もあろうかというふうに思います。

それとあと、太陽光発電でありましたら、当然、夜は発電をしていないわけですから、そういったときの電気の供給をどのように考えていくのか。大きな、広いエリアでの話でしたら、また可能かもしれませんが、狭いところでそれをどういうふうに補っていくのか、いろいろ問題等もあろうかと思っておりますので、いろいろなそういった発電施設を複合的に組み合わせながら、議員おっしゃる、地元での安定供給という部分には、そういったことが必要ではないかというふうに考えているところがございます。

まずは、自分たちができることは、電力を余り使わない、そういった生活を、そういった方向に変えていく。そういうふうにと組を進めていくのが、まずは先決かなというふうに思っています。

大きなテーマでありますので、これからも十分、情報収集を行ってまいりたい、そのように考えているところがございます。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 11番野々下昌文君。

○11番（野々下昌文君） 御答弁、ありがとうございました。

本日、私もデジタル化への取組についても質問しましたけれども、総務省は、これからの未来社会のビジョン、ソサエティー5.0は、狩猟社会、農耕社会、工業社会、情報社会に続く、人類史上5番目の新しい社会であり、AIロボット、IoTなどを活用することによって、新しい価値やサービスが次々と創出をされる時代となるということが、提唱されております。

すぐという話ではないところではございますけれども、このようなことも頭の隅に置きながら、今後の取組を考えていただきますことをお願いいたしまして、一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（寺田公一君） これにて一般質問を終結いたします。

この際、10分間休憩いたします。

午前11時06分 休憩

午前11時17分 再開

○議長（寺田公一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第2「議案第1号から議案第40号まで」の40議案を一括議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許します。

5番川村三千代君。

○5番（川村三千代君） 皆さん、こんにちは。通告に従いまして、質疑を行います。

今回、質疑をするのは私一人ということで、別の緊張感をもって、この場に立っておりますが、私は今回、質疑をいたしますのは、全て議案第14号別冊「令和3年度宿毛市一般会計補正予算（第4号）」こちらからでございます。

ページに沿いまして質疑をいたしますので、それぞれ担当課長、御説明をお願いいたします。

まず、15ページをお開きください。

一番下になりますけれども、第2款総務費、第1項総務管理費、9目開発推進費、18節負担金補助及び交付金の電動アシスト自転車購入費補助金150万円についてでございます。

こちらの事業の内容、目的を御説明お願いいたします。

○議長（寺田公一君） 企画課長。

○企画課長（黒田 厚君） 企画課長、5番、川村議員の質疑にお答えいたします。

議案第14号別冊「令和3年度宿毛市一般会計補正予算（第4号）」15ページ。

第2款総務費、第1項総務管理費、9目開発推進費、18節負担金補助及び交付金、電動アシスト自転車購入費補助金150万円についての質疑にお答えいたします

現在、コロナ禍において、市民の外出や運動機会の減少による運動不足なども危惧されていることから、環境にも優しいまた利用する際に密になりにくい自転車を活用することで、市民の運動習慣の定着、また運動機会の増加、近隣への外出、移動手段としての活用も推進してまいりたいと考えております。

この補助対象自転車を、体への負荷が低く、楽にこげる電動アシスト付自転車にすることによって、運動習慣の少ない方、年齢が高い方にとっても体を動かすきっかけにもなり、また昨日の一般質問でも環境課長から答弁もさせていただいておりますが、CO₂削減の取組や、また小さいお子さんを乗せることができる、そういった自転車の購入にも御利用いただけますので、子育て支援の一環になるなど、幅広い分野での効果が期待できるものと考えております。

予算額につきましては、補助率を3分の1、補助上限額を1台当たり3万円といたしまして、交付件数50件を見込んで、150万円の予算計上をさせていただいております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 5番川村三千代君。

○5番（川村三千代君） どうもありがとうございました。

再質問をさせていただきます。

この補助金を受ける際に、何か条件とか、例えば購入場所ですとか、また年齢的なものですか、条件等がありましたら、お示しいただけますか。

○議長（寺田公一君） 企画課長。

○企画課長（黒田 厚君） 企画課長、5番、川村議員の再質疑にお答えいたします。

この補助事業の条件といたしましては、市内の販売店で購入するということを、現在、想定をしております。

この市内の取扱いの販売店につきましては、全てを把握をできておるわけではございませんけれども、市内の自転車店等が大体4店舗、またホームセンターが3店舗、また電動アシスト付自転車を、家電メーカーのほうも製造・販売しておるものもございますので、市内の家電販売店の中でも、取扱いができる店舗があるというふうにお聞きしております。

また、そのほかにも取扱いができる店舗もあるかと思っておりますので、ぜひ本事業御利用の際には、お問合せ、また御確認もいただけたらというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 5番川村三千代君。

○5番（川村三千代君） 市内の店舗に限るということで、市の経済の活性化にも一役買うのではないかということ、期待をしております。

そして、この電動アシスト自転車の補助にすることなんですが、あれは6月でしたか、たしか新聞の紙面において、この電動アシスト自転車の補助金が増えられていることがありまして、その内容が少し市民の皆さんの誤解を

招くというか、そういった扱いであったと記憶しております。

実際、この電動アシスト自転車への補助金に対して、市民の皆さんから懸念と申しますか、問合せも幾つかあったところがございます。

この新聞記事に関しまして、担当課のほうから御説明お願いいたします。

○議長（寺田公一君） 企画課長。

○企画課長（黒田 厚君） 企画課長、5番、川村議員の再質疑にお答えいたします。

この新聞記事につきまして、7月11日付の新聞記事でございまして、記事の内容といたしまして、本市のゼロカーボンシティ宣言の記事の中で、本補助事業の計画についても掲載されておりましたけれども、その掲載内容が、市役所などが高台に移転することから、職員が電動アシスト付自転車を購入する際に補助金を支給するといった誤った内容で掲載をされておりました。

この事業につきましては、先ほどから御説明させていただいておりますように、市職員のみを対象としたものではなく、市民全体を対象としたものでありまして、大変、この記事が市民の皆様にご迷惑を与える、事実誤認の誤った掲載内容であったため、新聞社に指摘も行いまして、新聞社もこれを認めて、事業の実施段階においては、再取材による記事の掲載の申入れも受けているところがございます。

そのほかにも、この記事の中に誤った記事の内容もございましたので、その点につきましても、同様に再取材による記事の掲載も申入れを受けているところがございますので、再取材時には、新しい、しっかりとした記事を掲載していただけるものと、そういうふうを考えております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 5番川村三千代君。

○5番（川村三千代君） 今の課長の説明で、SWANテレビ御覧になっていらっしゃる皆さんで、懸念を持たれた方も払拭されたことと思えますし、また再取材による記事の掲載も心持ちにするところがございます。

なお、先ほど、電動アシスト自転車のいいところということで、幾つか挙げられた中で、お子さんを乗せることもできるということをおっしゃっていましたが、数日前のテレビで、電動アシスト自転車にお子さんを乗せて、停車した場合に、非常に転倒事故が起きやすいというのを、ちょうど二、三日、テレビでもやっておりました。

電動アシスト自転車の普及に力を入れることももちろんですが、そういった安全性の面についても、市民の皆さんに周知していただきたいと思っております。

電動アシスト自転車についての補助金の質疑は以上といたします。

続きまして、25ページになります。

25ページの第6款商工費、第1項商工費、5目観光費、こちらの14節工事請負費。こちらの林邸中庭改修工事費、そしてその下の大島桜公園サイクリングロード補修工事費、2つの項目になりますけれども、どちらも本市の観光関連の事業だということで、こちらのほう、2つ、林邸と大島桜公園について、どのような改修や補修が行われるのか、その内容や目的をお示しください。

○議長（寺田公一君） 商工観光課長。

○商工観光課長（長山敏昭君） 商工観光課長、5番、川村議員の質疑にお答えをいたします。

議案第14号別冊「令和3年度宿毛市一般会計補正予算（第4号）」25ページ。

第6款商工費、第1項商工費、5目観光費、14節工事請負費、林邸中庭改修工事費35万1,000円、及び大島桜公園サイクリングロ

ード補修工事費187万2,000円、この2件について、その工事内容と目的を御説明させていただきます。

まず、林邸の中庭につきまして、新たに植栽等を行いまして、歴史的建造物である本館と調和のとれた庭園となるように、整備を行うものでございます。

今回、屋外部分の中庭の整備を行うことで、コロナ禍であっても安心してお客様に御来館いただき、林邸の魅力をじかに感じてもらい、さらなる誘客につなげてまいりたいというふうに考えております。

続きまして、大島桜公園サイクリングロードの補修工事でございますが、大島桜公園サイクリングロードにつきましては、令和元年度に延長340メートルにわたって設置したものでございます。

その後、度重なる豪雨によりまして、小規模の崩落を繰り返しております。その都度、補修工事を行ってまいりました。

今回の補修工事は、設置後一定期間が経過したことにより、崩落の危険がある箇所や、また必要な補強方法等が判明してきたことによりまして、全長にわたっての補修工事を行い、今後、長期にわたって、サイクリングロードとしての機能を維持しようとするものでございます。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 5番川村三千代君。

○5番（川村三千代君） どちらの補修、改修も、コロナ禍後を見据えた観光施設の充実だというふうに理解をさせていただきました。

ちなみに、コロナ禍で林邸の利用者、入場者というのは、何か変化はありましたでしょうか。

○議長（寺田公一君） 商工観光課長。

○商工観光課長（長山敏昭君） 商工観光課長、川村議員の再質問にお答えをいたします。

林邸の来館者数についてということござい

ました。

林邸の来館者数でございますが、昨年4月から8月までの5か月間では、840人の方々に御来館をいただいております。

そして、本年の4月から8月、同期間におきましては、昨年の約4倍となる3,372人の方々に御来館をいただいております。

昨年度は、4月13日から5月20日までの期間は、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、林邸を休館しておりました。そのため、少なかったものと考えております。

また、今年度は指定管理者である有限会社ドラマチックに、にぎわい創出事業といたしまして、本館を活用した集客イベント等を開催する業務の委託をしております。

今年度の来館者数が大幅に増えておりますのは、そうした事業の影響も功を奏しているものというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 5番川村三千代君。

○5番（川村三千代君） なかなかコロナ禍でのイベントの実施というのは、クリアしないといけないハードルもたくさんありますので、困難が多いことと思っておりますけれども、やはり本市の観光を牽引している施設ということで、期待しておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、観光関連の質疑は以上といたしまして、次に移ります。

次は、28ページになります。

こちらのほうの第9款教育費、第2項小学校費、2目教育振興費、17節備品購入費、電子黒板購入費。これは、同じく下の欄の中学校費の中にも、同じく電子黒板購入費とあります。この小学校、中学校に導入される電子黒板について、どういったものなのか。また、この電子黒板を導入することによって、どのようなメリットがあるのか。教育的効果や目的をお示しく

ださい。

○議長（寺田公一君） 学校教育課長。

○教育次長兼学校教育課長（和田克哉君） 学校教育課長、5番川村議員の質疑にお答えいたします。

議案第14号別冊「令和3年度宿毛市一般会計補正予算（第4号）」28ページ、第9款教育費、第2項小学校費、2目教育振興費、17節備品購入費、電子黒板購入費659万4,000円。

同じく第9款教育費、第3項中学校費、2目教育振興費、17節備品購入費、電子黒板購入費219万8,000円の事業内容について、お答えいたします。

これまでの電子黒板は、大型の液晶テレビを台の上に置いたタイプのもので、学校現場から動かしていく等の意見等がございました。

昨年度、スペースの効率化や授業での見やすさを目的に、プロジェクタータイプのものを導入したところでございます。

昨年度は41台の導入を行い、学校現場で好評でしたので、本年度は小学校費で18台、中学校費で6台の合計24台を購入しようとするものです。

今回の導入により普通教室で各校1台設置されることとなります。

このプロジェクター型の電子黒板使用方法といたしましては、昨年度、GIGAスクール授業導入したタブレット端末での使用を想定しておりまして、デジタル教科書の投影などに使用でき、幅広い学習に使用できるものと考えております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 5番川村三千代君。

○5番（川村三千代君） あまりこういう機械のことに詳しくないので、もう一つ質問させていただきたいのですが、この購入費の中には、

プロジェクタータイプの黒板ということですが、ほかに何か附属で購入しなければいけない機器や附属品みたいなものはあるのでしょうか。

それともう一つ、電子黒板を導入した場合、従来どおりのチョークで書く黒板のほうも、併せて使うのでしょうか。その点をお願いいたします。

○議長（寺田公一君） 学校教育課長。

○教育次長兼学校教育課長（和田克哉君） 学校教育課長、川村議員の再質疑にお答えいたします。

今回の購入に当たりましては、プロジェクター以外に無線アダプター、スクリーン、台等の購入経費として見込んでおりまして、1セット約36万6,000円の金額を見込んでおります。

使用に当たりましては、既存の黒板も並行して使うことになり、今回のプロジェクター型の電子黒板によりまして、GIGAスクール端末の画面をプロジェクターで投影することによりまして、授業の補完等を行うことを考えております。

したがいまして、今までの板書で行っている黒板も、並行して使うという形になります。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 5番川村三千代君。

○5番（川村三千代君） 本当に学校教育現場もどんどんデジタル化が、ICT化が進んでおりまして、私の昭和にとった教員免許状では、太刀打ちできないということが、十分に理解できました。

また、今後もそういった機器を使いながら、豊かな教育現場を育てていただきたいと思います。

ありがとうございます。

それでは、次に移ります。

その次のページ、29ページの第9款教育費、第4項社会教育費、1目社会教育総務費、17節備品購入費、成人式ライブ配信用機材購入費32万6,000円について、こちらの内容と目的をお示してください。

○議長（寺田公一君） 生涯学習課長兼宿毛文教センター所長。

○生涯学習課長兼宿毛文教センター所長（岡本武君） 生涯学習課長兼宿毛文教センター所長、川村議員の質疑にお答えいたします。

議案第14号別冊「令和3年度宿毛市一般会計補正予算（第4号）」29ページ。

歳出予算の第9款教育費、第4項社会教育費、1目社会教育総務費の17節備品購入費、成人式ライブ配信用機材購入費32万6,000円についてでございます。

内容と目的についての御質問をいただきました。

内容と目的につきましては、成人式等で使用するライブ配信用機材といたしまして、動画撮影に対応したデジタルカメラ、大きなホール等でも声がひろえるワイヤレスマイク、持ち運びができるノートパソコン等一式について、購入するものでございます。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 5番川村三千代君。

○5番（川村三千代君） ということは、成人式ライブ配信用とありますけれども、ほかのイベント、催物でも活用できるということなのでしょうか。

その点を教えていただきたいのと、それから今年の成人式は、コロナ禍での初めての成人式ということで、通常1月開催が5月開催となり、また場所も文教センターから社会福祉センターに変わりましたが、例えば出席率、出席なさった方々の人数ですとか、また1月から5月に変更になったということで、服装やいで立

ちみたいなものに、何か変化はあったのか。

そしてまた、今年もコロナの状況、どうなるか分かりませんが、来年の成人式の開催については、今のところ、どのような見通しを立てていらっしゃるのか、そのことについてお答えをお願いいたします。

○議長（寺田公一君） 生涯学習課長兼宿毛文教センター所長。

○生涯学習課長兼宿毛文教センター所長（岡本武君） 生涯学習課長兼宿毛文教センター所長、川村議員の再質疑にお答えいたします。

まず、ほかのイベントでも活用できるのかという御質問がございました。

当課といたしましては、もちろん市益のためになることであれば、使用してまいりたいと考えております。

続きまして、2点目が、本年1月3日より5月2日に延期となりました本市成人式の出席率の御質問を頂戴いたしました。

本市住民基本台帳による成人対象者数と、市外在住者等からの申込者数を足し込んだ人数より、出席者数を割り戻した出席率につきましては、近年80%台を推移をしておりましたが、本年5月2日に開催いたしました成人式の出席率は、約55%、109名でございました。

開催した時期もあるのかもしれませんが、新型コロナウイルス感染症対策などの諸事情によりまして、帰省を見送った方もおられるのではないかとこのように想像をしております。

こういったことも踏まえまして、事情により参加できない皆様におかれましては、成人の皆様の新たな門出を祝う成人式につきまして、御覧いただきたいとともに、故郷や家族、友人とのつながりについても、改めて実感いただきたいというふうに思っておりまして、成人式ライブの配信用機材を購入したいというふうに考えてございます。

それから、もう1点、服装等はどうかだったかというふうな御質問もあったと思います。服装やいで立ちにつきましては、特に私のほうで気づいた変更はございませんでした。

もちろん、マスクの着用であったり、声を出さないといったことなんかの御協力、着物でおいでいただいている成人の女性の方は例年に変わりはございませんでした。

本年度、次回の成人式の見通しが抜かっております、申し訳ございません。

次回の予定ですが、もちろん現時点での予定ではありますが、1月3日に開催したいと考えてございます。

11月の広報紙やホームページ等で周知したいと考えております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 5番川村三千代君。

○5番（川村三千代君） どうも課長、再質問の項目が多過ぎて申し訳ございません。

例年80%の出席率が、本年は残念ながら55%ということでしたけれども、コロナ禍で致し方ないのかなというもいたしますし、私自身も、自身の成人式には出席しておりませんが、このように立派に育っておりますので、ぜひ成人の皆さん、成人式に出席できなくても明るい未来が待っておりますので、頑張ってくださいと思います。

それでは、最後になります。

29ページ、同じくなんですけれども、第9款教育費、第4項社会教育費の4目図書館費、こちらの17節備品購入費の除菌機購入費、こちらについて御説明をお願いいたします。

○議長（寺田公一君） 生涯学習課長兼宿毛文教センター所長。

○生涯学習課長兼宿毛文教センター所長（岡本武君） 生涯学習課長兼宿毛文教センター所長、川村議員の質疑にお答えいたします。

議案第14号別冊「令和3年度宿毛市一般会計補正予算（第4号）」同じく29ページ、第9款教育費、第4項社会教育費、4目図書館費、除菌機購入費の目的、また内容についてでございます。

現在、坂本図書館におきましては、図書の除菌機を保有してございません。返却後の図書につきましては、表面を消毒シートで拭き取りを行いまして3日間保管後、再度、貸出しをさせていただきます。

購入費の内訳についてでございますが、紫外線を使用しまして書籍を除菌するとともに、送風によりましてほこりなどを取る機能を持っている、図書6冊まで対応できる除菌機1台を購入するための費用となっております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 5番川村三千代君。

○5番（川村三千代君） これまで職員の方が手作業で行っていた除菌を、この機械を取り入れることによって、効率よく円滑に進むということなんですが、危惧したのは、紫外線を当てるといことになると、本の傷みですとか、劣化というものが生じるような危険性はないんでしょうか。その点をお願いいたします。

○議長（寺田公一君） 生涯学習課長兼宿毛文教センター所長。

○生涯学習課長兼宿毛文教センター所長（岡本武君） 生涯学習課長兼宿毛文教センター所長、川村議員の再質疑にお答えいたします。

紫外線の使用により、図書が劣化しないか、傷まないかという御質問でございました。

日本図書館協会の図書館資料の取扱いというものが出ているんですけれども、この中で、紫外線による細菌やウイルスの殺菌、または不活性化の効果とともに、議員がおっしゃいますように、紙の劣化の影響についても、記載がなされているようなところでございます。

今後、購入元や導入済みの図書館にも意見をお聞きするとともに、長期保存が考えられる貴重図書につきましては、これまで同様に一定期間隔離するなどの対応について、検討しているところでございます。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 5番川村三千代君。

○5番（川村三千代君） コロナ禍においては、除菌ということが何よりも最優先でありますので、多少の紙の傷みは仕方ないということで、非常に重要な図書ですとか高価な図書に関しましては、これまでどおりと同じ扱いをお願いしたいと思います。

最後に、ほかの課の皆さんにもお伺いしてたのですが、図書館の利用者というのは、コロナ禍の中で、何か変化はありましたでしょうか。この点をお聞かせください。

○議長（寺田公一君） 生涯学習課長兼宿毛文教センター所長。

○生涯学習課長兼宿毛文教センター所長（岡本武君） 生涯学習課長兼宿毛文教センター所長、川村議員の再質疑にお答えいたします。

利用者数の変化についての御質問でございました。

手元に申し訳ございません、詳細の利用者数のデータをお持ちしておりませんが、図書館の利用者数につきましては、昨年、コロナウイルスの感染対策もございまして、休館したことなどもございまして、利用者数は減少しているというふうに記憶しています。

現状は、また図書館の窓口の方々とも意見交換をしながら、課題やサービス向上について、協議をしているのですが、近日では、小学生の利用が少し減っているのかなということもお聞きをしておございまして、感染対策はもとより、サービスの確保を図りまして、今後の課題であったり、利用者の向上に努めてまいりた

いというふうに考えて思います。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 5番川村三千代君。

○5番（川村三千代君） どうも各課の皆さん、御説明ありがとうございました。

各課ともに、コロナ禍で様々な厳しい課題がある中でも、積極的に、そして真摯に取り組んでいらっしゃるということが、よく皆さんの御説明で感じることができました。

また、コロナ禍後も見据えて、皆さんが今後も各課連携しながら取り組んでいかれることを望んでおります。

以上で私の質疑を終わります。

○議長（寺田公一君） 以上で、通告による質疑は終了いたしました。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（寺田公一君） ほかに質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております「議案第1号から議案第40号まで」の40議案は、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託いたします。

お諮りいたします。

議案等審査のため、9月15日から9月17日まで及び9月21日は休会いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（寺田公一君） 御異議なしと認めます。

よって、9月15日から9月17日まで及び9月21日は休会することに決しました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

9月15日から9月21日までの7日間休会し、9月22日午前10時より再開いたします。

本日は、これにて散会いたします。

午前11時52分 散会

請 願 文 書 表

令和3年第3回定例会

受理番号	受 理 年 月 日	件 名	提 出 者	紹介議員	付 託 委 員 会
第4号	令和 3. 9.13	「道の駅すくも」サニーサイドパーク改修について	宿毛市 個 人	今城 隆 川田栄子 山上庄一 濱田陸紀	産業厚生

上記のとおり付託いたします。

令和3年9月14日

宿毛市議会議長 寺 田 公 一

議案付託表

令和3年第3回定例会

付託委員会	議案番号	件名
予算決算 常任委員会 (24件)	議案第 1 号	令和2年度宿毛市一般会計歳入歳出決算認定について
	議案第 2 号	令和2年度宿毛市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
	議案第 3 号	令和2年度宿毛市へき地診療事業特別会計歳入歳出決算認定について
	議案第 4 号	令和2年度宿毛市定期船事業特別会計歳入歳出決算認定について
	議案第 5 号	令和2年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計歳入歳出決算認定について
	議案第 6 号	令和2年度宿毛市学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定について
	議案第 7 号	令和2年度宿毛市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
	議案第 8 号	令和2年度宿毛市国民宿舎運営事業特別会計歳入歳出決算認定について
	議案第 9 号	令和2年度幡多西部介護認定審査会特別会計歳入歳出決算認定について
	議案第10号	令和2年度宿毛市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
	議案第11号	令和2年度宿毛市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について
	議案第12号	令和2年度宿毛市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
	議案第13号	令和2年度宿毛市水道事業会計決算認定について
	議案第14号	令和3年度宿毛市一般会計補正予算について
	議案第15号	令和3年度宿毛市国民健康保険事業特別会計補正予算について
	議案第16号	令和3年度宿毛市へき地診療事業特別会計補正予算について
	議案第17号	令和3年度宿毛市定期船事業特別会計補正予算について
	議案第18号	令和3年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計補正予算について
	議案第19号	令和3年度宿毛市学校給食事業特別会計補正予算について
	議案第20号	令和3年度宿毛市下水道事業特別会計補正予算について
	議案第21号	令和3年度宿毛市介護保険事業特別会計補正予算について
	議案第22号	令和3年度宿毛市後期高齢者医療特別会計補正予算について
	議案第23号	令和3年度宿毛市水道事業会計補正予算について
	議案第39号	令和3年度宿毛市一般会計補正予算について

<p>総務文教 常任委員会 (8 件)</p>	<p>議案第 2 4 号 議案第 2 5 号 議案第 2 6 号 議案第 3 5 号 議案第 3 6 号 議案第 3 7 号 議案第 3 8 号 議案第 4 0 号</p>	<p>宿毛市個人情報保護条例の一部を改正する条例について 宿毛市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について 宿毛市コミュニティバスの運行に関する条例の一部を改正する条例について 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について 宿毛市特別職の職員の給与並びに旅費に関する条例の一部を改正する条例について</p>
<p>産業厚生 常任委員会 (8 件)</p>	<p>議案第 2 7 号 議案第 2 8 号 議案第 2 9 号 議案第 3 0 号 議案第 3 1 号 議案第 3 2 号 議案第 3 3 号 議案第 3 4 号</p>	<p>宿毛市立保育所設置条例の一部を改正する条例について 宿毛都市計画事業宿毛駅前地区土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例について 宿毛都市計画事業宿毛駅東地区土地区画整理事業施行規程に関する条例の一部を改正する条例について 宿毛市林邸再生活用事業寄附金条例の廃止について 宿毛市林邸再生活用事業寄附金基金条例の廃止について 市道路線の認定について 市道路線の認定について 市道路線の変更について</p>

令和3年
第3回宿毛市議会定例会会議録第4号

1 議事日程

第16日（令和3年9月22日 水曜日）

午前10時 開議

第1 議案第1号から議案第40号まで

（議案第14号から議案第40号まで、委員長報告、質疑、討論、表決）

第2 請願第4号

第3 委員会調査について

第4 議案第41号 令和3年度宿毛市一般会計補正予算について

第5 意見書案第1号について

意見書案第1号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求
める意見書

----- . . . -----

2 本日の会議に付した事件

日程第1 議案第1号から議案第40号まで

日程第2 請願第4号

日程第3 委員会調査について

日程第4 議案第41号

日程第5 意見書案第1号について

----- . . . -----

3 出席議員（13名）

1番 今城 隆 君	2番 堀 景 君
3番 三木 健正 君	4番 川田 栄子 君
5番 川村 三千代 君	7番 高倉 真弓 君
8番 山上 庄一 君	9番 山戸 寛 君
10番 岡崎 利久 君	11番 野々下 昌文 君
12番 松浦 英夫 君	13番 寺田 公一 君
14番 濱田 陸紀 君	

----- . . . -----

4 欠席議員

なし

----- . . . -----

5 事務局職員出席者

事務局 長 朝比奈 淳 司 君

次長兼庶務係長	奈 良 和 美 君
兼 調 査 係 長	
議 事 係 長	桑 原 美 穂 君

----- . . . -----

6 出席要求による出席者

市 長	中 平 富 宏 君
副 市 長	岩 本 昌 彦 君
企 画 課 長	黒 田 厚 君
総 務 課 長	桑 原 一 君
危機管理課長	上 村 秀 生 君
市民課長補佐	久保田 志 保 君
税 務 課 長	山 岡 敏 樹 君
会計管理者兼 会 計 課 長	佐 藤 恵 介 君
健康推進課長	松 田 まなみ 君
長寿政策課長	谷 本 裕 子 君
環 境 課 長	谷 本 和 哉 君
人権推進課長	山 戸 達 朗 君
産業振興課長	岩 本 敬 二 君
商工観光課長	長 山 敏 昭 君
土 木 課 長	澤 田 英 典 君
都市建設課長	小 島 裕 史 君
福祉事務所長	河 原 志加子 君
水 道 課 長	川 島 義 之 君
教 育 長	鎌 田 勇 人 君
教育次長兼 学 校 教 育 課 長	和 田 克 哉 君
生涯学習課長 兼 宿 毛 文 教 セ ン タ ー 所 長	岡 本 武 君
学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長	平 井 建 一 君
選挙管理委員会 事 務 局 長	児 島 厚 臣 君

----- . . . ----- . . . -----

午前10時00分 開議

○議長（寺田公一君） これより本日の会議を開きます。

日程第1「議案第1号から議案第40号までの40議案を一括議題といたします。

これより「議案第14号から議案第40号まで」の27議案について、委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長。

○予算決算常任委員長（山上庄一君） 予算決算常任委員長。本委員会に付託されました「議案第14号から議案第23号まで及び議案第39号」の11議案について、審査の概要とその結果を御報告いたします。

議案の審査に当たりましては、効率的な審議を行うため、本委員会を2つの分科会に分け、9月15日と9月16日の2日間にわたり審議を行いました。

その後、9月21日に意見調整のための全体委員会を開催し、各分科会主査の審議結果の報告と質疑を経て、意見調整を行った結果、本委員会に付託されました11議案につきましては、原案を適当と認め、可決すべきものと決しました。

以下、分科会における主な審査概要について、御報告いたします。

まず、第一分科会主査より、次のような審査概要の報告がありました。

議案第14号別冊、令和3年度宿毛市一般会計補正予算（第4号）の15ページ。

第2款総務費、第1項総務管理費、2目人事管理費、12節委託料、出退勤システム導入事業委託料242万円及び13節使用料及び賃借料、出退勤システムクラウド使用料66万2,000円についてであります。

本予算は、出退勤システムを導入するもので

あり、現在、タイムカードによる管理を行っているが、システム導入により、リアルタイムで出勤・退勤時間の把握が可能となるものです。

また、時間外勤務命令票や休暇簿等の紙による申請や決裁が電子化されるため、職員の接触や庁舎内外の移動を削減することで、感染症対策につなげることを目的としています。

財源は、新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金の充当を見込んでいます。

今後のランニングコストとしては、クラウド使用料として、毎年264万8,000円を想定しているものです。

本件に対して委員からは、タイムカードがなくなるということだが、電子タグのようなものを全職員が持つことになるのか、との質問があり、執行部からは、電子タグではなく、自席のパソコンに表示される出勤・退勤と書かれたボタンを押すことで、システムを通じ、記録されるものとなっている、との回答がありました。

また、委員からは、費用対効果はどのように考えているのか、との質問があり、執行部からは、各課において毎月、集計を行っており、時間外が多い部署であれば、かなりの時間を要している状況であり、システム導入により集計業務やシフト管理が効率的に行えると考えている、との回答がありました。

そのほか、本事業に対し委員からは、保育園や出先機関においては、パソコンが一人1台となっていない部署もあることから、できる限り、煩雑にならないように配慮が必要であるとの意見がありました。

続きまして、28ページ、第9款教育費、第2項小学校費、2目教育振興費、17節備品購入費、電子黒板購入費659万4,000円、及び第9款教育費、第3項中学校費、2目教育振興費、17節備品購入費、電子黒板購入費219万8,000円についてであります。

本予算は、プロジェクタータイプの電子黒板を購入するものであり、小学校費で18台、中学校費で6台を購入することで、小中学校の普通教室全てに1台の設置が完了することになります。

委員からは、プロジェクター本体は、天井につり下げられるのかとの質問があり、執行部からは、置き型タイプで移動できるものとなっている。今回、購入するプロジェクターは、スクリーンに大きく映す場合でも、遠くに置く必要がなく、狭い教室に置いても使いやすいものとなっている、との回答がありました。

また、委員からは、スクリーンには書き込み等ができるものとなっているのかとの質問があり、執行部からは、パソコン等の画面等を投影することや、附属のペンで書き込むことができるもので、書き込んだものを画像として残すことができるようになっている、との回答がありました。

続きまして、29ページ、第9款教育費、第4項社会教育費、1目社会教育総務費、17節備品購入費、成人式ライブ配信用機材購入費32万6,000円についてであります。

本予算は、成人式等で使用するライブ配信用機材として、動画撮影に対応したデジタルカメラ、大きなホールでも声が拾えるワイヤレスマイク、持ち運びができる小型ノートパソコン一式を購入するものであります。

委員からは、成人式用として購入するが、様々なイベント等で使用することができるものと考えてよいか。また、機材を使用する際に、規則等を設ける予定はあるのかとの質問があり、執行部からは、貸し出し等、幅広い使用を想定しており、規制を設ける必要があると考えているが、現在は検討中であるとの回答がありました。

本事業に対し、委員からは、今回購入する機

材については、生涯学習課だけではなく、幅広い職員が使用できるように研修等を行い、特定の職員に負担がかかるようなことがないようにすべきである、との意見がありました。

続きまして、議案第19号別冊、令和3年度宿毛市学校給食事業特別会計補正予算（第1号）、8ページ。

第1款総務費、第1項総務管理費、1目学校給食センター運営費、10節需用費、総額35万5,000円、及び14節工事請負費121万7,000円についてであります。

本予算は、機械の老朽化に伴う突発的な修繕が続いたため、増額補正をするものであり、需用費では、厨房内排気フードの塗装の剥れに対する補修、洗米所の浄水器の設置、自前のできる修繕のための材料費を補正計上しており、工事請負費では、ボイラー及び配電盤のブレーカー改修工事を行うものであります。

なお、1件30万以上の修繕については、工事請負費として計上しております。

委員からは、令和6年度から新しい給食センターが供用開始されると、一般質問を通じて明らかとなったが、現在の給食センターは老朽化が激しく、このまま運営していけるのか、との質問があり、執行部からは、今後も設備の修繕を行いながら、事業運営を図っていかなければならない状況である、との回答がありました。

次に、第2分科会主査より、次のような審査概要の報告がありました。

議案第14号別冊、令和3年度宿毛市一般会計補正予算（第4号）、22ページ。

第4款衛生費、第2項環境衛生費、2目環境整備費、15節原材料費25万円について御報告します。

本件は、草木藪地区の生活道が経年劣化により舗装が剥がれ、雨により道路が洗い流されているので、地区の方が直接補修を行うための原

材料として生コンクリートを支給するものです。

委員からは、生活道とはどのようなものかとの質問があり、執行部からは、市道認定された道路ではなく、民家につながる道路であり、今回は4軒の民家が利用している道路の補修である、との回答がありました。

また、委員からは、生活道など補修の要望を聞くことも多い。地域の方が施工するのは難しい面もあるかもしれないが、この制度自体を知らない市民も多く、広く周知に努めていただきたい。それでも、市の財源も限られると思うので、財政的なことも内部で調整していただきたい、との意見がありました。

次に、25ページ、第6款商工費、第1項商工費、5目観光費、12節委託料、すくもサニーサイドパーク実施設計作成業務委託料1,466万3,000円について、御報告いたします。

本件は、昨年12月定例会で減額補正され、その後、修正したサニーサイドパーク再生事業の基本構想から実施設計に取りかかるように、再度、予算計上するものであります。

委員からは、今回の基本計画案をそのまま実施設計として進めていくのか、との質問があり、執行部からは、基本設計案を提示した後に、議員はじめ様々な方から意見をいただいている。実施設計は、基本設計案のまま行う考えはない。ただ、予算的な面もあるため、過大な予算を投入しての整備は難しいと思う。実施設計を行うに当たっては、道の駅設置条例にあるように、本市の振興のため、道の駅として特定の地域の団体に偏らず、市民全体のものとして、変更が可能な部分については、いただいた意見を取り入れる形で、柔軟に考えていきたい、との回答がありました。

委員からは、道の駅は、宿毛市全体を意識してほしい。キャンプ場があるのであれば、シャ

ワー室が必要ではないか。景観に配慮した日よけ、防風効果を併せ持つ植栽についても、検討していただきたい。

また、大屋根を設け、椅子、テーブルの設置も考えてほしい等の意見が出されました。

今年5月の議会報告会では、宿毛市には、子供を連れて遊びに行く場所が少ないという意見があり、市民全体の憩いの場として活用できるよう、市民全体の意向を酌み取り、反映していく再生事業であってほしい、との意見がありました。

それに対し執行部からは、青年会議所がサニーサイドパークについて行ったアンケートの結果でも、同様の意見があった。今回、遊具エリアを設け、あずまやで保護者が見守るイメージで計画をしている、との回答がありました。

委員からは、道の駅すくもサニーサイドパークは、市民全員が支えていく、誰でも利用、活用できる場所である、との意見がありました。

同じく、25ページ、第6款商工費、第1項商工費、5目観光費、18節負担金補助及び交付金、幡多広域観光協議会運営事業費負担金1,145万2,000円について、御報告します。

本件は、幡多広域観光協議会が実施する、はた旅クーポン事業への負担金であります。

委員からは、昨年と同様に市内に宿泊するとクーポン券がもらえるのか、との質問があり、執行部からは、細かい変更はあるが、事業の大枠に変更はない、との回答がありました。

また、委員からは、この事業は外から観光客を呼び込むイメージがあるが、コロナ禍で観光事業が落ち込み、地域経済が疲弊していることから、地域活性化を狙った企画である。外からの観光客誘致だけではなく、市民が幡多地域や宿毛市内のホテルを利用してクーポン券をもらえることから、コロナ禍で遠くへ行けないが、地元のホテルや旅館に宿泊し、地元のよさを再

認識してもらえらる機会と捉え、市民が利用できることをもっと周知し、市民からも口コミなどを通して、この事業が広がるようにしていただきたい、との意見がありました。

以上、本委員会に付託されました11議案についての審査結果の報告を終わります。

○議長（寺田公一君） 総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（岡崎利久君） 総務文教常任委員長、本委員会に付託されました8議案の審査結果の御報告をいたします。

議案第24号及び議案第25号は、宿毛市個人情報保護条例の一部を改正する条例について並びに宿毛市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

内容につきましては、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律が施行されるに伴い、両条例の一部を改正しようとするものです。

議案第26号は、宿毛市コミュニティバスの運行に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

内容につきましては、栄喜線及び舟ノ川線において、地域住民の利便性の向上を目的とし、停留所を追加するため、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第35号から第38号までの4議案は、いずれも辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてでございます。

内容につきましては、沖の島辺地、北部辺地、西部辺地、南部辺地における公共的施設の整備を実施するに当たり、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第8項の規定により、議会の議決を求めるものです。

沖の島辺地では、へき地診療所の人工呼吸器の購入、弘瀬離島センターの屋根の改修、沖の

島開発総合センターの改修、スクールバスの購入、市道母島古屋野線に設置しているガードケーブルの更新等を行うものであります。

また、北部辺地及び南部辺地では、橋梁の修繕を行うものであり、西部辺地では、藻津漁協の製氷施設、市道藻津4号線の拡幅等改良工事を行うものであります。

議案第40号は、宿毛市特別職の職員の給与並びに旅費に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

内容につきましては、市長及び副市長の給料月額を、令和3年10月1日から2カ月間、それぞれ10%減額しようとするものです。

以上8議案につきましては、担当課からの詳しい説明を受ける中で、慎重に審査した結果、いずれも全会一致で原案を適当であると認め、可決すべきものと決しました。

以上で、本委員会に付託されました議案8件についての報告を終わります。

○議長（寺田公一君） 産業厚生常任委員長。

○産業厚生常任委員長（川村三千代君） 産業厚生常任委員長、本委員会に付託されました議案8件についての審査結果を御報告いたします。

議案第27号は、宿毛市立保育所設置条例の一部を改正する条例についてでございます。

内容につきましては、来年度より中央保育園及び成陽保育園を閉園し、新たにきぼうが丘保育園を開園するに当たり、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第28号及び議案第29号は、宿毛都市計画事業宿毛駅前地区土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例について及び宿毛都市計画事業宿毛駅東地区土地区画整理事業施行規程に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

内容につきましては、宿毛駅前地区及び宿毛駅東地区の土地区画整理事業審議会の議事録に

求められていた審議会委員の押印を省略するため、両条例の一部を改正しようとするものです。

議案第30号及び議案第31号は、宿毛市林邸再生活用事業寄附金条例の廃止について及び宿毛市林邸再生活用事業寄附金基金条例の廃止についてでございます。

内容につきましては、林邸の再生活用事業に対し広く寄附金を募り、それを財源として事業に取り組んでまいりましたが、所期の目的を達成したことから、両条例の廃止をしようとするものです。

議案第32号及び議案第33号は、市道路線の認定についてでございます。

内容につきましては、市道松田町団地1号線及び松田町団地2号線の2路線について、道路法第8条第2項の規定に基づき、道路の路線を認定することについて、議会の議決を求めるところでございます。

議案第34号は、市道路線の変更についてでございます。

内容につきましては、市道藻津4号線について、道路法第10条第3項の規定に基づき、道路の路線を変更することについて、議会の議決を求めるところでございます。

以上の議案につきましては、担当課から詳しい説明を受け、慎重に審査した結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

以上、本委員会に付託されました議案8件についての報告を終わります。

○議長（寺田公一君） 以上で、委員長の報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（寺田公一君） 格別質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

これより「議案第14号から議案第40号まで」の27議案について、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（寺田公一君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより「議案第14号から議案第40号まで」の27議案を一括採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（寺田公一君） 全員起立であります。

よって「議案第14号から議案第40号まで」の27議案は、原案のとおり可決されました。

「議案第1号から議案第13号まで」の13議案については、予算決算常任委員長から、会議規則第111条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りいたします。

委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（寺田公一君） 御異議なしと認めます。

よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

日程第2「請願第4号」を議題といたします。

これより請願第4号について、委員長の報告を求めます。

産業厚生常任委員長。

○産業厚生常任委員長（川村三千代君） 産業厚生常任委員長、本委員会に付託されました請願第4号の審査結果を報告いたします。

請願第4号は、道の駅すくもサニーサイドパーク改修についてであります。

.....

……………、内容といたしましては、道の駅
すくもサニーサイドパークの老朽化に伴う改修
について、観光はもちろんのこと、日常の市民
の交流や、住民福祉等にも役立ち、宿毛市のま
ちづくりにも欠かせない、魅力的な公園に再生
できるよう求めるものであります。

審査の過程で、委員からは、都市計画マスタ
ープランにコミュニティー形成を図る場として
の活用とあるが、集える場所はどこに当たるの
か。また、イベント広場など、雨を避ける場所
がない、との質問があり、執行部からは、集え
る場所は遊具エリアを現在、計画している。な
お、実施設計は基本設計案のまま行う考えはな
い。ただ、予算的な部分もあり、過大な予算を
投入しての整備は難しいが、雨を避けて集える
スペースの確保等も柔軟に考えていきたい、と
の回答がありました。

以上の意見や請願の趣旨も踏まえ、慎重に審
査をした結果、基本計画案どおり実施計画を行
うものではなく、集えるスペースの確保等も柔
軟に考える。また、多額の費用が見込まれる整
備は難しいとの執行部の意見も踏まえた結果、
賛成多数で、趣旨採択と決しました。

以上、本委員会に付託されました請願 1 件に
ついての報告を終わります。

○議長（寺田公一君） 以上で、委員長の報告
を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入りま
す。

質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（寺田公一君） 格別質疑がありません
ので、これにて質疑を終結いたします。

これより、委員長報告について、討論に入
ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（寺田公一君） 討論がありませんので、
これにて討論を終結いたします。

これより、請願第 4 号を採決いたします。

本件については、委員長の報告のとおり決す
ることに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（寺田公一君） 賛成少数であります。

よって委員長の報告は否決されました。

この際、暫時休憩いたします。

午前 10 時 31 分 休憩

午前 10 時 37 分 再開

○議長（寺田公一君） 休憩前に引き続き、会
議を開きます。

委員長報告が否決となりましたので、請願第
4 号について、討論と表決と議事を進めます。

これより、請願第 4 号について、討論に入
ります。

討論の通告がありますので、順次発言を許し
ます。

1 番今城 隆君。

○1 番（今城 隆君） 1 番、今城です。請願
第 4 号道の駅すくもサニーサイドパーク改修に
ついて採択すべきとする立場より討論いたしま
す。

まず、本請願の趣旨は、道の駅すくもサニー
サイドパークの老朽化に伴う改修について、管
理棟、トイレを一体化して、浄化槽を設置する。
店舗を撤去してキッチンカーの営業スペースを
設ける。キャンプサイトとバーベキューサイトを
設置する。遊具エリアの整備と公園をバリア
フリー化する等の基本設計案が提出されました
が、日常に市民が立ち寄り、憩いの場として活
用できるよう、対策を講じるため、次の意見を
付するものです。

一つ、市民が日常に立ち寄り、語らいの場と
して活用でき、高齢者や障害者が訪れても、数

時間の滞在が可能になるように、管理棟販売スペースにつながる大型テント、椅子、テーブル（大月ふれあいパークのようなもの）等を設置してください。

一つ、市民の語らいの場にするためにも、これまで同様、平日も軽食や弁当が食べられる公園になるよう、市としての条件整備をお願いします、というものです。

これより、本請願を採択とすべき理由を述べていきます。

まず、1つ目です。

サニーサイドパーク実施設計の予算審議では、議員らの中心意見は、市民全体の憩いの場として活用できるようにしてほしい。大屋根を設けたり、椅子、テーブルを設置して、日常に市民が立ち寄り、ゆっくりと過ごせるようにしてほしい、というものでありました。

執行部も、基本設計案のまま行う考えはない。市民全体のものとして、これまでいただいた意見を取り入れる形で、柔軟に対応すると答えています。

さらに、請願審査と議員協議会の場においても、予算審議でも、この願意は十分に伝わり、達成されているということを確認しています。

つまり、願意は十分に伝わり達成されているのであれば、請願を否決する論理は到底、成り立ちません。採択すべきです。

2つ目です。

請願審査と議員協議会において、請願の文言の大型テント、椅子、テーブル（大月ふれあいパークのようなもの）等を設置してくださいについて、このテントを指定すれば、それに制限されることに問題があり、否決すべきという意見もありました。

この論旨は、テントでなければいけないという請願であるのかということです。

訪れた人が屋根の下でゆっくり過ごせる場と

しての要求であり、テントか屋根かの要求ではないことは明白です。

テント指定だから否決を主張するのは、論理破綻しており、採択すべきです。

3つ目です。

請願審査の場においてです。請願文のこれまで同様、平日も軽食や弁当が食べられる条件整備をしてほしい、の意味は何なのかという問いに、請願者は、弁当などを持参した人がゆっくり食べられる条件である、と述べています。

これについては、大型テント、椅子、テーブル等の設置要求への補足要件と捉えるべきです。

平日、軽食や弁当が食べられ、ゆっくり過ごせる空間があるならば、市民が日常、立ち寄る公園になる。そうなるよう条件整備を求めているのであり、しごく当然な、概念的な要求だと思います。

請願と審議内容にそごを生じるものではなく、採択すべきです。

4つ目です。請願審査の場において、請願者が求めているのは、請願者自身あるいは請願者の地区の人が活用しやすい条件整備を求めているのではないかという意見がありました。

これについては、請願文は、日常に市民が立ち寄り憩いの場として活用ができるよう、と示しています。

請願者は、自分の体験から説明するので、特定地域個人的要求ではないかという意見だったと思いますが、文章からも説明からも、請願は市民全体の利益を求めるものであることは明らかです。

この4つの論点から、本請願は議会審議で願意は十分に伝わり、達成されていると確認していること。不採択とする意見の理由に対しては、いずれも請願内容と審議内容に何らそごの生じる論点はないと判断すること。

よって、本請願は採択すべきのものであると主

張するものです。

以上で私の討論は終わります。

○議長（寺田公一君） 3番三木健正君。

○3番（三木健正君） 3番、私は請願第4号につき、不採択の立場で反対討論をさせていただきます。

今回、提出されました請願第4号は、道の駅すくもサニーサイドパーク改修についての請願であります。

その不採択にすべき理由につきまして、述べさせていただきます。

まず、この請願書の趣旨につきましては、願意が大筋で達成されていると考えるからであります。

以前に宿毛青年会議所が行ったサニーサイドパークに関するアンケート調査によつての幅広い市民の声も含め、多くの議論がなされ、魅力的な公園づくりに向かっていることを考えると、この請願書の願意は既に達成されているのではないかと考えられます。

次に、請願書に記載されている内容についてですが、請願書には、管理棟販売機につながる大型テント、椅子、テーブル等を設置してくださいという部分について、現段階において、本当に大型テントのようなものが必要なのか、その点に疑問を感じます。

例えば、簡易的な組立式テントを利用して、その利用頻度や利便性を調査し、その結果として必要であれば、状況に併せて、今後設置を検討していくことが望ましいのではないのでしょうか。

サニーサイドパークの改修は、今回で終わりでなく、よりよいものに作り上げていくためにも、中長期的な視点を持ち、今後も知恵を出し合い、できる範囲での追加や変更が必要と考えます。

また、これまで同様、平日も軽食や弁当が食

べられる公園となるよう、市としての条件整備をお願いします、とありますが、条件整備というのには、余りにも大まかであり、いかようにも解釈が可能ではないか。このようなはっきりわからない点がある事柄に対して、採択はすべきでないと考えます。

よつて、当請願書につきましては、不採択とすべきであると申し上げ、反対討論とさせていただきます。

○議長（寺田公一君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 4番、川田栄子でございます。

請願第4号について、採択すべき立場から討論を行つてまいります。

道の駅は、安全で快適に道路を利用するための道路交通環境の提供、地域とともにつくる個性豊かなにぎわいの場を基本コンセプトにしています。

今さら私が申し述べるところでもございませうが、道の駅のよさは、3つの機能を備えており、24時間無料で利用できる駐車場、トイレなどの休憩機能、道路情報、観光情報などの情報提供機能、観光レクリエーション施設などの地域振興施設で、地域と交流を図る地域連携機能があります。

3機能の中でも、特に休憩機能が重視されていることは、国土交通省調査で約95%と裏づけられています。利用者が駅ごとに個性を表現し、利用者が楽しめるサービスを提供しています。

土佐清水市の道の駅は、こじんまりとした、いい雰囲気の道の駅です。また、大月の道の駅は、物品もそこそこあって、地元の魚介類が安く、やはり田舎の道の駅はいいなという印象です。そして、宿毛の道の駅は、小さな共同企業体がにぎわいづくりを担つてまいりました。

今回、道の駅改修に当たつては、民間をはじ

めとする多様な主体との連携や、地域に活性化をもたらす仕組みを創造すること。そして、道の駅利用者や地域からのさらなる期待や信頼に応えていかなければなりません。

住民の幅広い意見を精査し、実現されていくことは、地域とともにつくる、個性豊かなにぎわいづくりの場となる信頼を得ることになりましょう。

請願者においては、今までの歳月、売店、休憩所などを基本に、道路利用者のための休憩機能、観光者や道路利用の地域の魅力を伝えるなど、道の駅の活動を支援する取組を提供してきた地域住民の声です。

最近では、休憩のスポットだけでなく、道の駅を目当てに訪れる人も少なくないようです。農業ができる体験型の駅、温泉につかれる道の駅などがあるなど、充実をしています。

長時間のドライブに疲れてリフレッシュしたいと、温泉に入って買い物ができる、おいしい御当地グルメなんかを食べられたら最高です。

全てが詰まっている道の駅は、最適なスポットです。

当市の道の駅は、海沿いにあるので、癒しを求めるには最高の場所です。御当地グルメが食べられるのも、道の駅ならではの魅力です。地元の食材をいただけるのは、どなたにとっても喜ばれるものです。カレーやコロッケ、スイーツと、また農産物直売所など充実感が満たされています。

道の駅を利用される一番の目的は、全国アンケート3万8,000人の回答では、1位が休憩販売場所、トイレ。2位が食事・買い物。3位、その道の駅にしかない施設の利用、入浴、体験など。また、坂ノ下の道の駅には、電気自動車の充電機が整備されて、利用ができます。

地域振興の寄与として、観光拡大効果として、観光拠点情報の提供、スタンプラリーなどのイ

ベント実施、地域の特産品などの販売、地域の雇用効果として、特産品の生産拡大、農産品等の出荷、販売場所、地域コミュニティーの拡大効果として地域の交流の場、農産品等の生産者間の交流の場となることから、物産、農林水産品販売など、多様に道の駅は担っております。

これらの期待を担って、リニューアルされる道の駅がにぎわいづくりの場として、再び生まれ変わるに、どれも落とせない条件です。

請願者の思いは、もてなしの心であり、道の駅による様々な効果を求めることは、設置する行政の目的でもあります。何よりそこに心の通い合う、人と人とのつながりがあり、ベンチやテーブルなどの設備においても、雨や暑さをしのぐ屋根があれば、ささやかなことでも誰かの喜びに貢献できる何かがあるとしたら、どんなに心楽しいことでしょうか。

道の駅は、訪れるドライバーのためにも、地域の方々にとっても、親しみやすい、潤いのある交流の場であってほしい。人の夢を映したその駅を、いつまでも快適に利用していただけるように、地域や住民の思いに寄り添い、後押しをしていくことで喜びを分かち合うことができることにつながっていくと信じて、私は請願第4号について、採択すべきと考えております。

以上で、請願第4号について、採択すべき立場から討論を終わります。

○議長（寺田公一君） 以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（寺田公一君） ほかに討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより、請願第4号について、採決いたします。

請願第4号は、採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(寺田公一君) 起立少数であります。

よって、請願第4号は、不採択とすることに決しました。

日程第3「委員会調査について」を議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、目下委員会において調査中の事件については、会議規則第111条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(寺田公一君) 御異議なしと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決しました。

日程第4「議案第41号」を議題といたします。

この際、提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長(中平富宏君) 追加提案申し上げました議案につきまして、提案理由の説明をさせていただきますと思います。

議案第41号は、令和3年度宿毛市一般会計補正予算でございます。総額で388万6,000円を増額しようとするものです。

内容につきましては、……………ほか4名より、希望ヶ丘の高台造成工事の無効、違法確認を求められていた裁判が、令和3年8月31日に結審され、原告の訴えが却下されました。その後の控訴期間におきましても、原告からの控訴はありませんでした。よって、9月17日をもって、市の勝訴が確定をいたしました。

これにより、訴訟代理権限を委任していた松岡章雄弁護士へ、先に支払いしました着手金4

4万円に加えまして、今回の勝訴に伴う成功報酬を支払う必要が生じたため、44万円を追加しようとするものです。

次に、新型コロナワクチンの集団接種会場において、予約希望者が増加をし、集団接種の日程を追加するなどの対応を行ったことから、接種業務に対応していただく医療従事者への報償費といたしまして、344万6,000円を追加しようとするものです。

以上が、御提案申し上げました議案の内容です。

よろしく御審議の上、適切な御決定を賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長(寺田公一君) これにて提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(寺田公一君) 格別質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

午前10時59分 休憩

午前11時04分 再開

○議長(寺田公一君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りいたします。

議案第41号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(寺田公一君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより、議案第41号について、討論に入

ります。

討論はありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(寺田公一君) 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第41号を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(寺田公一君) 全員起立であります。

よって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

日程第5「意見書案第1号」を議題といたします。

この際、提案理由の説明を求めます。

10番岡崎利久君。

○10番(岡崎利久君) 10番、意見書案第1号「コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書」については、朗読をもって提案理由の説明に代えたいと思います。

新型コロナウイルス感染症のまん延により、地域経済にも大きな影響が及び、地方財政は来年度においても、引き続き、巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面している。

地方自治体では、コロナ禍への対応はもとより、地域の防災・減災、雇用の確保、地球温暖化対策などの喫緊の課題に迫られているほか、医療介護、子育てをはじめとした社会保障関係経費や公共施設の老朽化対策費など将来に向け増嵩する財政需要に見合う財源が求められる。

その財源確保のため、地方税制の充実確保が強く望まれる。

よって、国においては、令和4年度地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

記

1 令和4年度以降3年間の地方一般財源総額については、「経済財政運営と改革の基本方針2021」において、令和3年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされているが、急速な高齢化に伴い社会保障関係経費が毎年度増大している現状を踏まえ、他の地方歳出に不合理なしわ寄せがなされないよう、十分な総額を確保すること。

2 固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは家屋・償却資産を含め、断じて行わないこと。生産性革命の実現や新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じた措置は、本来国庫補助金などにより国の責任において対応すべきものである。よって、現行の特例措置は今回限りとし、期限の到来をもって確実に終了すること。

3 令和3年度税制改正において土地に係る固定資産税について講じた、課税標準額を令和2年度と同額とする負担調整措置については、令和3年度限りとすること。

4 令和3年度税制改正により講じられた自動車税・軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長について、更なる延長は断じて行わないこと。

5 炭素に係る税を創設又は拡充する場合には、その一部を地方税又は地方譲与税として地方に税源配分すること。

以上で説明を終わります。

○議長(寺田公一君) これにて、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(寺田公一君) 格別質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

意見書案第1号は、会議規則第37条第3項

の規定により、委員会の付託を省略いたしたい
と思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(寺田公一君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は、委員会の付託を省略するこ
とに決しました。

これより、意見書案第1号について、討論に
入ります。

討論はありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(寺田公一君) 討論がありませんので、
これにて討論を終結いたします。

お諮りいたします。

「意見書案第1号」は、原案のとおり可決す
ることに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(寺田公一君) 御異議なしと認めます。

よって、「意見書案第1号」は、原案のとおり
可決されました。

お諮りいたします。

ただいま意見書案第1号が議決されましたが、
その条項、字句、数字、その他整理を要するも
のにつきましては、その整理を議長に委任され
たいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(寺田公一君) 御異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は
議長に委任することに決しました。

以上で、今期定例会の日程は全て議了いたし
ました。

閉会に当たり、市長から挨拶の申し出があり
ますので、発言を許します。

市長。

○市長(中平富宏君) 閉会に当たり、一言御
挨拶を申し上げます。

去る9月7日に開会いたしました今期定例会
は、本日までの16日間、議員の皆様におかれ
ましては、連日、熱心に御審議いただき、御提
案申上げました41議案のうち決算認定議案
の13議案を除いて、原案のとおり御決定をい
ただき、誠にありがとうございました。熱くお
礼申し上げます。

今議会を通じ、お寄せいただきました数々の
貴重な御意見や御提言につきましては、今後さ
らに検討をいたしながら、市政の執行に反映さ
せてまいりたいと考えております。

議員の皆様におかれましては、より一層の御
指導、御協力を賜りますようお願い申し上げま
して、閉会の挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長(寺田公一君) 以上で、市長の挨拶は
終わりました。

これにて、令和3年第3回宿毛市議会定例会
を閉会いたします。

午前11時12分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

宿毛市議会議長 寺田公一

宿毛市議会副議長 高倉真弓

議員 山上庄一

議員 山戸寛

令和3年9月21日

宿毛市議会議長 寺 田 公 一 殿

予算決算常任委員長 山 上 庄 一

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	審査結果	理 由
議案第14号	令和3年度宿毛市一般会計補正予算について	原案可決	適 当
議案第15号	令和3年度宿毛市国民健康保険事業特別会計補正予算について	原案可決	適 当
議案第16号	令和3年度宿毛市へき地診療事業特別会計補正予算について	原案可決	適 当
議案第17号	令和3年度宿毛市定期船事業特別会計補正予算について	原案可決	適 当
議案第18号	令和3年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計補正予算について	原案可決	適 当
議案第19号	令和3年度宿毛市学校給食事業特別会計補正予算について	原案可決	適 当
議案第20号	令和3年度宿毛市下水道事業特別会計補正予算について	原案可決	適 当
議案第21号	令和3年度宿毛市介護保険事業特別会計補正予算について	原案可決	適 当
議案第22号	令和3年度宿毛市後期高齢者医療特別会計補正予算について	原案可決	適 当
議案第23号	令和3年度宿毛市水道事業会計補正予算について	原案可決	適 当
議案第39号	令和3年度宿毛市一般会計補正予算について	原案可決	適 当

令和3年9月15日

宿毛市議会議長 寺田公一 殿

総務文教常任委員長 岡崎利久

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	審査結果	理由
議案第24号	宿毛市個人情報保護条例の一部を改正する条例について	原案可決	適当
議案第25号	宿毛市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	適当
議案第26号	宿毛市コミュニティバスの運行に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	適当
議案第35号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について	原案可決	適当
議案第36号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について	原案可決	適当
議案第37号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について	原案可決	適当
議案第38号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について	原案可決	適当
議案第40号	宿毛市特別職の職員の給与並びに旅費に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	適当

令和3年9月16日

宿毛市議会議長 寺田公一 殿

産業厚生常任委員長 川村三千代

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	審査結果	理由
議案第27号	宿毛市立保育所設置条例の一部を改正する条例について	原案可決	適当
議案第28号	宿毛都市計画事業宿毛駅前地区土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例について	原案可決	適当
議案第29号	宿毛都市計画事業宿毛駅東地区土地区画整理事業施行規程に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	適当
議案第30号	宿毛市林邸再生活用事業寄附金条例の廃止について	原案可決	適当
議案第31号	宿毛市林邸再生活用事業寄附金基金条例の廃止について	原案可決	適当
議案第32号	市道路線の認定について	原案可決	適当
議案第33号	市道路線の認定について	原案可決	適当
議案第34号	市道路線の変更について	原案可決	適当

令和3年9月16日

宿毛市議会議長 寺 田 公 一 殿

産業厚生常任委員長 川 村 三千代

請願審査報告書

本委員会に付託の請願は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第143条第1項の規定により報告します。

記

受理番号	件 名	審査結果	意 見
第 4 号	「道の駅すくも」サニーサイドパーク改修について	趣旨採択	趣旨妥当

令和3年9月21日

宿毛市議会議長 寺 田 公 一 殿

予算決算常任委員長 山 上 庄 一

閉会中の継続審査申出書

本委員会は、下記の事件について閉会中もなお継続審査を要するものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

1 事 件

受 理 番 号	事 件 名
議案第 1 号	令和2年度宿毛市一般会計歳入歳出決算認定について
議案第 2 号	令和2年度宿毛市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第 3 号	令和2年度宿毛市へき地診療事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第 4 号	令和2年度宿毛市定期船事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第 5 号	令和2年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計歳入歳出決算認定について
議案第 6 号	令和2年度宿毛市学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第 7 号	令和2年度宿毛市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第 8 号	令和2年度宿毛市国民宿舎運営事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第 9 号	令和2年度幡多西部介護認定審査会特別会計歳入歳出決算認定について
議案第10号	令和2年度宿毛市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第11号	令和2年度宿毛市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第12号	令和2年度宿毛市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
議案第13号	令和2年度宿毛市水道事業会計決算認定について

2 理 由 今後なお審査を要するため

令和3年9月15日

宿毛市議会議長 寺 田 公 一 殿

総務文教常任委員長 岡 崎 利 久

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

- 1 事 件
 - (1) 総合計画の策定状況について
 - (2) 行政機構の状況について
 - (3) 財政の運営状況について
 - (4) 公有財産の管理状況について
 - (5) 市税等の徴収体制について
 - (6) 地域防災計画について
 - (7) 教育問題について
- 2 理 由 議案審査の参考とするため

令和3年9月16日

宿毛市議会議長 寺 田 公 一 殿

産業厚生常任委員長 川 村 三千代

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

- 1 事 件
 - (1) 農林水産業の振興対策状況について
 - (2) 商工業の活性化対策状況について
 - (3) 観光産業の振興対策状況について
 - (4) 市道の管理状況について
 - (5) 環境、保健衛生の整備状況について
 - (6) 下水道事業の運営管理状況について
 - (7) 保育施設の管理状況について
 - (8) 介護保険制度について
- 2 理 由 議案審査の参考とするため

令和3年9月21日

宿毛市議会議長 寺 田 公 一 殿

議会運営委員長 野々下 昌 文

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

- 1 事 件 (1) 議会の運営に関する事項
(2) 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項
(3) 議長の諮問に関する事項
- 2 理 由 議会運営を効率的かつ円滑に行うため

意見書案第1号

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書
地方自治法第99条の規定により、別紙のとおり意見書を提出する。

令和3年9月15日提出

提出者	宿毛市議会議員	岡崎利久
賛成者	宿毛市議会議員	今城隆
〃	〃	三木健正
〃	〃	野々下昌文
〃	〃	松浦英夫
〃	〃	濱田陸紀

宿毛市議会議長 寺田公一 殿

説明 口頭

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書

新型コロナウイルス感染症のまん延により、地域経済にも大きな影響が及び、地方財政は来年度においても、引き続き、巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面している。

地方自治体では、コロナ禍への対応はもとより、地域の防災・減災、雇用の確保、地球温暖化対策などの喫緊の課題に迫られているほか、医療介護、子育てをはじめとした社会保障関係経費や公共施設の老朽化対策費など将来に向け増嵩する財政需要に見合う財源が求められる。

その財源確保のため、地方税制の充実確保が強く望まれる。

よって、国においては、令和4年度地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

記

- 1 令和4年度以降3年間の地方一般財源総額については、「経済財政運営と改革の基本方針2021」において、令和3年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされているが、急速な高齢化に伴い社会保障関係経費が毎年度増大している現状を踏まえ、他の地方歳出に不合理なしわ寄せがなされないよう、十分な総額を確保すること。
- 2 固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは家屋・償却資産を含め、断じて行わないこと。生産性革命の実現や新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じた措置は、本来国庫補助金などにより国の責任において対応すべきものである。よって、現行の特例措置は今回限りとし、期限の到来をもって確実に終了すること。
- 3 令和3年度税制改正において土地に係る固定資産税について講じた、課税標準額を令和2年度と同額とする負担調整措置については、令和3年度限りとすること。

- 4 令和3年度税制改正により講じられた自動車税・軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長について、更なる延長は断じて行わないこと。
- 5 炭素に係る税を創設又は拡充する場合には、その一部を地方税又は地方譲与税として地方に税源配分すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年9月22日

高知県宿毛市議会議長 寺田 公一

衆議院議長殿
参議院議長殿
内閣総理大臣殿
内閣官房長官殿
総務大臣殿
財務大臣殿
経済産業大臣殿
経済再生担当大臣殿

一 般 質 問 通 告 表

令和3年第3回定例会

質問 順位	質問議員	質 問 の 要 旨
1	1 番 今城 隆君	<p>1 ゼロカーボンシティ宣言について（市長）</p> <p>（1）市の具体的施策及び目指す市民生活の変容について</p> <p>ア ゼロカーボンシティ宣言の理念について</p> <p>イ 具体的施策と期待される成果について</p> <p>ウ 市民参加のゼロカーボンの取組について</p> <p>エ エネルギーの地産地消について</p> <p>2 サニーサイドパーク改修について（市長）</p> <p>（1）基本設計案の確認と改善の可能性について</p> <p>ア 改修の概要について</p> <p>イ 公園活用の事業計画について</p> <p>ウ 市民の憩いの場にするために</p> <p>3 特別障害者手当について（市長）</p> <p>（1）該当者の利用につなげるための制度の周知・申請手続について</p> <p>ア 特別障害者手当の概要について</p> <p>イ 該当者への周知について</p> <p>ウ 申請の手続について</p>
2	3 番 三木健正君	<p>1 宿毛市コロナ対策事業者月次支援金について（市長）</p> <p>（1）支援金の申請状況について</p> <p>ア 申請件数について</p> <p>イ 申請の内訳について</p> <p>（2）今後の支援策について</p> <p>2 土砂災害防止対策について（市長）</p> <p>（1）土砂災害警戒区域について</p> <p>ア 宿毛市の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の現状について</p> <p>イ 警戒区域指定に至る経緯について</p> <p>ウ 警戒区域指定後の取組について</p> <p>（2）土砂災害防止対策としての施設整備について</p> <p>（3）今後の見直し及び変更について</p>

2	3 番 三木健正君	<p>3 市道大谷山線の維持管理について（市長）</p> <p>(1) 市道大谷山線の管理状況について</p> <p>ア 市道認定に至る経緯について</p> <p>イ 近年の工事回数とその内容について</p> <p>(2) 現在の状況について</p> <p>(3) 土砂災害との関連性について</p>
3	10 番 岡崎利久君	<p>1 小中学校トイレの洋式化について（教育長）</p> <p>(1) 小学校・中学校別の洋式化率と全小中学校の洋式化率について</p> <p>(2) 今後の目指すべき目標値について</p> <p>2 災害時における避難所の小中学校トイレの洋式化について（教育長）</p> <p>(1) 洋式化トイレの数について</p> <p>(2) 今後の目指すべき目標値について</p> <p>3 宿毛市立小中学校再編計画について（教育長）</p> <p>(1) 西地域学校移転適地調査事業の進捗状況について</p> <p>(2) 適地調査の箇所数について</p> <p>(3) 保護者並びに地元の方に対する説明会について</p> <p>(4) 西部ゾーンの計画について</p> <p>(5) 東部ゾーンの計画について</p> <p>4 宿毛市給食センター建設事業について（市長）</p> <p>(1) 宿毛市給食センター新築工事設計業務委託の入札について</p> <p>(2) 市内業者（地元業者）の参加について</p> <p>(3) 入札の方法について</p> <p>(4) 計画が遅くなった理由と今後の計画について</p>
4	4 番 川田栄子君	<p>1 新型コロナワクチン接種について（市長）</p> <p>(1) ワクチン接種率について</p> <p>(2) ワクチンの認識について</p> <p>(3) 12歳から15歳のワクチン接種について</p> <p>(4) 自然免疫強化について</p> <p>(5) 自粛要請について</p>

4	4 番 川田栄子君	<p>2 市道及び公共物の劣化について（市長、教育長）</p> <p>(1) 市道寺山芳奈線について</p> <p>(2) 市道の維持管理について</p> <p>(3) 学校の老朽化について</p> <p>ア 現状と課題について</p> <p>イ 国の長寿命化支援事業について</p> <p>3 下水道事業について（市長）</p> <p>(1) 推進と維持管理について</p> <p>(2) 下水道使用料の賦課漏れについて</p> <p>ア 概要について</p> <p>イ 原因について</p> <p>ウ 再発防止策について</p> <p>エ 責任について</p>
5	11 番 野々下昌文君	<p>1 奨学金返還支援制度について（市長）</p> <p>(1) 奨学金返還支援制度について</p> <p>(2) 奨学金返還支援制度導入への今後の対応について</p> <p>2 行政のデジタル化について（市長、教育長）</p> <p>(1) 行政手続デジタル化の現状について</p> <p>(2) マイナンバーカードについて</p> <p>(3) 高齢者の情報格差の解消について</p> <p>(4) 学校業務のデジタル化について</p> <p>(5) タブレット端末の積極的利用について</p> <p>3 SDGs の推進について（市長、教育長）</p> <p>(1) SDGs のアイコンの使用について</p> <p>(2) 地方創生SDGs 未来都市構想について</p> <p>(3) 学校教育の中のSDGs について</p> <p>(4) 持続可能なエネルギー政策について</p>

令和3年第3回宿毛市議会定例会議決結果一覧表

議 案

議案番号	件 名	議決月日	結 果
第 1 号	令和2年度宿毛市一般会計歳入歳出決算認定について	9月22日	継続審査
第 2 号	令和2年度宿毛市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	9月22日	継続審査
第 3 号	令和2年度宿毛市へき地診療事業特別会計歳入歳出決算認定について	9月22日	継続審査
第 4 号	令和2年度宿毛市定期船事業特別会計歳入歳出決算認定について	9月22日	継続審査
第 5 号	令和2年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計歳入歳出決算認定について	9月22日	継続審査
第 6 号	令和2年度宿毛市学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定について	9月22日	継続審査
第 7 号	令和2年度宿毛市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	9月22日	継続審査
第 8 号	令和2年度宿毛市国民宿舎運営事業特別会計歳入歳出決算認定について	9月22日	継続審査
第 9 号	令和2年度幡多西部介護認定審査会特別会計歳入歳出決算認定について	9月22日	継続審査
第10号	令和2年度宿毛市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	9月22日	継続審査
第11号	令和2年度宿毛市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について	9月22日	継続審査
第12号	令和2年度宿毛市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	9月22日	継続審査
第13号	令和2年度宿毛市水道事業会計決算認定について	9月22日	継続審査
第14号	令和3年度宿毛市一般会計補正予算について	9月22日	原案可決
第15号	令和3年度宿毛市国民健康保険事業特別会計補正予算について	9月22日	原案可決
第16号	令和3年度宿毛市へき地診療事業特別会計補正予算について	9月22日	原案可決

第17号	令和3年度宿毛市定期船事業特別会計補正予算について	9月22日	原案可決
第18号	令和3年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計補正予算について	9月22日	原案可決
第19号	令和3年度宿毛市学校給食事業特別会計補正予算について	9月22日	原案可決
第20号	令和3年度宿毛市下水道事業特別会計補正予算について	9月22日	原案可決
第21号	令和3年度宿毛市介護保険事業特別会計補正予算について	9月22日	原案可決
第22号	令和3年度宿毛市後期高齢者医療特別会計補正予算について	9月22日	原案可決
第23号	令和3年度宿毛市水道事業会計補正予算について	9月22日	原案可決
第24号	宿毛市個人情報保護条例の一部を改正する条例について	9月22日	原案可決
第25号	宿毛市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について	9月22日	原案可決
第26号	宿毛市コミュニティバスの運行に関する条例の一部を改正する条例について	9月22日	原案可決
第27号	宿毛市立保育所設置条例の一部を改正する条例について	9月22日	原案可決
第28号	宿毛都市計画事業宿毛駅前地区土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例について	9月22日	原案可決
第29号	宿毛都市計画事業宿毛駅東地区土地区画整理事業施行規程に関する条例の一部を改正する条例について	9月22日	原案可決
第30号	宿毛市林邸再生活用事業寄附金条例の廃止について	9月22日	原案可決
第31号	宿毛市林邸再生活用事業寄附金基金条例の廃止について	9月22日	原案可決
第32号	市道路線の認定について	9月22日	原案可決
第33号	市道路線の認定について	9月22日	原案可決
第34号	市道路線の変更について	9月22日	原案可決
第35号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について	9月22日	原案可決

第36号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について	9月22日	原案可決
第37号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について	9月22日	原案可決
第38号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について	9月22日	原案可決
第39号	令和3年度宿毛市一般会計補正予算について	9月22日	原案可決
第40号	宿毛市特別職の職員の給与並びに旅費に関する条例の一部を改正する条例について	9月22日	原案可決
第41号	令和3年度宿毛市一般会計補正予算について	9月22日	原案可決

請 願

受理番号	件 名	議決月日	結 果
第 4 号	「道の駅すくも」サニーサイドパーク改修について	9月22日	不採択